

令和二年三月定例会

令和 2 年 第 1 回

# 菊陽町議会 3 月定例会会議録

令和 2 年 2 月 28 日～ 3 月 13 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

## 令和2年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
2 / 28	金	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第26号～議案第32号）質疑・委員会付託・研修報告
2 / 29	土	休会
3 / 1	日	休会
3 / 2	月	議案審議（議案第1号～議案第25号、議案第33号、議案第34号）質疑・討論・表決
3 / 3	火	休会（議案調査）
3 / 4	水	休会（議案調査）
3 / 5	木	休会（議案調査）
3 / 6	金	休会（議案調査）
3 / 7	土	休会
3 / 8	日	休会
3 / 9	月	一般質問（5人）
3 / 10	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 11	水	文教厚生常任委員会
3 / 12	木	休会（議事整理）
3 / 13	金	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和2年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	廣瀬 英二 (P104～)	1. 光の森防災広場について	(1) 地域住民に対する説明会について問う。 (2) 平常時の広場、避難室の活用方について問う。 (3) 防災広場の管理について問う。 (4) 防災ヘリの発着等を含めた防災訓練について問う。 (5) 残り1ヘクタールの活用について問う。
		2. 町道菊陽空港線延伸に伴う高架橋計画について町はどう対応するのか	(1) 計画交通量が基準と考えるがどの資料で算定しているのか問う。 (2) 高架橋計画を2車線化した理由について問う。 (3) (仮称) 原水第二工業団地の企業誘致に伴い増加する交通量は想定で約2,000台と聞いている。合志市も企業誘致、開発があると聞いているが交通量の想定について問う。 (4) 町道菊陽空港線延伸の直近の将来交通量はどうなっているのか問う。 (5) 町道菊陽空港線の4車線化についてはどのように考えているのか問う。
		3. 光の森駅とゆめタウン立体駐車場を結ぶ自由通路について	(1) 関係機関との交渉状況についてどのように把握しているか問う。 (2) 上記内容を踏まえた今後の取り組みについて問う。
		4. 新駅の設置構想について(図書館付近)	(1) 関係機関との交渉状況についてどのように把握しているか問う。 (2) 上記内容を踏まえた今後の取り組みについて問う。
		5. 鉄砲小路踏切の改良計画について	(1) 関係機関との交渉状況についてどのように把握しているか問う。 (2) 上記内容を踏まえた今後の取り組みについて問う。
2	渡邊 裕之 (P113～)	1. 菊陽町財政について	(1) 地方債元利償還への交付税措置について問う。 (2) 臨時財政対策債の必要性、また交付税措置について問う。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3) 防災公園、防災センター、総合体育館等、大型事業が続くが、現状の補助事業に対する交付税措置を充てにしているのか。今後の町の財政負担は大丈夫か。
		2. 子供の貧困対策について	(1) 担当課、教育委員会のこれまでの取り組みについて問う。 (2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律を受けて策定される、菊陽町子どもの貧困対策計画について問う。 (3) 今後の課題と最も重要で必要な取り組みは何か。
		3. 応援村事業について	東京オリンピック等を菊陽町で応援する「応援村」に賛同し取り組むつもりはないか。
3	小林久美子 (P124～)	1. 学童保育について	(1) 武蔵ヶ丘小学校の学童クラブ（なかよし）を4月から閉鎖するという通知が2月26日付で出されている。それについて保護者としては、突然の通知で納得できないと不安が広がっている。今年度末の閉鎖を中止にできないか。 (2) 他のクラブの指導員3名の退職が閉鎖の理由となっている。それに伴う閉鎖と聞いているが、新規のクラブには新たな指導員の確保が必要ではないか。 (3) 学童クラブ指導員の確保のために待遇改善が必要だがこれまでの取り組みと今後の対策についてどう考えているのか。 (4) 町の子育て支援の政策として、今後学童保育はますます充実することこそ必要ではないか。
		2. 新型コロナウイルス対策について	(1) 学校休校に伴い、共働き家庭やひとり親家庭の児童・生徒についてどう対応していくのか。給食のパート職員の方への対応はどのようにするのか。 (2) 休校中の学童保育については、どのように運営していくのか。
4	那須真理子 (P134～)	1. 豚熱（CSF）について	(1) 豚熱（CSF）の防止策として農業者への対応はなされているか。 (2) インバウンドや町民への知識の共有や注意喚起は考えているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3)猪等の死骸発見時の危機管理の手順はあるか。
		2. 子育て支援について	(1)0才～2才児までの園児の数は今後どうなると考えるか。 (2)使用済みオムツの処理は町で業者委託したらどうか。 (3)子育て相談が改善された事や改善に向かっている事例はあるか。 (4)相談の進展が重大な事に直面した時の対処はどうするのか。
		3. 環境対策について	(1)町における環境対策をどう考えるか。 (2)脱炭素社会都市への仲間入りの考えはあるか。
5	甲斐 榮治 (P145～)	1. 町長の「令和2年度施政方針」について	(1)「会計年度任用職員」制度について。 ①従来より約7,000万円の町負担増については、職員の員数増加によるものか、または職員個々人に対する処遇改善によるものか。 ②賞与を支給するについて、年収の総額調整はないか。 ③職員の勤務時間は従来通りか、変化するのか。 ④非正規公務員が担ってきた仕事を外部に委託することはないか。 (2)「菊陽空港線延伸」事業について。 ①12月定例会で、建設課長は「合意の方は成立いたしまして、測量業務を終えたところでございます」と応えているが、合意の内容及び測量業務の中身は何か。 ②ルートは未定なのか。 (3)「空港アクセス鉄道の整備」事業の現況及び今後の見込みについて示せ。 (4)「都市計画マスタープラン」の策定に関して、「菊陽町都市計画マスタープランに関するアンケート調査」について。 ①このアンケートをどのように活用するのか。 ②本事業は委託事業であるか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(5)まちづくりへの住民参画に対する基本的考え方（理念）を示せ。</p> <p>①まちづくり計画の作成でもっとも大切なことは何か。</p> <p>②まちづくり計画の実践でもっとも大切なものは何か。</p> <p>(6)施政方針等の説明の在り方について。</p> <p>①配布の時期は開会の直前にしかできないのか。</p> <p>②総花的説明か、優先順位をつけた説明か。</p> <p>③予算参考資料の配布も開会の直前にしかできないか。</p>

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和2年2月28日（金）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和2年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和2年2月28日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第1号から議案第34号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 議案第26号 令和2年度菊陽町一般会計予算について

日程第8 議案第27号 令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第9 議案第28号 令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について

日程第10 議案第29号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第11 議案第30号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第12 議案第31号 令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第13 議案第32号 令和2年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託 (別紙 委員会付託予定表)

日程第14 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣 瀬 英 二 君

2番 矢 野 厚 子 君

3番 大久保 輝 君

4番 阪 本 俊 浩 君

5番 西 本 友 春 君

6番 那 須 眞 理 子 君

7番 佐々木 理美子 君

8番 中 岡 敏 博 君

9番 布 田 悟 君

10番 福 島 知 雄 君

11番 坂 本 秀 則 君

12番 渡 邊 裕 之 君

13番 佐 藤 竜 巳 君

14番 甲 斐 榮 治 君

15番 岩 下 和 高 君

16番 小 林 久 美 子 君

17番 北 山 正 樹 君

18番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 益 満 基 君



5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄君	副町長	吉野邦宏君
教育長	上川幸俊君	教育部長	吉永公紀君
総務部長	阪本浩徳君	福祉生活部長	阪本章三君
健康保険部長	服部誠也君	経済部長	士野公典君
土木部長	小野秀幸君	会計管理者兼 会計課長	酒井章彦君
総務課長	板楠健次君	総務部次長兼 財政課長	西本一浩君
健康・保険課長	東桂一郎君	介護保険課長	宮川照之君
経済部次長兼 商工振興課長	川上一弘君	下水道課長	丸山直樹君
総務課総務法制係長	小泉秀和君		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時1分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和2年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番佐藤竜巳君、14番甲斐榮治君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月18日までの20日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査11月、12月、1月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、本会議の出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました請願は議席に配付の請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、閉会中の2月26日に、福島知雄君から広報調査特別委員会の辞任願が出され、同日、辞任を許可しました。

広報調査特別委員会委員の選任については、閉会中のため、議長指名により廣瀬英二君を選任することに決定しました。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。

これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和2年第1回菊陽町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

令和元年度末を迎えたところではありますが、町の最近の状況について行政報告をいたします。

最初は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

皆様も御承知のとおり、昨年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において、肺炎患者の発生が複数報告され、患者から新型コロナウイルスが検出されました。また、本年1月28日には、この新型コロナウイルスによる肺炎について、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令が閣議決定され、2月1日に施行されています。

このような中、2月22日には、熊本県内で初めてとなる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されました。このことから、本町では同日9時に対策本部を設置し、同日16時から対策本部会議を開催しました。

各発生段階で想定される状況とその対策については、菊陽町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて行うこととし、日常生活で気をつける、手洗いやせきエチケット、新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の日安、イベントの延期・中止などについて確認し、その状況に応じた対策の取組など、緊密な連携のもと、感染の拡大防止に全力で取り組んでおります。

また、昨日、安倍首相は、新型コロナウイルスに関する対策本部で、全国の公立の小・中学校、高校、特別支援学校を3月2日から臨時休校するよう要請したとの報道があり、正式な連絡が届き次第対応することとしています。

その他の新型コロナウイルスに対する対策については、本日の午後4時から対策本部会議を開催し、対応を協議することとしております。

次は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による、菊陽町の燃やすごみ袋の品不足についてであります。

菊陽町指定ごみ袋は、委託した業者により中国で作製されていますが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中国国内の工場が一部再開できない状況が続いております。このため、納品が間に合わず、また早目に購入される方が多くなり、品薄状態になりましたが、本日、ごみ袋の納品がされましたので、3月からは店頭並び、安定的な供給を行うことができます。

また、今後にも備え、別途、国内で作製できる事業者と委託契約を締結し、指定ごみ袋を作製し、3月上旬から納品されるよう対応いたしております。

次は、熊本地震からの復旧・復興対策についてであります。

現在も、災害義援金や一部損壊家屋に対する義援金の支給、そして非課税世帯に対する義援金などの事業を行っております。アパートなどのみなし仮設住宅には、1月末現在で3世帯が

残られておりますが、全ての世帯が自宅再建の見込みが立っております。

なお、みなし仮設入居者の退去及び生活再建の目途も立ったことから、本町で被災者の見守り、相談支援事業を担っていた地域支え合いセンター（町社会福祉協議会）への委託は3月末をもって閉鎖しますが、閉鎖後も、福祉課や社会福祉協議会等、町関係機関の連携により、引き続き、被災者の生活支援を継続してまいります。

次は、災害関係事業と防災についてであります。

まず、光の森多目的広場の防災広場としての整備についてであります。

広場整備工事や防災備蓄棟建築工事、芝張りなど順調に進んでおり、年度内に完成する予定であります。

次に、災害時における電気自動車からの電力供給に関する連携協定の締結についてであります。

2月7日、役場におきまして、日産自動車、菊陽タクシー、おしろタクシー、熊本日産自動車、日産プリンス熊本販売と本町の6者による災害時の連携協定の締結式を行いました。

この協定の内容は、本町が地震等の災害により、大規模停電が発生した際に、町内の菊陽タクシー、おしろタクシー、そして、日産の販売会社である熊本日産自動車、日産プリンス熊本販売から電気自動車が貸与され、避難所において電気自動車を電力源として活用するというものであります。

次に、総合防災訓練についてであります。

2月16日に、武蔵ヶ丘北小学校において、菊陽町総合防災訓練を実施しました。当日は、午前9時に震度6強の地震が発生したと想定し、防災無線による避難の呼びかけにより、武蔵ヶ丘北小校区の住民が小学校への避難訓練などを行いました。あいにくの雨の中でしたが、住民など約450名が参加されました。また、避難訓練と並行し、応急救護訓練、心肺蘇生訓練、炊き出し訓練などを行いました。

以上、災害関係事業や防災関係業務について、今後も、地域住民の安心・安全に向けて取り組んでまいります。

次は、公共交通関係についてであります。

菊陽町が運行する巡回バスなどの公共交通の見直しについては、昨年10月に策定した公共交通体系見直し計画に基づき、本年1月26日から試験運行を開始しています。再編後の巡回バスや新たに導入した乗り合いタクシーの制度については、広報きくようや御利用ガイドの配布により周知に努めていますが、より多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、各地域で出前講座も開催しております。今後も、制度の周知と利用促進を図りながら、巡回バスと乗り合いタクシーの利用状況や町民の皆様の御意見等をしっかりと把握し、本格的運行につなげてまいります。

次は、暮らしの便利帳の発行についてであります。

これまで、行政情報をはじめ、生活する上で必要な情報をまとめたきくようまち生活便利帳

を町で作成していましたが、このたび、これにかわるものとして、株式会社サイネックスとの共同により、暮らしの便利帳を発行する運びとなり、昨日2月27日に、共同発行に関する協定調印式を行ったところであります。

次は、コンビニ交付とコンビニ収納についてであります。

町民等の利便性向上を図るため、個人番号カードを利用して、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなど各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを今月3日から開始しております。

また、町税や保育料、公営住宅使用料、下水道使用料などのコンビニ収納サービスも、令和2年4月から開始する予定で事務を進めております。

次は、菊陽南小学校区の放課後児童クラブの施設整備についてであります。

本クラブについては、光の森仮設団地みんなの家等の解体・移築による施設整備を進めているところですが、当初、3月末の施設完成を目指しておりましたが、4月中旬まで工期がずれ込むことから、新施設での運営は予定を、4月下旬に変更したところです。

次は、現在、菊池環境保全組合で取り組んでおります、新環境工場等の建設についてであります。

主要工事であります敷地造成工事、焼却施設工事、最終処分場の埋立施設工事と水処理施設工事の建設工事は、令和元年度から本格化しており、ごみ焼却施設の令和3年4月からの供用開始を目指しております。

また、新環境工場等の正式名称については、管内住民等を対象に名称の公募が行われており、今後名称が決定され、広報等で結果発表される予定であります。

次は、（仮称）第二原水工業団地整備事業についてであります。

現在、基本設計の業務を発注しており、工業団地の区画割りや道路、整地計画などの基本的な事項について関係機関と協議を進めているところです。また、用地については、早期の用地取得に向け進めております。今後は、引き続き用地交渉を進め、現況測量や実施設計の業務を行ってまいります。

次は、小・中学校の整備についてであります。

校舎の老朽化に伴い、平成29年度から3か年計画で実施してまいりました菊陽北小学校校舎の大規模改造工事が3月中旬には完了する予定であります。また、菊陽北小学校及び武蔵ヶ丘北小学校では、児童数の増加に対応するため、学校敷地の拡張に向けた作業に着手したところでございます。

次は、町の体育施設についてであります。

町民の皆様から高い関心が寄せられている総合体育館建設につきましては、基本設計業務が完了し、規模や機能が具体化しております。

また、昨年12月には、各常任委員会委員長の方々と国土交通省九州地方整備局を訪問、さらに上田議長と国土交通省を訪問するなど、積極的に要望活動を行ってきたところであります。

その結果、国の令和元年度補正予算におきまして、実施設計費に係る予算の配分を受けたところでございます。

本施設は、熊本地震の経験を踏まえ、防災機能を備えた避難拠点施設と位置づけている施設であります。

今回、補正予算により社会資本整備総合交付金の配分を受けたところでありますが、令和2年度の予算獲得に向け、さらに要望活動に力を入れていきたいと考えております。また、国及び県からの支援を仰ぎ、連携して事業を進めていきたいと考えておりますので、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、町の近況などを報告しました。今後も、安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を取り戻して、加えて、一步進んだ将来の発展につながる復興を力強く進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第1号から議案第34号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出議案第1号から議案第34号までの34件についてを一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 令和2年度を迎えるに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と、令和2年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年5月に、新たに天皇陛下が即位され、「平成」の時代が幕を閉じ、「令和」の時代が始まりました。この新しい時代に、これからの菊陽町をどうつくっていくかの重要な年になります。令和2年度は、町の将来像などを定める総合計画の策定を予定しておりますので、その中で町が進むべき方向性を定めてまいります。

さて、平成28年4月に発生しました熊本地震から、間もなく4年が経過しようとしています。これまで、地震からの復旧・復興に全力で取り組んでまいりましたが、今後も、被災者に対する支援を継続しながら、町の復興に向け、さまざまな取組を進め、災害に強い活力ある「生活都市 きくよう」の実現に努めてまいります。また、50年にわたり人口が増加し続けている本町においても、少子・高齢化は確実に進んでおります。今後においては、震災や人口増加への対応に加えて、この少子・高齢社会への対応等を勘案し、さまざまな施策に取り組んでいかなければなりません。

それでは、新年度における町政運営について申し上げます。

我が国の経済は、内閣府による2月の月例経済報告によりますと、景気は輸出が弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復しているとしています。

先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があるとしています。

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実行していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等に基づき、潜在成長率の引き上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指す。さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障制度を実現する。また、消費税率の引き上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、臨時・特別の措置を含む令和元年度予算を着実に執行するとしています。

また、新型コロナウイルス感染症に対しては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を速やかに実行するとともに、引き続き経済への影響を十分注視し、政府として対応に万全を期すとしております。

なお、民需主導の持続的な経済成長を実現していくため、令和元年度補正予算を迅速かつ着実に実行するとともに、令和2年度予算及び関連法案の早期成立に努めるとしております。

令和2年度の国の予算は、令和2年度予算編成の基本方針による基本的考え方に基づいて編成され、一般会計歳入歳出予算（案）の規模は102兆6,580億円で、前年度比1兆2,009億円、1.2%の増となっています。

このようなことを念頭に、令和2年度の予算は、熊本地震復旧・復興計画、復興まちづくり計画に基づき、熊本地震からの復旧・復興及び防災・減災対策のための整備を進めるとともに、後期基本計画、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた本町のさらなる発展に向けた取組を計画的に実施する。また、老朽化が進む公共施設等について、各個別施設ごとの長寿命化計画に基づき改修等を実施することなど、効率的で効果的な予算となるよう編成を行ったところであります。

それでは、令和2年度の施策と主要事業について、第5期菊陽町総合計画基本構想のまちづくりの目標の4本の柱に沿って御説明をいたします。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱、人を大切にするまちについて申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に、個性を引き出し、感性を磨くまちづくりを掲げています。基本施策の1つ目は、学校教育の充実であります。

特色ある学校教育の推進については、まず教育における情報化、ICTの活用を図っていきます。国の施策で、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境を整備す

るGIGAスクール構想の実現が示されています。

そこで、校内環境の整備として、本町でも令和2年度には全ての教室に無線LANのアクセスポイントの設置等を行い、その後、計画的に子どもたち1人1台のタブレットPCの整備を実現していきたいと考えています。

次に、英語教育の充実を図り、国際化に対応したグローバル人材の育成を推進します。

そのために、引き続き実用英語技能検定など、外部検定への子どもたちの挑戦を支援します。さらに、社会的問題となっていますいじめや不登校対策として、一人一人の悩みや不安に応じる教育相談体制を充実しています。そのために、引き続き適応指導教室の教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを配置し、専門家の積極的、効果的な活用により、児童・生徒及び保護者への支援に努めてまいります。

教育環境の整備については、平成29年度からの3か年事業で実施してきました菊陽北小学校の大規模改修工事が3月末には完了する予定であります。武蔵ヶ丘中学校では、給食室の増築・改修工事を行っていますが、夏休み明けから新しい給食室での調理を始める予定であります。

令和2年度では、児童数の増加が著しい菊陽北小学校と武蔵ヶ丘北小学校の拡張事業に取り組むとともに、かねてから強い要望のあっている南小学校のトイレ改修を予定しております。

また、近年、気温が35度を超える猛暑日が増加するなど、児童・生徒の健康被害が心配される中、災害時の避難所としての機能強化とあわせ、菊陽中学校をモデル校と位置づけ、体育館の空調設備の整備を計画しています。

基本施策の2つ目は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。

社会教育を推進する拠点施設となるよう、中央公民館や町民センター等の生涯学習施設における講座内容の一層の充実を図るとともに、豊かなコミュニティ形成の場となるよう努めます。

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動では、本年度は延べ6,000人を超える地域の皆様にボランティアを行っていただきました。令和2年度も活動のさらなる推進に努めます。

生涯スポーツの充実については、町体育協会やNPO法人クラブきくよう等と幅広い連携をとりながら、生涯スポーツ、レクリエーションの普及に努めるとともに、社会体育移行後の小学校運動部活動を引き続き支援してまいります。

また、三里木町民センターについては、避難所機能の強化も考え、老朽化した空調設備の新設・改修を計画しております。

総合体育館の建設につきましては、菊陽杉並木公園を拡張して整備することとして、その拡張範囲を決定しました。また、防災機能を備えた避難拠点となる施設とすることを基本コンセプトとして、これまでに公園及び施設の基本設計を終えたところです。令和2年度におきまし



ては、公園及び施設の実施設設計とあわせ、一部造成工事に着手したいと考えております。また、令和3年の本体工事着工と早期完成を目指します。

基本施策の3つ目は、文化・芸術の振興であります。

文化・芸術の振興については、町内文化団体の活動支援、図書館ホールを中心とした文化・芸術活動の発表や鑑賞の機会を町民の皆様に提供してまいります。図書館は、開館以来16年余りが過ぎ、町民の学び、暮らし、仕事など、生活に欠かせない文化教養の拠点施設として定着しております。子どもや家族を対象とした読み聞かせ等の充実を図り、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しめるコミュニティの場として、また、ホールは研修や生涯学習・芸術文化の発表や鑑賞の場として幅広く活用されています。令和2年度も、図書館ホール自主事業として、一般財団法人地域創造の公共ホール音楽活性化支援事業を活用し、第10回「みんなできくようコンサート」を開催いたします。さらに、広く町民の皆様に御鑑賞いただける芸術文化公演を、開催いたします。これからも、地域の文化を創造し、ふるさとの情報を発信する拠点施設としての役割を担うとともに、豊かな心を育み、町民生活のパートナーとしてより一層愛される図書館づくりを推進してまいります。

町内の文化財や伝統文化については、その保存や活用に努めるとともに、文化財ボランティア団体の活動を引き続き支援してまいります。

次は、施策の大綱の第2に、地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、生涯にわたる健康の保持・増進であります。

子どもから高齢者まで生涯にわたり、生き生きと健やかに暮らしていけるよう、第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画に基づき、町民自らが健康づくりに取り組む意識の啓発や地域の健康づくり活動の支援に取り組み、町民の健康保持・増進を図ってまいります。

なお、健康増進計画・食育推進計画については、令和2年度にアンケート調査を行い、令和3年度に次期計画を策定する予定であります。

次に、町民の健康づくりの取組をサポートする「きくよう健康倶楽部」については、会員数が1月末で1,940人となっております。今後も健康ポイントや歩数イベントなどの充実により、さらなる会員の増加を図り、健康づくりの取組の輪を広げてまいります。

基本施策の2つ目は、地域福祉の充実であります。

地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、地域住民、関係機関、団体等がそれぞれの役割を分担し、適切に協働することが必要であります。そのために、第3期菊陽町地域福祉計画及び第5期菊陽町福祉活動計画をもとに、地域の中で個々がそれぞれの役割を担い、お互いに支え合うという意識を醸成し、地域力を高めて、誰もが生き生きと暮らせる町を目指します。

また、地域の住民が助け合い、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に、地域のさまざまな相談を受けとめる場の構築や、総合的な相談支援体制

づくりを地域、社会福祉協議会及び関係機関と積極的に連携し進めてまいります。

基本施策の3つ目は、高齢者福祉の充実であります。

高齢化の進展とともに、団塊の世代が75歳以上となる2525年には、本町の65歳以上の人口は1万人を超えることが予想されます。このような状況のもと、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めていきます。

生きがい対策の充実については、高齢者が生きがいを持って、できる限り自立した生活を送ることができるよう、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援するなどして、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

介護予防対策の充実については、平成28年度から取り組んでいます介護予防・生活支援総合事業として、高齢者の健康寿命の延伸に向けて、ボランティアなどの人的資源と、地域の施設などの物的資源を活用して、身体の状態に応じた訪問型や通所型のサービスなどの、高齢者等への生活支援体制を充実します。

そして、高齢者自らが介護予防に取り組むことができるよう、社会福祉協議会に委託しております地域ふれあいサロン事業とともに、地域の住民が主体になって行う通いの場事業も町内全域に拡充していきます。

また、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に係る事業として、高齢者の医療・健診・介護情報を連結することで、支援すべき対象者を抽出し、高齢者のフレイル予防などに努めていきます。

具体的には、保健師や管理栄養士等の医療専門職による個別訪問に加え、地域ふれあいサロン等の住民主体の通いの場の現場に出向き、健康状態の把握とともに、健康教育や健康相談等を実施することで、町民の健康寿命の延伸につなげていきます。

生活支援体制の充実については、福祉団体やボランティアなどによる地域の見守り等の支援や、介護事業所や医療機関と連携して、身体の状態に応じたサービスなどを提供することで、高齢者等への生活支援体制を充実します。

さらに、地域密着型特別養護老人ホームについては、入居待機者の解消を図るため、現在運営事業者の選定を行っており、令和2年度中の開設を目指して事業を進めてまいります。

基本施策の4つ目は、障がい者福祉の充実であります。

障がい者が、地域において自立した生活を営み、社会参加ができるよう、保健・医療・生活・就労などの支援、相談体制の強化を図り、障害福祉サービス及び障害児通所支援の充実に努めるとともに、障がい者に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくすための取組を推進してまいります。

障害児巡回・相談支援事業につきましては、引き続き巡回支援専門員を配置して、保育所や幼稚園等への巡回支援を行い、発達障がいの早期発見及び早期支援を行うための体制整備を図

るとともに、障がい児に対する総合的な支援を実施します。

また、本年1月から、菊陽町こころの相談支援事業を開始し、メンタルヘルスの悩みを抱えている町民の身近な相談の場として、精神保健福祉士及び臨床心理士によるこころの相談窓口を福祉課内に設置しております。今後は、本事業の周知に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら、町民の心の健康の保持増進及び福祉の向上を図ってまいります。

基本施策の5つ目は、子育て支援の充実であります。

子育て支援環境の充実については、3月中に改定予定の菊陽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援体制の整備を図ります。

放課後児童健全育成事業を通じた、子どもの健全育成の推進については、放課後児童支援員に対する処遇改善の強化により、放課後児童支援員を確保し、当該事業の受託法人に対する運営支援を行います。

要保護・要支援児童対策については、相談情報などの管理を行う新たなシステムの導入により、担当職員の事務負担を軽減し、本来の業務である要保護・要支援児童の支援に注力できるよう、事業環境の整備を行います。

保育サービスの充実については、保育人材の確保が課題となっていることから、保育士の業務負担を軽減するため、保育体制強化事業や保育所等におけるICT化推進等事業に新たに取り組み、保育士の就業継続支援を行います。

また、私立保育所の整備・拡充については、園舎の大規模改修に係る経費への助成を行い、定員増などを図ります。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診を実施し、病気の早期発見・早期治療により、健全な発達・発育の支援を行います。

また、法定予防接種の受けやすい体制づくりや養育医療給付による育児支援に努めます。

さらに、医療機関、保育所、学校等と連携した相談機会の充実を図り、不安や悩みの解消に努めてまいります。

そして、本年4月から母子保健サービスと子育て支援サービスの両面から、妊娠期から子育て期、特に3歳までの乳幼児期にわたり、切れ目のない支援を行うため、その拠点となる子育て世代包括支援センターを健康・保険課内に設置いたします。

子ども医療費助成については、中学校3年生までを対象にし、現物給付の範囲を県内の医療機関まで広げています。また、昨年1月以降の診療分から、医療費の一部負担金に係る自己負担金を再度無料化しています。今後、子育て世代の経済的な負担を支援してまいります。

基本施策の6つ目は、ひとり親家庭などの支援であります。

ひとり親家庭や低所得者等への支援については、3月中に改定予定の菊陽町子どもの貧困対策計画に基づき、ひとり親家庭等への経済的支援の充実など、子どもの貧困対策に取り組みます。

基本施策の7つ目は、社会保障制度の適切な運営であります。

国民健康保険については、第2期保健事業実施計画・第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導により、生活習慣病の改善や疾病の早期発見・早期治療を図ってまいります。

また、熊本県や熊本県国民健康保険団体連合会などの関係機関と連携しながら、制度の安定的かつ円滑な運営と保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療については、後期高齢者の健康保持のため、健康診査の推進や人間ドック費用の助成などを実施するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険については、平成30年度から令和2年度までの第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政の確保と制度の安定運営に努めていきます。

なお、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画については、令和2年度に次期計画を策定する予定です。

次に、まちづくりの目標の第2の柱、暮らしやすく安全で安心なまちについて申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に、環境に配慮した緑豊かなまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、環境保全対策の推進であります。

自然と地球環境に優しい生活を実現するため、引き続き太陽熱温水器の普及推進に努めてまいります。あわせて、ゴーヤカーテンによる温暖化防止対策につきましても、ボランティア団体の皆様方と連携、協力しながら、町内全域に広げて進めてまいります。

基本施策の2つ目は、緑化の推進であります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園や緑地広場の緑化に努めるとともに、その維持及び保全については、引き続き、地域の皆様との協働により行ってまいります。

基本施策の3つ目は、水環境の保全・活用であります。

熊本地域の地下水は、私どもの生活に欠かせない生活用水であり、また、地域経済発展の源である企業誘致においても、重要な戦略資源であります。

地下水涵養対策の大きな柱であります、白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援し、今後も熊本県や関係市町村、おおきく土地改良区、くまもと地下水財団と連携し、くまもとの宝であります良質な地下水を、次の世代に引き継いでまいります。

次は、施策の大綱第2に、快適でゆとりのあるまちづくりを掲げております。

基本施策の1つ目は、調和のとれた土地利用の推進であります。

町のさらなる発展のため、現在、まちづくりの理念や都市計画の目標を定めた、新たな都市計画マスタープランの策定を行っているところですが、策定に当たっては、地域住民や関係団体等の御意見等を伺いながら、バランスのとれた秩序ある土地利用を進めてまいります。

菊陽町定住促進補助金につきましては、内容の見直しを行い、対象者を拡充してきました。現在、宅地開発の話も進んできており、その効果が期待されるところです。今後も、引き続き南小学校区の活性化の促進に取り組んでまいります。

原水駅周辺の開発につきましては、昨年度に基本調査を実施し、課題等をクリアすべく関係機関との協議を進めており、引き続き、事業の実現に向けて検討を進めてまいります。

基本施策の2つ目は、住宅・住環境の整備であります。

住環境の整備については、県の景観条例等に準拠して都市景観の保全・創出に努めるとともに、引き続き、道路、公園、下水道及び土地区画整理事業などの都市基盤施設の整備事業を推進し、住みやすい住環境の整備充実に努めてまいります。

菊陽第二土地区画整理事業につきましては、令和3年度の換地処分に向けて、本年度に引き続き、換地計画書の作成を進めてまいります。

空き家等対策につきましては、適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしています。そのため、所有者はもとより地域住民、民間事業者、関係機関等とも連携し、空き家等の発生の予防や利活用を推進するとともに、管理不全な空き家等に対しても、適切に対応してまいります。

基本施策の3つ目は、交通体系の充実であります。

道路は、地域の発展を支える基本となるものであり、今年度も積極的に整備を進めてまいります。

基幹道路の整備といたしまして、セミコンテクノパーク西側道路の整備、いわゆる菊陽空港線延伸については、現在、熊本県、本町双方とも予備設計を行っており、令和2年度は、道路構造や線形（ルート）の地元説明会を予定しております。今後も、県と町が連携をとりながら、早期の工事着手に向けて進めてまいります。

国道443号については、熊本県が、空港周辺の慢性的な渋滞の緩和と阿蘇くまもと空港へのアクセス向上を図る目的で、下町交差点から曲手交差点まで約2.5キロメートルにおいて、4車線化に取り組んでおります。現在、下町交差点側から、先行して用地買収が進められており、近々、交差点改良工事に着手する予定であります。

さらに、踏切関係では、原水駅東側の原水踏切及び光の森駅東側の鉄砲小路踏切について、歩行者の安全・安心確保を図るために、歩道設置による踏切改良整備を進めてまいります。

そのほか、花立4号線の道路改良、武蔵ヶ丘団地1・2号線及び古閑原上堀川線の舗装復旧、光の森地内の区画線の再設置、また、杉並木陸橋と柳南橋の点検なども進めてまいります。

公共交通の見直しについては、1月から巡回バスの再編にあわせ、新たに乗り合いタクシーを導入しております。今回は、試験運行という位置づけであり、その中で、巡回バスと乗り合いタクシーの利用状況や町民の御意見・御要望をしっかりと把握してまいります。それらを生かし、基本運行に向け必要な見直しを行いながら、町民の皆様にとってよりよい公共交通を目

指してまいります。

また、熊本県において取組が進められている空港アクセス鉄道の整備については、今後、事業計画案や鉄道ルート案が示されることが想定されます。県の事業計画等が明らかになりましたら、まちづくりのために必要な調査・検討を進め、町のさらなる発展につながるよう取り組んでまいります。

基本施策の4つ目は、水の安全供給と下水道の整備であります。

上水道については、安全でおいしい水の供給ができるよう、事業者であります大津菊陽水道企業団と連携するとともに、災害時の対応や給水体制についても、連携を強化してまいります。

下水道につきましては、汚水処理人口普及率は99.9%と、県内で最も高く、水洗化率も97.8%となり、水洗化が非常に進んでいる状況となっております。本年度は、セミコンテクノパーク内の企業及び（仮称）第二原水工業団地の整備に伴う、汚水量増加に対する汚水排水施設の整備を昨年度に引き続き行うとともに、雨水排水施設の整備につきましても、事業計画に基づき、継続して実施してまいります。

また、管渠等整備後30年以上の経過しました下水道施設につきましては、経年劣化や腐食で傷んだ管渠等の改築更新工事を進め、下水道施設の延命化を図ってまいります。

基本施策の5つ目は、環境衛生対策の推進であります。

持続可能な循環型社会を目指すため、家庭ごみ及び事業所のごみの減量化と分別の徹底とともに、地域のリサイクル活動の強化を進めてまいります。

また、菊池環境保全組合の新環境工場の建設については、令和元年度から建設工事が本格化しており、ごみ焼却施設の令和3年4月からの供用開始を目指しています。

次に、施策の大綱第3に、住みよい安心・安全なまちづくりを掲げています。

基本施策の1つ目は、防災対策の充実であります。

光の森多目的広場の防災広場としての整備につきましては、3月中に工事が完了し、令和2年度からの供用開始を予定しております。災害に強いまちづくりを目指す中で、災害時の防災拠点として、また、地域に親しまれる施設となるものと思っております。

また、役場庁舎北側に整備を計画する（仮称）防災センターにつきましては、3月中に実施設計ができ上がりますので、令和2年度に工事着手する予定であります。

また、平成28年度から取り組んでおります防災士の育成も引き続き進め、防災士が地域の防災リーダーとして活躍できるよう、防災士連絡協議会の活動支援を行います。

さらに、平成30年度から取り組んでおります地域避難拠点となる地区公民館の耐震診断の支援も引き続き進めてまいります。

次に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しても最悪の事態に陥ることを避けられるよう、菊陽町国土強靱化地域計画を策定しています。3月には基本計画編を策定し、令和2年度

にはアクションプラン編を策定して、今後の防災・減災対策を進めてまいります。

また、災害時に支援を要する方については、菊陽町災害時要援護者避難支援対策に基づき、対象者一人一人の避難支援計画を作成し、地域での避難行動要支援者を共有し、地域ぐるみの避難支援体制の強化に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、消防・救急対策の充実であります。

常備消防の菊池広域連合消防本部と連携して、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、本町の西部地域を管轄する泉ヶ丘消防署の移転改築計画を支援してまいります。

非常備消防であります菊陽町消防団については、団員の技術向上を支援するとともに、団員の確保に努めてまいります。また、消防団の資機材の更新、防火水槽や消火栓などの水利の確保など、消防施設・設備の充実・整備も図ってまいります。

基本施策の3つ目は、防犯・交通安全対策の充実であります。

大津警察署光の森交番が開所して、やがて2年となります。地域を守る交番として、犯罪の抑制、治安維持のため、非常に重要な役割を果たしています。今後も、大津警察署、光の森交番、津久礼駐在所、地域の防犯パトロール隊などと連携を図り、防犯力の向上を進めます。

また、スクールパトロール隊については、引き続き、児童・生徒の登下校時の安全確保を図るとともに、不審者対策や危険箇所の点検などを実施いたします。

次に、防犯対策として、令和元年度から大津地区防犯協会連合会の防犯カメラ設置の補助事業を支援しており、令和2年度も引き続き補助事業の支援をしてまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携し、飲酒運転の撲滅をはじめ、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚に取り組むとともに、交通安全施設の整備を進めてまいります。

また、令和元年度から実施しております高齢者の運転免許証自主返納支援事業についても、継続してまいります。

基本施策の4つ目は、消費者保護対策の充実であります。

消費生活相談窓口は、大津町及び西原村と連携して開設しており、引き続き3町村が連携し、消費者保護対策の充実に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第3の柱、活力にあふれ、にぎわうまちについて申し上げます。

この中で、施策の大綱として、働きやすく、活力とにぎわいのあるまちづくりを掲げております。

基本施策の1つ目は、農業の振興であります。

初めに、農畜産物の生産振興については、環境に優しく、持続性の高い農業を目指し、高品質・低コストで、消費者のニーズに即した売れる農畜産物づくりを進めます。具体的には、認定農業者をはじめ、各種農業団体の営農活動を支援するとともに、農作業のコスト縮減を目的に発足した熊本市酪農農業協同組合のコントラクター事業やJA菊池の出資会社である株式会社きくようアグリなど、受託作業組織の活動を支援してまいります。

次に、生産基盤の整備につきましては、菊陽町の農業用水の安定供給を図るため、馬場楠井

手、新町井手、南方井手の水路改修及び堀川地区の老朽した農業用パイプラインの更新事業を継続してまいります。

また、白水台地のかんがい用水施設の改修につきましては、パイプラインの老朽化による漏水が頻発していることから、熊本県営事業によるパイプライン更新事業の令和3年度着工を目指して取り組んでまいります。

この白水台地のかんがい用水施設更新事業の実施については、地域農業を担う中心経営体への農地集積が重要な要件であり、今後も担い手への農地の集積・集約を引き続き推進してまいります。

次に、菊陽町担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者連絡会をはじめとする各種団体の協力を得て、各種研修会の開催や担い手の経営改善状況の把握を努め、後継者育成など、次世代を担う農業者の支援を行ってまいります。また、5年後、10年後の本町の地域農業における中心経営体及び地域農業の将来のあり方などを明確化するため、耕作者等へのアンケート調査や地域での話し合いを通じて地図による全体像の「見える化」を行った上で、中心経営体への農地の集積・集約化を推進してまいります。

次に、町内で生産された農畜産物を町内で消費するという地産地消に取り組むとともに、現在、開発中の「ごろっと！！にんじんカレー」の早期販売への取組や新たな特産品の開発を進めてまいります。このため、菊陽町地産地消推進協議会事務局として、特産品PR及び販売促進活動を行うため、地域おこし協力隊員を募集します。

さらに、ニンジンやスイートコーンなど、人気の農産物を県外消費地へ積極的にPRし、町内農産物等の販路の拡大に努めてまいります。

また、総合交流ターミナル施設「さんふれあ」は、平成30年10月にリニューアルオープンし、従来の目的であります、都市と農村の交流の拠点施設機能に、「食と健康」をキーワードとした健康メニューの提供及び健康増進室、軽運動室を設置し、健康ミュージアムとしてのコンセプトを加えました。今後も、農業振興とあわせ、町民の健康増進に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、工業の振興についてであります。

セミコンテクノパークに隣接して整備しました原水工業団地約18.3ヘクタールについては、既に7社が操業しており、ほぼ完売の状況でありますので、現在、さらなる町の発展に向け、(仮称)第二原水工業団地約21.5ヘクタールの整備事業に着手しております。引き続き、早期の分譲開始に向けて取り組んでまいります。

また、誘致企業に対しては、今後の工場の増設等について、積極的に働きかけを行っていくとともに、新たな企業の誘致についても、熊本県と情報を共有しながら進めてまいります。

基本施策の3つ目は、商業の振興についてであります。

中小企業等の振興については、町内中小企業者が人材の確保・育成のための研修または講習会の受講等の事業を実施する際に、その費用の一部を補助する菊陽町中小企業人材育成事業や中小企業者が必要とする設備資金の融資を受けた際に、その利子の補給する施策を引き続き実



施してまいります。

また、菊陽町商工会をはじめとした商工関係の団体に対する支援も引き続き行ってまいります。

基本施策の4つ目は、観光の振興についてであります。

令和2年度も、JR九州が主催する鉄砲小路生け垣などを散策するウォーキング企画にあわせて、菊陽町スタンプラリーをJR九州や地域と連携して実施する予定としております。

また、世界かんがい施設遺産に登録された「鼻ぐり井手」を含む白川流域かんがい用水群と、関係市町と連携して、観光情報の発信を行うなど観光振興に努めてまいります。

その他、商工会が事業主体となって取り組まれている菊陽まち遊び事業については、年間を通して本町の魅力を発信する取組をされると伺っており、今後も支援してまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱、みんなで協働して支えるまちについて申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に、町民と行政が協働でつくるまちづくりを掲げております。

基本施策の1つ目は、住民参画の推進であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例に基づき、住みたいまち、住みたいまち、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、情報の公開と共有を積極的に図りながら、引き続き、町民参画・協働の推進に努めてまいります。

次に、長年、地域の自治会と町行政のパイプ役でありました嘱託員制度につきましては、地方公務員法の改正により廃止をせざるを得ない状況となりました。このため、嘱託員にお願いしていました文書配布業務は専門業者に委託、またそれ以外の業務は行政協力事務として自治会長に委託することとしました。制度は変わりますが、自治会と町行政の関係が変わることではありませんので、町として引き続き自治会の活動を支援してまいります。

基本施策の2つ目は、男女共同参画の推進であります。

平成28年に、町や町民、事業者等の責務や男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本事項等を定めた菊陽町男女共同参画推進条例を制定しました。令和元年度は、この条例で定めるものとして、菊陽町男女共同参画計画の見直しを行い、今後も、さらに子育て・教育・家庭・地域、職場や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

平成28年に新たな人権課題に関する法律、障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法が施行されました。これらの法律の趣旨を町民に周知するとともに、現在の状況に即した計画としていくため、令和2年度は、菊陽町人権教育・啓発基本計画の改定を行うこととしております。

また、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などさまざまな人権問題の解決を目指し、町民、学校、地域及び関係団体等と連携して、学習会事業、各種講演会、

研修会、外国にルーツを持つ町民の交流事業などに取り組み、人権意識の高揚を図ってまいります。

基本施策の4つ目は、広報活動の推進であります。

町民の皆様に必要な行政情報を分かりやすく発信するため、広報きくよう、町のホームページ、公式アプリなどの充実を図ります。あわせて、町民の皆様からの御意見や御要望を行政施策に生かせるよう広報・広聴活動に、引き続き取り組んでまいります。

また、災害時の情報伝達については、きくよう安心メールを昨年1月から配信しておりますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

なお、災害時の情報収集の高度化については、(仮称)防災センターの整備にあわせ、必要なシステムを整備する計画であります。

次は、施策の大綱の第2に、効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくりを掲げております。

基本施策の1つ目は、高度情報化への対応であります。

昨年11月からマイナンバー制度の根幹となる情報連携が本格運用されています。このような制度運用にも適切に対応しながら、町が保有している個人情報をはじめとした情報資産を守るため、厳格な情報セキュリティ対策を実施してまいります。さらに、情報通信技術を活用した行政事務の効率化・高度化や、住民サービスの向上にも取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードを活用し、本年2月3日から開始しました住民票など各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスも、引き続き実施し、マイナンバーカードの普及を推進してまいります。あわせて、税をはじめとした公金の納付機会を広げ、徴収率や収納率の向上を目指し、コンビニ収納サービスを本年4月から実施してまいります。

さらに、公共工事等の入札における電子入札については、本年3月中にはシステムができ上がります。業者への説明も始めており、今後の早急な運用を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、行財政運営の充実強化であります。

これまで、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安全・安心なまちづくりなどに取り組んでまいりました。これからは、令和元年度に策定しました中期財政計画に基づき、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持しながら、時代のニーズに対応した効率的で効果的な行財政運営に努めてまいります。

また、令和2年(2020年)は、5年ごとに実施される国勢調査の年となります。国勢調査の結果は、各種計画の基礎となり、交付金や負担金などの算定基礎となります。調査の方法が毎回変更され、また、調査環境も厳しくなっている中ではありますが、確実に調査を行ってまいります。

さらに、地方公務員法等の改正により、令和2年度から臨時・非常勤職員制度が会計年度任用職員制度に移行します。現在、職員採用に向けた面接がほぼ終了したという状況で、これから採用に向けた事務を進めてまいります。予算はこれまでより多く必要となりますが、本制度

の適切な運用を図ってまいります。

基本施策の3つ目は、広域連携の推進についてであります。

消防、救急業務やごみ・し尿処理業務、上水道事業などについては、広域連合や一部事務組合において効率的に実施しています。今後も、構成市町等と連携し、継続して事業を進めてまいります。

また、熊本連携中枢都市圏の関係自治体とも、協定を結んでいる事業について連携して取り組んでまいります。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と、主な施策の概要について御説明申し上げます。熊本地震からの復旧は進んでいますが、災害に強い菊陽町をつくるための復旧事業は、これからも数年続いてまいります。

今後も、町民の皆様とともに、さらなる町の発展に向け、さまざまな事業に取り組んでまいりますので、議員各位のより一層の御理解と御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の令和2年度の施政方針といたします。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時11分

再開 午前11時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和2年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

付議事件は、議案34件でございます。

内容は、条例の一部改正、制定が19件、令和元年度の補正予算が6件、令和2年度の当初予算が7件、町道路線の認定・変更が2件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第1号は、菊陽町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方自治法の一部改正により、引用する条項に条ずれを生ずることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、菊陽町総合計画の策定に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方自治法の改正に伴い、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかは町の判断となりました。

総合計画は、町の将来像及びその実現に向けた指針及び施策を示すもので、法的な義務はあ

りませんが、第6期総合計画の策定に当たり、関係規定を整理の上、議会の議決を経て基本構想を策定すべきものと考え、菊陽町総合計画の策定に関する条例を定めるものです。

なお、昭和45年に制定しました菊陽町総合計画策定審議会条例は廃止し、本条例に取り込んでおります。

議案第3号は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法の一部改正により、特別職の要件が変更されたことにより、条例に掲げる職に変更を生じることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、人事院及び熊本県人事委員会が、給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給料、住居手当及び勤勉手当の額を改定するため、また、地方公務員法の一部が改正され、成年被後見人等が地方公務員の欠格事項でなくなり、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓を規定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、菊陽町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等が地方公務員の欠格事項でなくなり、これに伴い所要の改正を行うものであります。また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、所要の規定を改正するものであります。

議案第7号は、菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等が地方公務員の欠格事項でなくなり、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、成年被後見人であっても意思能力を有すれば印鑑登録ができるよう、菊陽町印鑑条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、この法律の題名が改められ、あわせて条ずれが生じたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地番図等の写しの交付及び土地台帳の閲覧について、菊陽町手数料条例上の位置づけを明確にするものであります。

議案第11号菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例、議案第12号菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例、議案第13号菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正は、それぞれのセンターにおいて年末年始の休館日を、菊陽町の休日を定める条例と同じ期間に改めるため、改正するものであります。

議案第14号は、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本年3月31日で終了するみなし支援員制度に係る経過措置を、令和5年3月31日まで延長するものです。

議案第15号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、保育所や認定こども園などの運営基準を定める国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

議案第16号は、菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、民法の改正等に伴い、菊陽町営住宅条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、民法の一部改正に伴う土地区画整合法施行令の一部改正により、清算金の分割徴収または分割交付に付すべき利子の利率を改正するものであります。

議案第18号は、菊陽町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、奨学資金の遅延利息を5%から、民法第404条に規定する法定利率とするものであります。

議案第19号は、菊陽町光の森防災広場及び菊陽町光の森防災備蓄棟の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

内容は、（仮称）光の森多目的広場の一部を災害活動の拠点とするため整備しておりましたが、年度内に防災広場及び防災備蓄棟が完成予定であります。これらの施設の設置及び運営に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第20号は、令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,529万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を160億3,847万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を5,832万4,000円、国庫支出金を1億8,541万6,000円、町債を2億7,070万円それぞれ増額し、県支出金を1億4,425万円、繰入金を1億7,000万円減額するものなどであります。

歳出の主なものは、衛生費を1,491万6,000円、教育費を3億4,009万6,000円それぞれ増額し、民生費を1億2,691万4,000円、土木費を5,665万6,000円減額するものなどであります。

議案第21号は、令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から、2億1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,772万6,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を10万円、町債を2億990万円減額し、歳出は諸支出金を2億1,000万円減額するものであります。

議案第22号は、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,041万2,000円と定めるものであります。

歳入は、町債を5,500万円増額するものであります。

歳出は、事業費の委託料8,060万円の減額を行い、予算調製のため、1億3,559万円を予備費に計上するものであります。

また、事業の円滑な進捗を図るため、繰越明許費の廃止を行い、新たに継続費を設定するものであります。

議案第23号は、令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億7,162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億927万7,000円と定めるものであります。

歳入は、県支出金を1億7,162万4,000円増額し、歳出は保険給付費を1億7,162万4,000円増額するものであります。

議案第24号は、令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から4,319万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億5,612万7,000円と定めるものであります。

歳入は、保険料を2,103万9,000円、繰入金を1,245万9,000円増額し、国庫支出金を5,432万2,000円、支払基金交付金を2,236万7,000円減額するものであります。

歳出は、総務費を99万円、地域支援事業費を80万3,000円増額し、保険給付費を4,418万

1,000円、予備費を80万3,000円減額するものであります。

議案第25号は、令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を2,041万3,000円増額し、13億9,295万1,000円と定め、事業費用を422万1,000円増額し、13億2,264万7,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、資本的収入を1,862万3,000円減額し、9億5,787万円と定め、資本的支出を100万円減額し、13億6,187万1,000円と定めるものであります。

議案第26号は、令和2年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を160億4,142万1,000円と定めるものであります。

前年度と比較しますと、12億9,847万6,000円の増、率にして8.8%の増となっております。

歳入の主なものとしては、町税を5%増の71億9,816万円、（仮称）防災センター、総合体育館施設整備事業などにより、国庫支出金は前年度より増額し、幼児教育の無償化などにより、県支出金も前年度より増額し、地方交付税や分担金及び負担金、諸収入を前年度より減額しております。

歳出の主なものは、衛生費を新環境工場等建設による菊池環境保全組合負担金の増などにより、12.6%増の15億404万円、商工費はプレミアム付商品券事業の減により、61.8%減の1億820万円、消防費は（仮称）防災センター施設整備事業の増により、224.3%増の17億2,188万円、教育費は小・中学校建設事業を減としたものの、総合体育館施設整備事業の増により10.1%増の20億4,375万円としております。

議案第27号は、令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を722万9,000円と定めるものであります。

主な歳出は、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の用地に係る維持管理費及び菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校の用地取得に係る公債費で、財源は一般会計からの繰入金としております。

議案第28号は、令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を12億8,000万円と定めるものであります。

歳入は、前年度からの繰越金5,000万円と町債の12億3,000万円であります。

歳出の主なものは、工業団地造成事業に必要な経費として、地質調査及び登記委託料の委託費に1,300万円、土地購入費に10億3,300万円、建物等補償費に2億3,000万円であります。

議案第29号は、令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を36億3,900万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億665万2,000円、県支出金26億1,250万2,000円、繰入金2億6,485万7,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費25億1,293万6,000円、国民健康保険事業費納付金10億3,923万4,000円であります。

議案第30号は、令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を4億2,240万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億1,241万円、繰入金9,336万7,000円であり  
ます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億395万4,000円であり  
ます。

議案第31号は、令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を25億8,704万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料5億4,074万3,000円、国庫支出金5億4,757万8,000円、支払基金  
交付金6億6,624万7,000円、県支出金3億4,984万4,000円、繰入金を4億5,180万5,000円であ  
ります。

歳出の主なものは、総務費3,592万5,000円、保険給付費23億8,430万6,000円、地域支援事業  
費1億6,078万8,000円であり  
ます。

議案第32号は、令和2年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で収益的収入予定額を14億513万7,000円、支出予定額を13億3,844万4,000円  
と定めるものであります。

第4条で、資本的収入予定額を8億4,768万7,000円、支出予定額を12億4,297万1,000円と定  
めるものであります。

議案第33号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました、駅前区の開発に係る道路1路線を、新たに町道として認定  
するものであります。

議案第34号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、長塚区北側の主要地方道大津植木線北側において、合志市道福原原水線の完成に伴  
い、町道馬場西合志線の終点位置が変わったことにより、変更するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説  
明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

これから令和2年度当初予算について各課長に説明を求めますが、この後、各常任委員会に  
付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細について  
は各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第26号 令和2年度菊陽町一般会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算についてを議題とし  
ます。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） それでは、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算に



ついて御説明申し上げます。

本件につきましては、議長が申されましたように、各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましてはその際各担当から説明させていただきます。

本日、資料として一般会計予算（案）参考資料と概要説明資料を配付していますので、こちらも参考としていただければと存じます。

なお、概要説明資料は、各常任委員会で各担当課からの説明の際に使用させていただく資料になりますので、その際にも御持参いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、財政課からは、予算書と参考資料に基づき、全体的な予算や主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町一般会計予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ160億4,142万1,000円と定めています。令和元年度の当初予算額は、147億4,294万5,000円でしたので、前年度比12億9,847万6,000円、8.8%の増になります。

第2条の債務負担行為は、第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めています。

第4条では、一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出の流用について定めています。

2ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算ですが、ここでの説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。9件の事項について、期間と限度額を計上しています。

10ページをお開きください。

第3表の地方債です。起債の目的として、12件の事業を計上しています。このうち、臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付すべき金額の不足分を借り入れるもので、1,850万円を計上し、都市防災総合推進事業なども含め、地方債の限度額の合計を14億2,570万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については、起債しているとおりであります。

11ページからは、予算に関する説明書になります。

予算に関する説明については、各常任委員会で各担当課から概要説明資料により詳細な説明をさせていただきますので、ここからは、本日配付しました一般会計予算（案）参考資料により全体的な説明をさせていただきます。

それでは、一般会計予算（案）参考資料1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入について、自主財源と依存財源の款別構成表になります。

自主財源は88億4,813万8,000円で、前年度比1億103万1,000円の増、依存財源は71億9,328万3,000円で、11億9,744万5,000円の増となっています。自主財源と依存財源の比率は、

自主財源55.2%、依存財源は44.8%となっています。

2ページを御覧ください。

歳出について、性質別と目的別の構成表になります。

まず、性質別の義務的経費は59億8,725万4,000円、前年度比4億7,474万1,000円の増となっています。人件費、扶助費、公債費、全て増額となっています。

投資的経費は25億9,383万5,000円で、前年度比9億4,079万7,000円の増となっています。

その他の経費は74億6,033万2,000円で、前年度比1億1,706万2,000円の減となっています。補助費等繰出金が増額となり、物件費、維持補修費が減額となっています。

次の目的別について、歳出合計に占める割合は民生費が一番高く、38.5%を占めています。

増減額の大きなものでは、衛生費、消防費及び教育費が増額となり、民生費、商工費及び土木費が減額となっています。

3ページをお開きください。

歳入について、前年度との比較増減表になります。

款の1町税は、町民税、固定資産税の増加を見込み、71億9,815万5,000円とし、前年度と比較して3億3,966万4,000円の増としています。

款の2地方譲与税は、1億9,483万4,000円とし、そのうち森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境譲与税は、375万3,000円を見込んでいます。

款の6法人事業税交付金は、地方法人課税の偏在是正のため創設され、新たに交付されることにより、4,871万6,000円としています。

款の7地方消費税交付金は、昨年10月から消費税率が引き上げられたことにより、8億5,427万8,000円で、7,228万1,000円の増としています。

款の10環境性能割交付金は、自動車の取得に対する車体課税により交付され、935万2,000円としています。

4ページを御覧ください。

款の12地方特例交付金は、住宅ローン及び自動車の取得に対する環境性能割の減税分として交付され、5,094万4,000円としています。

款の13地方交付税は、町税収入の増加を見込んでおり、普通交付税では795万4,000円で、9,947万円の減としています。

特別交付税は、近年の交付実績から1億5,000万円としています。

款の15分担金及び負担金は、幼児教育の無償化に係る保育所利用者負担額の減により、1億7,283万8,000円で、8,830万2,000円の減としています。

款の17国庫支出金は、(仮称)防災センターや総合スポーツ施設整備などにより、27億9,074万6,000円で、2億8,341万7,000円の増としています。

款の18県支出金は、保育所無償化などにより、16億1,285万6,000円で、1億9,416万7,000円の増としています。

款の19財産収入は、第二地区保留地処分金などの減により、3,951万5,000円、6,348万4,000円の減としています。

5ページをお開きください。

款の24町債は、三里木町民センター空調改修や（仮称）防災センター、総合スポーツ施設整備事業などのために借入れ、14億2,570万円で、7億1,380万円の増としています。

6ページを御覧ください。

歳出の目的別について、前年度との比較増減表になります。

款の2総務費は、三里木町民センター空調改修工事などを増としたものの、西部町民センター空調改修工事、コンビニエンスストアでの住民票など各種証明書の交付や町税等の収納サービス事業の減により、15億5,670万1,000円で、2,910万円の減としています。

8ページを御覧ください。

款の3民生費は、老人福祉センタートイレ改修工事や新設保育所整備事業などの減により、61億7,018万2,000円で、5,197万8,000円の減としています。

款の4衛生費は、新環境工場施設整備による菊池環境保全組合への負担金の増により、15億403万7,000円で、1億6,802万8,000円の増としています。

9ページをお開きください。

款の6農林水産業費は、南方井手や新町井手改修事業などの増により、3億7,630万2,000円で、5,607万8,000円の増としています。

10ページを御覧ください。

款の7商工費は、プレミアム付商品券事業などの減により、1億819万8,000円で、1億7,484万6,000円の減としています。

款の8土木費は、道路新設改良事業費の減により、9億9,269万8,000円で、7,727万9,000円の減としています。

11ページをお開きください。

款の9消防費は、菊池広域連合負担金消防費分や（仮称）防災センターなどの増により、17億2,187万5,000円で、11億9,096万2,000円の増としています。

款の10教育費は、20億4,375万円で、1億8,693万円の増としています。

小学校教科書改訂や武蔵ヶ丘中学校部室等改修工事、菊陽中学校体育館空調設備事業などがあります。

13ページをお開きください。

款の12公債費は、元金、利子の支払いで、13億9,076万4,000円計上しています。

14ページを御覧ください。

歳出の性質別内訳表になります。区分ごとの構成比と前年度との比較増減表になります。

15ページをお開きください。

第3表地方債関係の表になります。臨時財政対策債を除く地方債について、事業名ごとに特

定財源を含めて整理しています。

参考資料での全体的な説明は以上になります。

予算書に戻っていただき、歳出の主な新規事業や建設事業などについて御説明申し上げます。

54ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の4会計管理費、節区分の12役務費は、コンビニ収納手数料として256万6,000円計上しています。

56ページをお開きください。

目の5財産管理費、節区分の13委託料は、設計委託料として、役場、本庁舎の改修計画検討業務のため450万円計上しています。

58ページをお開きください。

目の6企画費、節区分の13委託料は、総合計画策定業務委託料として574万2,000円計上しています。

61ページをお開きください。

目の10地域政策費、節区分の13委託料は、乗り合いタクシー運行事業委託料として、公共交通見直しにより800万円計上し、またまちづくり構想策定業務委託料として500万円計上しています。

64ページをお開きください。

目の12自治振興費、節区分の13委託料は、文書配布事務委託料として、事業者への業務委託のため2,200万円計上し、行政協力業務委託料として自治会長への業務委託のため2,270万4,000円を、地方公務員法改正による嘱託員制度の廃止によりそれぞれ計上しています。

72ページをお開きください。

目の17三里木町民センター管理費、節区分の15工事請負費は、施設改修工事として軽運動室を含む全館の空調設備改修のため5,680万4,000円計上しています。

82ページをお開きください。

項の5統計調査費、目の2国勢調査費は令和2年度が5年ごとに実施される調査の年であり、1,640万3,000円計上しています。

89ページをお開きください。

款の3民生費、目の2高齢者福祉費、節区分19負担金、補助及び交付金は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、地域密着型特別養護老人ホーム整備のため1億5,425万1,000円計上しており、全額県補助金となっております。

101ページをお開きください。

項の2児童福祉費、節区分の14使用料及び賃借料は、システム借上げ料として相談情報などの相談システムを新たに導入し、事務環境の体制強化を図るため113万1,000円計上し、節区分の19負担金、補助及び交付金は、私立保育所等整備補助金として、私立保育所の増改築のた

め6,834万9,000円計上しています。

116ページをお開きください。

款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、菊池環境保全組合負担金として、新環境工場施設整備による負担金の増により5億5,323万1,000円計上しています。

122ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費は、地域おこし協力隊を活用した特産品PRや販売促進活動を行うため、地域おこし協力隊事業として、節区分の1報酬160万円などを計上しています。

128ページをお開きください。

目の8土地改良費、節区分の15工事請負費は、水路等工事として南方井手改修工事のため4,000万円計上しています。

138ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費は、140ページにかけて目の2道路橋梁維持費を道路維持事業のため2億6,580万6,000円、目の3道路新設改良費を道路改良事業のため3,278万7,000円それぞれ計上しています。

142ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、143ページにかけて菊陽第二土地区画整理事業1億6,617万8,000円計上しています。

149ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の1常備消防費は、菊池広域連合負担金消防費として4億4,938万円計上しています。

151ページをお開きください。

目の3消防施設費、節区分の15工事請負費は、戸次地内に防火水槽設置工事として1,000万円計上しています。

152ページをお開きください。

目の4防災管理費は、(仮称)防災センター整備事業のため、節区分の13委託料で、監理委託料1,100万円、節区分の15工事請負費で施設整備工事で11億4,830万円計上しています。

161ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費は、節区分の13委託料で、システム設定業務委託料として、教育システムネットワークサーバー更新などのため1,701万7,000円、節区分の14使用料及び賃借料で、パソコン教育機器借り上げ料として、電子黒板機器などを借り上げのため7,156万4,000円計上しています。

163ページをお開きください。

目の2教育振興費は、教科書改訂に伴う教材用消耗品、備品の購入などのため9,709万

9,000円計上しています。

169ページをお開きください。

項の3中学校費、目の1学校管理費は、節区分の13委託料で、システム設定業務委託料として、教育システムネットワークサーバー更新などのため537万1,000円、節区分の14使用料及び賃借料で、パソコン教育機器借り上げ料として、電子黒板機器など借り上げのため2,799万円計上し、また節区分の15工事請負費で武蔵ヶ丘中学校の部室等改修工事などのため4,563万円計上しています。

174ページをお開きください。

目の5学校建設費は、菊陽中学校体育館空調設備事業のため1億3,336万4,000円計上しています。

195ページをお開きください。

項の6保健体育費、目の5総合スポーツ施設整備費は、196ページにかけて総合スポーツ施設整備事業のため4億7,277万3,000円計上しています。

199ページをお開きください。ここからは、給与費明細書をつけております。

202ページには、新たに会計年度任用職員の表を追加しております。

また、210ページからは、債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

214ページをお開きください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

区分1の普通債は、令和2年度の起債見込み額14億720万円に対し、元金償還見込み額が8億1,222万6,000円により、令和元年度末現在高見込み額の102億6,789万円から令和2年度末現在高見込み額108億6,286万4,000円に増加となる見込みであります。

区分2の災害復旧費は、令和2年度の起債見込み額はなく、元金償還見込み額が3,041万6,000円により、令和元年度末現在高見込み額の12億8,607万2,000円から、令和2年度末現在高見込み額は12億5,565万6,000円に減少となる見込みであります。

区分3のその他で、臨時財政対策債は、令和2年度の起債見込み額1,850万円に対し、元金償還見込み額が4億2,774万5,000円により、令和2年度末現在高見込み額は45億7,311万9,000円に減少となる見込みであります。

よって、地方債の令和2年度末現在高見込み額の合計は、一番右下の167億3,752万5,000円となる見込みであります。

下の215ページを御覧ください。

引き上げ分の地方消費税収入の用途について記載しております。

消費税率引き上げ分の地方消費税交付金3億9,509万7,000円について、全額を社会保障施策に要する経費に使用することを明示しているものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 61ページの区分13委託料、まちづくり構想策定業務委託料これ、説明あったかと思えますけどちょっと簡単に説明いただいて、どこにどういうところにコンサルだと思えますが、委託をされるのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

こちらは、空港アクセス鉄道関連でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） 委託先につきましては、新年度ですから、これからということになりますので、どこというのは全然全く決まっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） いろいろ研修しますと、こういう委託料で一番問題になっているのは全国的な、一括して総合計画など請け負っているコンサル会社でありまして、要は右で作ったものをコピペするようなどころを受けました。ですから、空港までのアクセスということですから、そういう総合的なまちづくりじゃないと思えますけれども、そういうようなコンサルの中ではなかなか画一的なその計画ではうまくいかないというようなことが全国の町村であるようでございますから、そういったところは考慮していただきたいというふうに思います。これはもう質問でございませぬ。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 3点ございます。

一つは参考資料の中で、参考資料の3ページ、6番に法人事業税交付金というのがあります。皆増というふうになっておりますが、新設と思えますが、先ほどちょっと説明ありましたけれども、よく理解できませんでしたので、もう一回どういうものであるかを御説明いただきたい、これが1点です。

それと、今年度から会計年度任用職員の制度が始まるということで、先般の全員協議会等ではかなりの負担増が出てくるというふうな説明ございました。具体的にどのぐらい負担増になるのか、2点目です。

それからもう一点、これはもう町長にお答えいただきたいんですが、あるいは今日の午後の全協で示されるかもしれませんが、継続費、2年から3年かかるような事業について、なかなか単年度の予算では全体像を見通せないようなところもありますので、今後は、例えば総合体育館の事業であるとか、それから防災センターであるとか、そういった複数の年度にまたがる事業については、事業計画をできればお示しいただきたい。その中で、経費が幾らかかるのか、何年度に幾らかかるのか、財源はどうするのか、そういったことを示してもらえるかどうかをお聞きします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 1点目でございますけれども、参考資料の3ページの区分の6の法人事業税交付金はどういうものかということだと思います。

これにつきましては、国の方で地方法人税の方、見直しをいたしまして、今まで県の方が法人特別税として受けておりまして、徴収しておりまして、地方交付税等に算入していたものがございます。そういったものを法人に対する課税を見直しをいたしまして、こちらを県の方が徴収いたします法人事業税というものがございまして、そちらの方にシフトといいますか、変えまして、県の方から法人事業税の方の一部を町の方に交付するということで、県から町の方に法人事業税交付金というのが交付されるということでございます。こちらにつきましては、都市部等につきましていわゆる法人が集中してまいりますもんですから、どうしてもそういった法人税の偏在といいますか、一極集中的なそういった人口体系もございますけれども、そういったものの中からこういったところでちょっと法人に対する課税を見直して地方にその分を分配すると、そういう形での税法の見直しでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） それでは、2点目の会計年度任用職員に関連でございます。

これまで臨時非常勤職員につきましては、報酬、それから賃金ということでございましたが、自治法の項目も変わりました、会計年度任用職員になりますと、報酬、それから期末手当、それから通勤手当ということの大体3つぐらの項目になります。それを合わせますと4億円を超えてきますが、正確な数字は項目が分かれておりますのではっきり申せませんが、7,000万円は超えるぐらいのプラスということでございます。

以上でございます。

トータルでは4億3,000万円程度でございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 町長にということでございますけれども、私の方から事業計画等の複数年度にまたがる予算等の説明についてお答えさせていただきます。



複数年度にまたがります事業計画につきましては、なるべく全体像をお示ししたいなあというふうに思っております。ただし、一番分かりやすいのが今度の体育館の場合なんですけども、国に交付金の申請を行ってまいります。その際には、大体5年を目途に行っていくところなんですけれども、今回の実施設計の予算等につきましては、補正予算で1月に補正予算の確定が行われると思います。このことは、その時期にならないと分からないという部分がございます、またこれ以降工事に入っていくわけなんですけれども、工事の事業等についてもそれぞれの年度ごとに国の配分が決まってまいりますので、大体大枠の5年間で全体像というものはお示しできるかと思っておりますけれども、各年度は難しい事業が予定しておりましたものが変更になっていくというような事業が国との予算の関係であるということをお理解いただければなあというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） それでは、今の法人事業税は毎年期待できるものかどうかをお聞きします。

それから、今の副町長がお答えになられた部分、よく理解できます。補助金が変わったりとか、いろいろな条件も変わることがあると思っておりますけれども、その辺はいずれまたその新しい資料を提供してもらうということで、全体像が分かるような形をお示しいただければ結構かと思っております。その辺でいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 法人事業税交付金が毎年あるかということでございます。

こちらについては、はい、毎年交付されることにはなります。でも、ちょっとこれと少し関連と申しますか、若干違うのが、この税目ではございませんけども、町の方の法人町民税というのがございまして、そちらについてはまた別な意味で交付税の方にそういった地域で首都圏に、先ほど申しましたような集中ございますもんですから、ちょっと法人町民税の税率を下げ、また交付税の算入するといった部分もございまして、この法人事業税交付金が交付されるようになったのは、もう確かに来年度以降もございまして、プラスでなってくるということがなくて、そういったほかの法人町民税の部分の見直しも若干ございまして、このままこの金額が期待して法人町民税をまた別枠でということでは若干ございまして、そういった金額につきましては変わる部分はございまして、こちらについては来年以降もあるかということでございまして、来年以降もございまして。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 事業計画の全体像につきましては、できるだけ全体像を示していきたいなというふうに思っております。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第27号 令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第27号令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第27号令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ722万9,000円と定めております。

8ページをお開きください。

2の歳入です。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、土地開発基金の利子を1万2,000円計上しています。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金は721万7,000円で、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費分及び菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校の用地取得に係る公債費分を一般会計から繰り入れるものであります。

下の9ページ、3の歳出を御覧ください。

款の1土地開発基金積立金は、基金利子1万2,000円を基金に積み立てるものであります。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地建物管理費の641万円は、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の管理業務費や南側テニスコート敷地整備工事費であります。

10ページをお開きください。

款の3公債費、項の1公債費、目の2利子の80万7,000円は、菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校の用地取得に係る公債費の利子分であります。

下の11ページを御覧ください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。地方債の令和2年度末現在高見込み額は、表の右下の合計1億3,590万円となる見込みであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議案第28号 令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について**

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第28号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 議案第28号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算については、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,000万円と定めております。

第2条の地方債は、第2表の地方債で定めています。

4ページをお開きください。

第2表の地方債であります。

起債の目的を工業団地整備事業とし、地方債の限度額を12億3,000万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載しているとおりです。

8ページをお開きください。

2の歳入について説明いたします。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和元年度からの繰越金で5,000万円としています。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節区分で工業団地造成事業債12億3,000万円としています。

下の9ページを御覧ください。

3の支出の主なものについて説明いたします。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業は、（仮称）第二原水工業団地造成事業に必要な経費として12億7,893万5,000円を計上しています。節区分13委託料では、土地取得のための所有権登記委託料として100万円を計上しています。また、地質調査として、工業用水調査に1,200万円を計上しています。節区分17公有財産購入費では、土地購入費として10億3,300万円を計上しています。土地購入に際しては、事業区域のほとんどが農地であることから、農地転用許可後の所有権移転登記となりますので、土地売買契約時に契約額の1割を手付金として支払っています。令和2年度の予算につきましては、残りの残金9割を支払う予算であります。節区分22補償補填及び賠償金では、工事の支障となる工作物等の移転補償費として2億3,000万円を計上しています。

10ページをお開きください。

款の3予備費、項の1予備費、目の1予備費につきましては、予算調製のため106万5,000円

を計上しています。

12ページをお開きください。

継続費に関する調書になります。

事業名を（仮称）第二原水工業団地整備事業（測量・設計等業務委託）であります。年度が令和元年度から令和3年度までで総額1億2,800万円の事業であります。年割り額と財源内訳は、記載のとおりであります。前年度末までの支出見込み額が3,450万円で、当該年度支出予定額は歳出予算の委託料1,300万円の支出を予定しています。翌年度以降支出予定額と進捗率は、記載のとおりであります。

下の13ページを御覧ください。

債務負担行為に関する調書であります。

内容は、工業団地用地取得事業の債務負担行為の調書で、令和元年度の支出額を4,700万円と見込んでいます。令和2年度に10億3,300万円の支出を予定しています。財源の内訳は、記載のとおりであります。

14ページをお開きください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。

工業団地造成事業債は、令和元年度の起債の見込み額を2億円と見込んでいます。令和2年度は、起債見込み額を12億3,000万円と見込んでいます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第29号 令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第29号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第29号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億3,900万円と定めております。

前年度に比べて5,950万円の増となっております。

第2条で、一時借入金の最高額を2億円とし、第3条で、歳出予算の流用について定めてお

ります。

8ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は7億645万2,000円で、前年度に比べて325万3,000円の減を見込んでおります。

10ページをお開きください。

款の6県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金は26億1,250万2,000円で、前年度に比べて2,647万4,000円の増であります。この交付金は、保険給付費等に要する費用について県から全額交付されるものであります。

11ページを御覧ください。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は2億5,685万7,000円で、保険基盤安定繰入金や事務費繰入金など法定内の繰入金になります。

少し飛びまして、14ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理は1,633万5,000円。

下の15ページを御覧いただき、項の2徴税费、目の1賦課徴収費は335万9,000円で、国民健康保険の事務に要する経費を計上しております。

16ページをお開きください。

下の段の款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は21億5,631万円で、前年度に比べて1,849万円の増を見込んでおります。

17ページを御覧ください。

下の段、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は3億1,122万円で、前年度に比べて407万円の減を見込んでおります。

19ページをお開きください。

項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は1,891万円を計上しております。

20ページをお開きください。

款の3国民健康保険事業費納付金は、財政運営の責任主体である県に納付するもので、項の1医療給付費分、目の1一般被保険者給付費分は7億5,381万円で、前年度に比べて4,143万1,000円の増となっております。

項の2後期高齢者支援金分、目の1一般被保険者後期高齢者支援金分は2億1,071万1,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。

項の3介護納付金分は7,088万1,000円を計上しております。

款の6保険事業費、項の1保険事業費、目の2疾病予防費は、次の22ページをお開きいただき、節区分19の負担金、補助及び交付金で、人間ドック補助金1,450万円を計上しております。

す。

項の2 特定健康診査等事業費、目の1 特定健康診査等事業費は、下の23ページを御覧いただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で、健診費用負担金として1,641万2,000円を計上しており、特定健康診査受診者を1,800人、特定保健指導受診者を170人と見込んでおります。

24ページをお開きください。

款の9 諸支出金、項の3 繰出金、目の1 一般会計繰出金は778万6,000円を計上しております。これは、きくよう健康クラブ事業費に対する国民健康保険被保険者分とオンラインによる国保資格情報の確認実施に伴うシステム改修分の繰出金であります。

25ページを御覧ください。

最後に、款の10 予備費は185万3,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号について質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第30号 令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第30号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第30号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,240万3,000円と定めております。前年度に比べて3,460万9,000円の増となっております。

8ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款の1 後期高齢者医療保険料は、目の1 特別徴収保険料と目の2 普通徴収保険料と合わせて3億1,241万円で、前年度に比べて3,026万2,000円の増を見込んでおります。

款の4 繰入金、項の1 一般会計繰入金は、目の1 事務費繰入金と目の2 保険基盤安定繰入金を合わせて9,336万7,000円としております。

9ページを御覧ください。

款の6 諸収入、項の5 受託事業収入、目の1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入は767万

1,000円で、健康診査と歯科口腔健診に対する受託事業収入であります。

11ページをお開きください。

ここからは、歳出の主なものについて御説明いたします。

款の1総務費は、項の1の総務管理費を470万5,000円、項の2徴収費を159万9,000円で、事務に要する経費を計上しております。

12ページをお開きください。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は4億395万4,000円で、前年度に比べて3,394万3,000円の増であります。この納付金は、保険料収納分や保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に支払う納付金であります。

款の3保健事業費、項の1健康保持増進事業費は1,173万5,000円を計上しております。これは、13ページを御覧いただき、健康診査と歯科口腔健診、人間ドック補助金など、被保険者の健康保持増進に必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第31号 令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第31号令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第31号令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和2年度の当初予算につきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年を対象とします第7期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、介護給付費等の見込み額を計上した予算編成としております。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億8,704万9,000円と定めており、前年度に比べて8,122万9,000円の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、10ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で5億4,074万3,000円、前年度に比べて1,147万5,000円の減を見込んでおります。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護保険費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で4億4,507万8,000円、前年度に比べて1,287万4,000円の増を見込んでおります。

下の11ページで、項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、財政調整のため、国が交付するもので6,662万1,000円、前年度に比べて761万7,000円の減を見込んでおります。

同じく目の2と3は、地域支援事業交付金で、合わせて3,587万9,000円、前年度に比べて383万6,000円の増を見込んでおります。

次に、款の5支払基金交付金は、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、合わせて6億6,624万7,000円、前年度に比べて1,725万7,000円の増を見込んでおります。

12ページをお開きください。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は3億2,982万1,000円を見込んでおります。

次に、項の2県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で、合わせて2,002万3,000円を見込んでおります。

下の13ページで、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は2億9,803万7,000円を見込んでおります。

また、その他一般会計からの繰入金として、目の2から7で事務費分地域支援事業分、介護予防支援分、低所得者保険料負担分を、合わせて9,376万8,000円計上しております。

14ページをお開きください。

項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は6,000万円を見込んでおります。

下の15ページで、款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は960万円を見込んでおります。

16ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として246万4,000円を計上しております。

下の17ページの項の3介護認定審査会費は、目の1介護認定審査会費と18ページの目の2認定調査費等を合わせて2,669万8,000円を計上しております。

19ページを御覧ください。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は23億1,625万6,000円、前年度に比べて



4,480万7,000円を増額しております。

20ページをお開きください。

項の3 高額介護サービス等費は6,000万円、項の4 高額医療合算介護サービス等費は550万円を計上しております。

下の21ページで、款の4は地域支援事業費、項の1 介護予防生活支援サービス事業費、目の1 介護予防生活支援サービス事業費は4,972万8,000円を計上しております。

23ページをお開きください。

項の2 一般介護予防事業は、地域住民グループ事業などで3,187万1,000円を計上しております。

次に、24ページから28ページを御覧ください。

項の3 包括的支援事業・任意事業費は、目の1から7までを合計して5,422万8,000円を計上しております。総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、任意、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援の事業を実施するための経費であります。

次に、30ページをお開きください。

項の6 介護予防支援事業費は、要支援者のケアプラン作成事業費で1,748万9,000円を計上しております。

下の31ページで、款の9 予備費は500万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第32号 令和2年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議案第32号令和2年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第32号令和2年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条総則でございますが、令和2年度菊陽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業との連結であります。

第2条業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的な目標として、公共と農

集でそれぞれ下記のとおり定めております。

次に、2ページをお願いします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を14億513万7,000円とし、事業費用を13億3,844万4,000円としております。

内容につきましては、この後実施計画で御説明します。

次に、3ページをお願いします。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を8億4,768万7,000円、資本的支出額を12億4,297万1,000円としております。

内容につきましては、この後実施計画で御説明します。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億9,528万4,000円についての補填内容は、上記に括弧書きで記載のとおりであります。

次に、4ページをお願いします。

第5条企業債は、下水道事業分で限度額5億8,850万円を予定しております。

次に、第6条では一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用額を1,000万円と定めるものであります。

次に、5ページの第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費4,544万7,000円を計上しております。

次に、第9条他会計からの補助金としまして、汚水処理などに関する一般会計からの繰入金で5,927万4,000円を計上しております。

次に、第10条利益剰余金の処分については、令和元年度からの繰越利益剰余金のうち380万5,000円を菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定に基づきまして、減債積立金に処分することを定めるものであります。

続きまして、8ページの実施計画をお願いします。

ここからは、附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、8億4,839万円を見込んでおります。

次に、目の2他会計負担金1億3,680万8,000円は、雨水処理に係ります一般会計からの繰入金であります。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金4,140万3,000円は、汚水処理に関する維持管理費及び企業債の元利償還分に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、目の4長期前受け金戻入3億6,464万4,000円は、現金を伴わない収入で償却資産の取得、改良のために交付された補助金等につきまして、長期前受け金として負債に計上し、資産の減価償却に合わせて収益化を行うものであります。

次に、9ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費4億1,960万6,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費であります。

次に、目の5総係費5,659万1,000円は、事業全体の運営管理に要する費用であります。

次に、目の6減価償却費6億8,088万5,000円は、現金を伴わない支出で、有形、無形の固定資産税減価償却費であります。

次に、項の2営業外費用、目の1支払い利子1億2,656万2,000円は、企業債償還利子の予定額であります。

続きまして、10ページをお願いします。

資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債につきましては、4ページの第5条で示しています予定額5億8,850万円であります。

次に、項の2出資金1億943万8,000円は、企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入れであります。

次に、項の3負担金、目の2受益者負担金2,753万2,000円は、開発や住宅建設などによる賦課見込み額であります。

次に、項の5負担金は社会資本整備総合交付金の予定額で8,050万円であります。

次に、11ページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費6億6,445万3,000円は、工事に関する実施設計などの委託料と汚水及び雨水管渠築造工事等を予定しております。

次に、項の2企業債償還金は、予定額5億7,630万円であります。

次の12ページからは、令和2年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第32号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第26号から議案第32号までは、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第14 研修報告

○議長（上田茂政君） 日程第14、研修報告を行います。

これから閉会中の継続調査で議会運営委員会で研修されました件について報告をお願いします。

議会運営委員長布田悟君。

○議会運営委員長（布田 悟君） 議会運営委員長の布田悟です。

今日は、お手元に研修報告書という形で簡単に日程、内容等をまとめたのを配付していますので、それを御覧いただきたいと思います。

日時は、令和2年1月30日木曜日です。31日金曜日まで1泊2日で福岡県の八女市議会及び福岡市の嘉麻市議会を訪問してまいりました。

今日も皆様方、特に予算の審議をやっておりますので、お手元に膨大な量の配付物が回っております。

目的といいますのは、皆様御存じのように、非常にこの議会活動におきまして紙での資料配付というのが長年されてきたわけでありまして、事務局のその手間というのも非常に膨大なものとなってきております。それから、議員間、そして議員と事務局とのやりとりをタブレット端末等を通じてやろうということで、菊陽町議会もそれに向けて取り組んでいきたいということで研修をしてまいりました。

八女市議会におきましては、嘉麻市議会がタブレット端末、議会のICT導入については先駆的な議会でありますので、そこを研修していたということで、八女市議会の方から訪問し、そして次の日に嘉麻市議会ということでありました。

メリット、デメリットがあるようではありますが、特に総括的に言いますと、もうメリットが大きいということでもあります。それにつきましては、これから皆様方とともにこの器械等の扱い方、それからICT化についての導入過程というものをこれから検討していくわけでありまして、一緒に研修等にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後の課題ということも出てきておりましたけれど、やはりまだまだ一遍に紙をなくするというわけにはいきませんので、特に予算書、決算書あたりはまだ紙で見たいという議員さんもおられたということでもありますので、その辺のところ徐徐に紙をなくしてペーパーレス化をスリムなものにしていくということが今後の課題ということであったようでもあります。費用対効果につきましても、費用の方がかなり削減されておまして、その費用の軽減ということでもメリットが出ているということでありました。

また、政務活動費につきまして、これは八女市議会の方は政務活動費、まだ交付しておりますけれど、ここは八女郡の旧5町村が合併してできた市でありまして、そこでの政務活動費というのはそれまでばらばらであったのを一本化して今やっているということで、それにつきましても執行率等の問題もありまして、まだまだ検討していきたいということでもありました。

それと、嘉麻市議会の政務活動費につきましては、これはもうここも旧田川とか飯塚の炭鉱で繁栄した市町村でありますので、ここでおきましても合併がされて政務活動費についてもそれぞれの形で引き継いでおったけれど、現在は廃止されているということでもあります。これは、合併による議員報酬の増加ということもありまして、政務活動費は廃止したということでありました。

資料等は、私ももってきておりますので、今日は簡単な報告書1枚でありますけれど、何かもっと詳しい資料が欲しいという方は、私の方に申し出いただければ準備しております。

簡単でありますけれど、議会運営委員会からの視察研修報告は以上とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 議会運営委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時13分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和2年3月2日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和2年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和2年3月2日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第1号 菊陽町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第2号 菊陽町総合計画の策定に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第5 議案第5号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 菊陽町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第10 議案第10号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第12 議案第12号 菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第13 議案第13号 菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 菊陽町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 菊陽町光の森防災広場及び菊陽町光の森防災備蓄棟の設置及び管理に関  
する条例の制定について

- 日程第20 議案第20号 令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について  
 日程第21 議案第21号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第4号）について  
 日程第22 議案第22号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について  
 日程第23 議案第23号 令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
 日程第24 議案第24号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について  
 日程第25 議案第25号 令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について  
 日程第26 議案第33号 町道路線の認定について  
 日程第27 議案第34号 町道路線の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 廣瀬英二君   | 2番 矢野厚子君   |
| 3番 大久保輝君   | 4番 阪本俊浩君   |
| 5番 西本友春君   | 6番 那須真理子君  |
| 7番 佐々木理美子君 | 8番 中岡敏博君   |
| 9番 布田悟君    | 10番 福島知雄君  |
| 11番 坂本秀則君  | 12番 渡邊裕之君  |
| 13番 佐藤竜巳君  | 14番 甲斐榮治君  |
| 15番 岩下和高君  | 16番 小林久美子君 |
| 17番 北山正樹君  | 18番 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君  
 書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 町長 後藤三雄君             | 副町長 吉野邦宏君              |
| 教育長 上川幸俊君            | 教育部長 吉永公紀君             |
| 総務部長 阪本浩徳君           | 福祉生活部長 阪本章三君           |
| 健康保険部長 服部誠也君         | 経済部長 士野公典君             |
| 土木部長 小野秀幸君           | 会計管理者兼<br>会計課長 酒井章彦君   |
| 総務課長 板楠健次君           | 総合政策課長 矢野博則君           |
| 総務部次長兼<br>財政課長 西本一浩君 | 税務課長 内藤優誠君             |
| 福祉課長 吉本雅和君           | 子育て支援課長 和田征君           |
| 町民課長 富田久美子君          | 健康・保険課長 東桂一郎君          |
| 介護保険課長 宮川照之君         | 経済部次長兼<br>商工振興課長 川上一弘君 |



建設課長 矢野和幸君  
下水道課長 丸山直樹君  
学務課長 矢野信哉君

都市計画課長 井芹渡君  
総務課総務法制係長 小泉秀和君  
施設整備課長 山川和徳君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第1号 菊陽町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第1号菊陽町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（阪本浩徳君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第1号菊陽町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございますが、記載のとおり、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用します条項に条ずれが生ずることから、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるところでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますが、施行日は、中央部記載のとおり、附則で令和2年4月1日からといたしております。

最後の3ページ目をお開きいただきたいと思います。

参考資料で、菊陽町監査委員条例の新旧対照表でございます。

第9条の関係でございますが、出納員の賠償責任の決定についての規定でございますが、左側が現行の分でございます。9条の下線部「第243条の2第3項」を、右側の改正案のとおり「第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。これは、地方自治法の改正によりまして、同法243条の2が第243条の2の2に繰り下がったことによりまして条ずれが生じたということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第2号 菊陽町総合計画の策定に関する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第2号菊陽町総合計画の策定に関する条例の制定についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（矢野博則君） おはようございます。

それでは、議案第2号菊陽町総合計画の策定に関する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、平成23年の地方自治法の一部改正により、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務がなくなっております。このことによりまして、策定及び議会の議決を経るかは、町の判断となっております。

町としましては、総合計画は町の将来像及びその実現に向けた指針及び施策を示すものでございます。引き続き、議会の議決を経て基本構想を策定すべきものと考え、法的な義務はございませんけれども、第6期総合計画の策定に当たり、策定の根拠及び引き続き議会の議決を経ることなどについて条例で定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、昭和45年に制定いたしました菊陽町総合計画策定審議会条例は廃止し、本条例に取り組んでおります。

それでは、1枚めくってください。

条例の内容を説明いたします。

第2条は、この条例の用語の意義に関してですが、第1号では、総合計画は町の将来像及びその実現に向けた指針及び施策を示すものであって、基本構想及び基本計画から構成するものとする、第2号では、基本構想は町の将来像及びその実現に向けた指針を示す構想で、町が策定する各種計画の最上位に位置するものとする、第3号では、基本計画は基本構想を実現するための基本となる施策を体系的に示す計画としております。

第3条と第4条では、基本構想の策定及び議会の議決を経ることに関して定めております。

第3条は、総合計画の策定に関してでございますが、町長は、総合的かつ計画的な整理を図るため、総合計画を策定するものとするとしております。

第4条では、議会の議決に関してでございますが、町長は、基本構想を策定しようとするときは議会の議決を経るものとするとしております。また、変更しようとするときも同様とするとしております。

第5条から第10条までは、総合計画策定審議会に関して必要な事項を定めております。この

中に、昭和45年に制定しました菊陽町総合計画策定審議会条例を取り組んでおります。

第5条は、総合計画策定審議会に関してでございますけれども、第1項では、菊陽町総合計画策定審議会の目的及び設置について、第2項では、町長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ審議会に諮問するものとするとしております。また、変更しようとするときも同様とするとしております。

第6条では、菊陽町総合計画策定審議会は、町議会議員、学識経験を有する者、その他町長が適当と認めた者のうちから町長が委嘱した委員20人以内をもって組織することとしております。

第7条では、委員の任期に関して定めております。

次のページをお願いいたします。

第8条では、審議会の会長及び副会長に関して、第9条では、審議会の招集に関して、第10条では、審議会の庶務に関して定めております。

第11条は、町長への委任で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

最後に、附則で、この条例は公布の日から施行するとし、菊陽町総合計画策定審議会条例昭和45年菊陽町条例第14号は廃止するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治議員。

○14番（甲斐榮治君） 第2条について、まずお尋ねしたいと思います。

私が今から申し上げるような理解でよろしいかどうかを確認していただきたい。第2条の2に、基本構想が最上位の計画であると、これは議決を要するというふうなのがでてます。たしか2011年5月だったと思いますが、地方自治法が改正されて、町にこの基本構想を策定する義務がなくなったというふうに理解してありますが、それでよろしいかどうか。ただ、その後、その自治体の判断によって、この基本構想についても条例で定めればこれを議決事項として採用できると、こんなふうに理解しておりますが、これはまとめて結構です。それでいいかどうか。

それと、この手順として次のようになるのかと思いますが、これもそれでいいのか。1つは、基本構想が議決を要する事項ですので、この基本構想をつくるまでに、町としてはいろいろ町民の意見を聞いたりとか、いろんな手順があるかと思いますが、それで、行政として基本構想をつかって、それを議会にかけて議決をします。議決を経たならば、その基本構想に基づいて基本計画、これは5年ぐらいだったと思いますが、それと実施計画が3年ぐらいだったと思いますが、それをつかって、この基本構想と基本計画を合わせて総合計画を策定するという過程になる、こんなふうな理解でよろしいですか。まず、その点をお答えいただきたい

い。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

地方自治法の改正によりましてというところで御質問がございましたけれども、御指摘のとおり、議員がおっしゃったとおりの内容でございます。

それから、条例で基本構想を議決することができるかどうかというところなんですけども、こちらの方は、地方自治法96条第2項によりまして、議決ができるということになりますので、議員がおっしゃったとおりとなります。

それから、行政として基本構想を策定後の流れとして、それに基づきまして基本計画、実施計画をつくっていくという流れは、議員の方も御承知のとおり、今までの流れと変わってはございません。今回の条例で、定義の意義として上げておりますのは、総合計画につきましても基本構想及び基本計画から構成するということになってございますけれども、実際は、その後、基本計画の方を策定後は、町としてはまた実施計画をつくっていくというような流れになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 分かりました。

それと、私の頭の中には二代表制の問題がちょっとあるんですけども、そうしますと、議会としては基本構想でもう議決をするわけですから、この後についてはこの基本構想の決定に縛られると、議会としてはですね。というふうに理解をしてよいのかどうか、これが1点。

それと、総合計画の審査会の中で議員が構成員に入っておりますけれども、この出席の意味は、既に骨格とかそういった基本的なものが決定した後、町としていろんなことを実施していく総合計画を策定するんですけども、それに対して議会の決定を踏まえて参加をするという意味なのかどうか、その辺をよろしく願います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、議会におきまして基本構想の議決が行われた後はその構想に縛られるのではないかと御指摘だったかと思っておりますけれども、基本構想につきましては、御承知のとおり、策定審議会の中でいろいろ町民の方の御意見とか各種団体の御意見の方も聞きながら、しっかり聞いてつくり上げていくということでございますので、行政といたしましても、議会に対して10年間の構想ということでしっかり御説明させていただいた上で、御承認といいますか議決をいただくということでございますので、そのあたりはよろしく願いたいというふうに思っております。

それから、審議会に議員の方が入られることについてでございますけれども、以前からの流れといたしまして、審議会の方には議会議員の方も入っていただいて、審議会の方で協議を行

っているところでございます、引き続き審議会の方には入っていただきたいと思っておりますけれども、立場といたしまして、町民の代表というような形で入っていただきたいというふうな思いもございます。ただし、基本構想の策定に当たっては、しっかり議会の方にも御説明しながら、御意見もいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解の方いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 最後の質問になりますが、大体分かりました。

審議会の中に町議会議員が入るといふ、この点ですね。これは二元代表制の点からいって、町長の諮問機関の中に議員が入るといふ形になりますけれども、今のお答えからすると、運用としては、一番、基本構想のところでしたらしっかり議論をしてるので、その後については、議員としてもこの施策の成立する過程をちゃんと見とっていただきたいと、そういう意味合いというふうにとりましたが、それでいいでしょうか。

それともう一点、ここに審議会の人数が規定されておられません、これはもう問題によって人数もどの部門から何人というのが変わっていくという意味でしょうか。そのことをお聞きします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

前回の基本構想は23年3月に理解をいただきまして、そのときのメンバーも同じように、議会からもお二人入っていただきました。その当時は、法律の地方自治法2条4項の中で、議会の議決を経てという条文がありましたので、議会に諮らせていただきました。で、5月にはそれが施行されて、今はないんですけども、菊陽町の審議会の流れでいいますと、経過として、議員の方々、それから町民の代表の方々、それから学識の方ですね。学識の方が、一般的には他の市町村を見ていると1人か2人という方が多いんですけど、菊陽町の場合は五、六人、専門の学識の方をお願いしています。これは、55年当時、魅力ある町を提言していただきましたときのメンバーの流れから、分野分野で専門の方に御指導いただいたと、その流れが今でもございます。ですので、菊陽町の場合は、学識の方は五、六名お願いしていますし、議会の方もお二人お願いしてるところでございます。

町の基本構想というのは、確かに今、法律上もございませんけど、町の最上位に位置する計画ということで、その根拠が今回何も——法律が消えた関係で——なかったものですから、今回この条例を出ささせていただいたというところでございます。この条例を出さないと、審議会条例だけがそのままぼつんと残ってしまうというのがずっと思っていましたものですから、この際、新しい基本構想をつくる段階で審議会条例を取り組んで、新しい条例案をつくりたいということで、今回提案させていただきました。基本構想を議決事件にするかしないかというのは町の判断でさせていただきます、町長の方から、これは最上位に位置する計画なもんですか

ら、議会の方も同意をいただいて意見をいただいitてつくりたいということで、今回、議員の方も入れさせていただいたところでございます。

それから、委員の定数でございますけども、条例案の第6条に、20人以内をもってということで一応明記はいたしておりますので、この点申し上げさせていただきたいというふうに思います。各につきましては、これは町の判断で、例えば今申しましたとおり、今までは議員さんをお二人、それからいろんな各種団体の代表者、それから学識ということで、そこは臨機応変にいかせていただきたいなということで考えております。

(14番甲斐榮治君「問題に応じて臨機応変にですね」の声あり)

そうです、はい。

それから、実施計画は、先ほど、あるということでもございましたけども、実施計画につきましては基本計画に基づく3年分をローリングした計画でございますけど、これはまた町長が別途、要綱等をつくりまして、これまでどおり定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第3号 菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第3号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

それでは、議案第3号菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法の一部が改

正され、特別職の要件が変更されたことで、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に掲げる職に変更が生じることから、同条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、3枚目以降に参考資料として新旧対照表をおつけしております。

まず、参考資料1ページをお開きください。

別表左側の現行で、番号の10、環境美化推進委員、11、交通指導員、12、東京事務所業務嘱託員、13、地域人権教育指導員、14、社会教育指導員、それから次のページ2ページの番号24、嘱託員を削るものでございます。また、これに伴い、現行の番号15以下を繰り上げております。この改正は、地方公務員法の一部改正により、特別職の非常勤職員が厳格化されたことに伴い、地方公務員法で定める特別職の非常勤職員に該当しない職を本条から削除するものでございます。

恐れ入りますが、1枚目に戻っていただきたいと思っております。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第4号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第4号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第4号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部



を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても給与を改定するに当たり、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、また成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で、地方公務員法の一部が改正されたことにより、同条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。

9枚目以降に参考資料をつけております。

まず、参考資料の1ページをお開きください。

今回の改正条例第1条関係の新旧対照表でございます。

まず、第19条は期末手当ですが、左側の現行の5行目から6行目の下線部の「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を、右側改正後は削るものでございます。地方公務員法第16条は、地方公務員法の欠格事項についての規定ですが、そのうち、同条第1号は、成年被後見人、保佐人であります。この第1号が削除されたことに伴いまして、下線部を削るものでございます。

また、第19条の2第2号の現行の下線部、それから次の2ページの1行目から3行目の下線部、それから下から6行目の第22条第6項の下線部も、同様の理由で削るものでございます。

次に、2ページの中ほど、第20条の第2項第1号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率について、現行の「100分の92.5」を、改正後は「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改めるものでございます。これによりまして、12月支給分が0.05月分の増額となります。

次に、3ページから6ページの別表第1の改正であります。

行政職給料表の改正であります。左側の現行の額を、右側の改正後の額に改めるものでございます。下線部の部分が、改正箇所でございます。高卒初任給を月額2,000円、大卒初任給を月額1,500円引き上げ、これを踏まえ、若年層の職員が在職する号給についての引き上げを行うものでございます。

次に、6ページの別表第2、(1)等級別基準職務表の改正でございます。

職務の級の1級及び2級の基準となる職務に、司書、精神保健福祉士及び臨床心理士を追加し、また5級に指導主事を追加するものでございます。これは、現状の職に合わせた改正でございます。

次に、7ページを御覧ください。

今回の改正条例第2条関係の新旧対照表でございます。

第10条の3は、住居手当についての規定ですが、第1項第1号の「1万2,000円」を、改正

後は「1万6,000円」に改めるものでございます。これは、住居手当の支給対象となる家賃の額の下限を4,000円引き上げて、1万6,000円とするものでございます。

次に、第2号の単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住居手当も、第1号と同様、家賃の額の下限を1万6,000円とするものでございます。

次に、中ほどからの第2項の2行目、3行目及び第1号の下線部の「掲げる額」を、改正後は「定める額」に改めるものです。これは、字句の修正になります。

次に、同じ第2項第1号のアの「2万3,000円」を、改正後は「2万7,000円」に、「1万2,000円」を、改正後は「1万6,000円」に改め、イの「2万3,000円」を、改正後は「2万7,000円」に、「1万6,000円」を、改正後は「1万7,000円」に改めるものです。これは、第1項の改正で、対象となる家賃の下限を1万6,000円としたことにより、住居手当の支給額の区分を、家賃が1万7,000円以下に支払っている職員と1万7,000円を超える職員としたものでございます。また、家賃が2万7,000円を超える場合は、手当の額は、家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1に1万1,000円を加算した額となります。ただし、家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円に1万1,000円を加算した額となります。これにより、住居手当の上限額が、これまでの2万7,000円から2万8,000円となります。

次に、8ページの第20条は勤勉手当ですが、第2項第1号の5行目から7行目の下線部の「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を、改正後は「100分の95」に改めるものでございます。これは、再任用職員以外の職員について、改正後は、6月、12月とも支給率を100分の95とするものでございます。

恐れ入りますが、7枚目に戻っていただきまして、7枚目ですが、中ほどの附則の第1項から第2項で、施行期日等を定めております。附則の第1項で、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行するとしております。

また、第2項では、第1条中、第20条第2項第1号勤勉手当の支給率の改正規定と、別表第1の給料表の改定規定については、平成31年4月1日にさかのぼって適用するとしております。

第3項では、第1条改正後の給与条例第20条の規定は、令和元年12月1日から適用するとしております。

第4項では、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の給与の内払いとみなすとしております。

5項から、次のページの第7項では、住居手当の経過措置を定めております。今回の条例改正により、住居手当が減額となる職員については、令和2年度については現在の手当の月額から500円を控除した額、令和3年度は1,000円を控除した額を、令和4年度は1,500円を控除した額を支給するという経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

まず、提案理由ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。

3枚目に参考資料として新旧対照表をおつけしております。

第2条は、職員のサービスの宣誓についての規定ですが、現行の第2条に、改正後は、第2項として、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる」を加えるものでございます。これは、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、その取扱いを明確化するために改正するものでございます。

恐れ入りますが、1枚目に戻っていただきたいと思っております。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第6号 菊陽町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第6号菊陽町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第6号菊陽町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で、地方公務員法の一部が改正されたこと、また地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、菊陽町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。

3枚目以降に参考資料をおつけしております。

参考資料の1ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

第14条は、退職手当についての規定ですが、左側、現行の第2項第1号の下線部「（同法第16条第1号に該当する職員を除く）」を、改正後は削るものでございます。これは、地方公務員法の改正により、成年被後見人及び被保佐人を地方公務員法の欠格事項とする同法第16条第1号の規定が削除されたことに伴いまして、下線部を削るものでございます。

次に、第3項の現行の下線部「昭和23年」を、改正後は「昭和22年」に改めるものでございます。これは、正しい公布年に改めるものでございます。

次に、第20条の改正ですが、会計年度任用職員制度の創設に伴う改正でございます。

まず、見出しですが、現行の「（臨時または非常勤職員の給与）」を、改正後は「（会計年度任用技能労務職員）」に改めるものです。

内容については、現行では「臨時または非常勤職員の給与については、この条例の範囲内で定める」としていたものを、改正後は「第1項で法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる」とし、第1号で、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される職員は、報酬及び期末手当、これはパートタイム会計年度任用職員についての規定になります。

次のページ、第2号で、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される職員は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とするものです。これは、フルタイム会計年度任用職員についての規定になります。

改正後の第2項では、会計年度任用技能労務職員の給与の基準については、菊陽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を準用するとしています。

第21条の現行の第1行目の下線部「地方公務員法」を、改正後は「法」に改めるものであります。これは、字句の修正でございます。

恐れ入りますが、2枚目に戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行する、ただし第20条の改正規定は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第7号 菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第7号菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第7号菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で、地方公務員法の一部が改正されたことにより、菊陽町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。

2枚目以降に参考資料をつけております。

参考資料の1ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

第3条は、旅費の支給についての規定ですが、第3項の2行目の下線部「第2号」を、改正後は「第1号」に、「第3号」を、改正後は「第2号」に、現行の「第4号」を、改正後は「第3号」に改めるものでございます。これは、地方公務員法の改正により、成年被後見人及び被保佐人を地方公務員法の欠格事項とする同法第16条第1号の規定が削除されたことに伴う改正でございます。

恐れ入りますが、1枚目に戻っていただきたいと思っております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第8号 菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第8号菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、説明を求めます。

○町民課長（富田久美子君） おはようございます。

議案第8号菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、成年被後見人であっても、意思能力を有すれば、印鑑登録ができるよう、菊陽町印鑑条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

恐れ入ります、3枚目をお開きください。

菊陽町印鑑条例の新旧対照表でございます。

第2条第2項は、印鑑登録できない者について規定しており、現行は「満15歳未満の者及び成年被後見人」となっておりますが、改正後は「満15歳未満の者及び意思能力を有しない者」に改めるものでございます。

第12条は、印鑑登録の抹消について規定しており、現行の第1項第5号を第6号とし、第4号の次に第5号「意思能力を有しない者となったとき」を加えるものでございます。そして、同条第2項中「前項第3号又は第4号」を、「前項第3号、第4号、第5号又は第6号」に改めるものでございます。

この改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、その中に、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、必要な見直しを行うことなどが定められました。このようなことから、法の趣旨を踏まえ、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の欠格条項が見直されましたことを受け、本条例において、成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合は、当該成年被後見人御本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限って申請が可能となる改正を行うものであります。

1枚目に戻っていただきたいと思います。

附則で、施行期日を定めておまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第9号 菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第9号菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第9号菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、題名が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められ、あわせて条ずれが生じたことにより、菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料により説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、3枚目をお開きください。

新旧対照表でございます。

現行の第6条の第2項の1行目から3行目の下線部「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項」、これを改正後は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第6条第1項）」に改めるものでございます。法律の題名の変更及び条ずれに伴う改正でございます。

恐れ入りますが、1枚目に戻っていただきたいと思います。



附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第10号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第10号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（内藤優誠君） おはようございます。

議案第10号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、地番図等の写しの交付及び土地台帳の閲覧について、本条例上の位置づけを明確にするため、本条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

3枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。

手数料を徴収すべき事項及び手数料を定める別表、税の区分に、地番図等の写しの交付手数料1件につき300円及び土地台帳の閲覧手数料1件につき300円を加えるものです。

恐れ入りますが、1枚目の議案書にお戻りください。

一番下の提案理由の上の部分でございます。附則において、この条例の施行期日は令和2年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第11号 菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第11号菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（吉本雅和君） おはようございます。

議案第11号菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町老人福祉センターの年末年始の休館日を、菊陽町の休日を定める条例と同じ期間に改めるため、菊陽町老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がある、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

休館日について、第5条第1項第3号の「12月28日から翌年1月4日まで」を、「12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）」に改めるものです。

最初のページに戻っていただきまして、改正文を御覧ください。

下から7行目の附則で、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第12号 菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第12、議案第12号菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（吉本雅和君） 議案第12号菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町福祉支援センターの年末年始の休館日を、菊陽町の休日を定める条例と同じ期間に改めるため、菊陽町福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

休館日について、第5条第1項第1号については、内容は変わりませんが、標記のほかの条例と統一するため、改正であります。また、同項第3号の「12月28日から翌年1月4日まで」を、「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改めるものです。

最初のページに戻っていただきまして、改正文を御覧ください。

下から7行目の附則で、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第13号 菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第13、議案第13号菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（吉本雅和君） 議案第13号菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの年末年始の休館日を、菊陽町の休日を定める条例と同じ期間に改めるため、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要性があり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

休館日について、第5条第1項の「センターの休館日は、12月28日から翌年1月4日まで」を、「センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする」に改めるものです。

最初のページに戻っていただきまして、改正文を御覧ください。

下から7行目の附則で、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時3分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第14号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議案第14号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） おはようございます。

議案第14号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の参酌化に伴い、本条例の一部を改正するものです。

内容は、放課後児童健全育成事業におけるみなし支援員制度に係る経過措置が本年3月31日で終了することから、その期間を延長するものです。

みなし支援員制度に係る経過措置とは、放課後児童支援員の資格要件において、研修を修了していない者であっても、今後、当該研修の修了を予定する者を、放課後児童支援員としてみなすことができる制度です。

説明は新旧対照表で行いますので、お手元の議案を2枚おめくりください。

改正内容は、附則第2条において、職員に関する経過措置の期間を「平成32年3月31日」から「令和5年3月31日」に改めるものです。

1枚目にお戻りください。

最後に、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第15号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第15、議案第15号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（和田 征君） 議案第15号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため、本条例の関係する規定について所要の改正を行うものです。

説明は新旧対照表で行いますので、お手元の議案をおめくりいただき、新旧対照表の1ページをお開きください。

今回の改正は、複数箇所にわたりますが、その大部分は、保育所等を利用する場合の子どものための教育・保育給付に係る用語の整理となります。

第2条は、用語の定義です。昨年10月に幼児教育・保育の無償化が開始されたことに伴い、認可外保育施設等を利用する場合の子どものための施設等利用給付が創設され、当該給付につき、子どものための教育・保育給付と同様の給付手続が設けられました。これに伴い、子育てのための施設等利用給付に係る用語と区別するため、新旧対照表にありますように、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」などに改正を行うものです。

次ページ以降も、用語の整理を行っておりますが、改正理由とその内容はほぼ同様になりますので、説明は省略させていただきます。

次に、新旧対照表の7ページをお開きください。

第13条の、利用者負担額等の受領です。ここでの改正内容は、食事の提供に要する費用の取扱いについて変更を行うものです。

8、9ページをお開きください。

同条第4項第3号では、食事の提供に要する費用は、対象外とする費用を除き、保護者から

支払いを受けることができると規定しています。対象外とする費用は、アの幼稚園及び保育所等を利用する満3歳以上の子どものうち、一定所得未満の世帯の子どもに対する食事の提供に要する費用、9ページ、イの幼稚園及び保育所等を利用する満3歳以上の子どものうち、小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもに対する食事の提供に要する費用、ウの保育所等を利用する満3歳未満の子どもに対する食事の提供に要する費用、この3つになります。

議案の最後のページ、参考資料の前のページにお戻りください。

最後に、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第16号 菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第16、議案第16号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） おはようございます。

議案第16号菊陽町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由としましては、本年4月1日からの改正民法の施行に伴い、菊陽町営住宅条例を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表で御説明いたします。

1ページをお開き願います。

左側が現行、右側が改正後案であります。

第6条第2項については、第1項に、参考とする法令、公布年、公布番号が記載されているため、重複する分について、法令名を残し、公布年、公布番号を削除するものであります。

2ページをお開き願います。

第6条の2第2項については、前条第1項第2号イに誤りがあったため、正しいものを前条第1項第2号エに改正するものであります。

3ページをお開き願います。

第10条について、連帯保証人を新たに設ける場合には、連帯保証人の負担する額を請書に明記する必要があり、連帯保証人の極度額を定める条文第10条の2を追加するものであります。あわせて、2、3ページの第10条に定める保証人を、連帯保証人に改正するものであります。

また、第17条第1項については、改正前は「町長は、入居者から入居する月の家賃の三月分に相当する金額の敷金を徴収することができる」と規定していましたが、月途中に入居する者について、第16条第3項の規定により、日割り計算で家賃を算出しており、その額の三月分と解釈することができるため、「入居時における三月分」に改正するものであります。

3から4ページにかけまして、第17条第3項については、改正民法の施行により、賃借人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることと規定が新設されたことに伴い、項を追加し、改正前の第3項を第4項、第4項を第5項に改正するものであります。

4ページの第17条第4項については、敷金が借り主から一定の金額を貸し主に交付し、賃貸借終了の際、延滞賃料のみならず、そのほかの債務があればこれを控除し、残額のみ還付するものであります。

第18条について、原状回復の範囲を定めるものであります。

第19条4号については、第18条第1項に、修繕費用の負担について改めましたので、それに伴い、文言を変更するものであります。

5から6ページにかけましての第34条については、第7次一括法による公営住宅法改正時に参照していた公営住宅法施行令の条ずれが発生しており、改正するものであります。

それでは、議案の3ページ目に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第17 議案第17号 熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第17、議案第17号熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（井芹 渡君） 議案第17号熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

民法の一部改正に伴う土地区画整合法施行令の一部改正により、熊本都市計画事業菊陽第二土地区画整理事業施行規程の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容の説明をいたします。

3枚目に新旧対照をつけておりますので、内容はこの新旧対照表で説明をさせていただきます。

施行規程の、清算金の分割徴収または分割交付に関する第27条第2項中の「当該清算金に付すべき利子は年6%」を、「法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率」に改めるものでございます。

なお、今回の改正により、年6%から年3%になります。また、換地処分の公告につきましては、令和3年度末を予定しているものでございます。

1枚目に戻っていただきたいと思います。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第18号 菊陽町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第18、議案第18号菊陽町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（矢野信哉君） 議案第18号菊陽町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、菊陽町奨学資金貸付条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ページをめくっていただいて、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

菊陽町奨学資金貸付条例第7条第1項第4号の遅延利息、「延滞している期間が六月を超えるごとに、六月について5%とする」の下線部分「5%」を、改正後は「民法第404条に規定する法定利率とする」と改めるものです。これは、民法第404条の改正により、法定利率を、年5分の固定利率から、3年ごとに見直す変動制となりましたので、菊陽町奨学資金貸付条例の遅延利息について、「民法第404条に規定する法定利率とする」に改めるものです。

なお、今回の改正により、民法の法定利率は年5分から年3%になります。

1枚目にお戻りください。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第19 議案第19号 菊陽町光の森防災広場及び菊陽町光の森防災備蓄棟の設置及び管理に関する条例の制定について**

○議長（上田茂政君） 日程第19、議案第19号菊陽町光の森防災広場及び菊陽町光の森防災備蓄棟の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） それでは、議案第19号菊陽町光の森防災広場及び菊陽町光の森防災備蓄棟の設置及び管理に関する条例の制定についてを説明いたします。

まず、提案理由でございます。

大規模災害発生時における災害対策活動の拠点及び緊急避難場所としての機能を確保するとともに、平常時における町民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図ることを目的として、菊陽町光の森防災広場及び菊陽町光の森防災備蓄棟を設置するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきたいと思えます。

条例の内容を説明いたします。

まず、第1条は、設置についてですが、大災害発生時における災害活動の拠点施設、緊急避難場所としての機能確保、また平常時における町民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るために、この施設を設置するとしております。

第2条で、施設の位置を規定しております。

第3条は、防災広場及び備蓄棟の用途等ですが、第1項で、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業、その他町長が必要と認める事業の用に供するものとするとしております。第2項では、公共的団体等が次のいずれかに該当する事業を行うときは、前項に規定する事業に支障のない範囲において、公共的団体等の使用に供することができるとし、防災に関する各種訓練、防災に関する知識の普及及び啓発に関する事業、その他町長が特に認める事業を上げております。

第4条は、利用の制限ですが、利用者が第1号から第2号に該当すると認められるときは立ち入りの拒否または退去を命ずることができるとしております。

第5条は、使用の許可についてですが、第3条第2項の目的で使用する場合はあらかじめ町長の許可を受けなければならないとしております。

第6条は、使用許可の基準についてですが、第5条第1項による許可を受けようとする者が

第6条の第1号から第4号までに該当すると認めるときは使用を許可しないことができるとするものです。

第7条は、使用者の遵守事項で、第1号から第7号までを掲げております。

第8条は、使用料についてですが、第1項で、防災広場等の使用料は無料とするとしており、基本的には無料ですが、第2項で、避難室の冷暖房費は実費分の1時間110円を徴収することとしております。

第9条は、許可の取り消し等について規定しております。

第10条で損害賠償、第11条で管理委託、第12条で委任についてを規定しております。

最後、附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第20号 令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（上田茂政君） 日程第20、議案第20号令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第20号令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和元年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入が確定しているものなどの歳入の補正や、事業の進捗状況等により見直しを行ったものなど、歳出の補正をお願いするものであります。内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和元年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,529万3,000円を追加し、総額を160億3,847万4,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正を、第2表と第3表でそれぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は、9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正は、1の追加で、今回の補正予算による予算計上により、施行期間が足りない事業や、協議等に日数を要した事業など、16件の事業について繰越明許費とするものであります。

下の7ページを御覧ください。

第3表の地方債補正は、1の追加で、総合スポーツ施設整備事業の限度額を1億3,670万円、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の限度額を8,880万円、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の限度額を2,960万円とするものであります。2の変更で、2件の事業について限度額を変更するものであります。地方債の補正額は、合計で2億7,070万円増額となり、総額を8億3,540万円とするものであります。

9ページからは、補正予算に関する説明書になります。

12ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人の現年課税分は、5,832万4,000円を増額するもので、内訳は、説明欄に記載のとおりであります。

款の12地方特例交付金、項の4子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育無償化に係る熊本県及び本町の負担分について計上していましたが、県負担分については、県から町への負担金として支出することになったため、3,296万1,000円減額しています。

下の13ページを御覧ください。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金から、15ページの項の3国庫委託金は、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。

このうち、14ページをお開きいただき、項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金は、節区分の6公園費補助金で、国の補正予算により、社会資本整備総合交付金による総合スポーツ施設整備事業を8,100万円計上しています。

下の段の目の7教育費国庫補助金は、節区分の1小学校費補助金で、菊陽南小学校トイレ改修工事のため、1,293万円を増額しています。また、学校の無線LAN環境整備のため9,090万円を、節区分の2中学校費補助金で3,030万円を、それぞれ国の補正予算により、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として計上しています。

下の15ページを御覧ください。

款の18県支出金、項の1県負担金から、17ページの項の2県補助金も、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。

このうち、15ページの項の1県負担金、目の1民生費県負担金は、節区分の4児童福祉費負担金で、幼児教育無償化に係る熊本県から町への負担金として1,632万8,000円増額しています。

16ページをお開きください。

項の2県補助金、目の2民生費県補助金は、節区分の2老人福祉費補助金で、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を1億5,425万1,000円減額しています。

下の17ページを御覧ください。

目の9災害復旧費県補助金は、節区分の3平成28年熊本地震復興基金交付金で、被災宅地復旧支援事業、住宅耐震化支援事業の増減により、1,966万1,000円増額しています。

款の21繰入金、項の2基金繰入金は、目の1財政調整基金繰入金を4,000万円、目の13総合スポーツ施設基金繰入金を1億3,000万円、それぞれ減額しています。

18ページをお開きください。

款の24町債は、次の19ページにかけて説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減しています。

このうち、18ページの項の9教育費、目の1教育債は、総合スポーツ施設整備事業を1億3,670万円、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業を8,880万円、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業を2,960万円、それぞれ計上しています。

20ページをお開きください。

次は、3の歳出になります。補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

下の21ページを御覧ください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、路線バス維持補助金として、地方バス運行等特別対策補助金を1,999万円増額しています。

24ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、地域密着型特別養護老人ホームの運営事業者の選定が今年度中にできなかったため、補助金を1億5,425万1,000円減額しています。

下の段の目の3障害者福祉費は、節区分の20扶助費で、サービス利用の増加により、障害福祉サービス費を3,581万2,000円、障害児通所支援サービス費を547万円、それぞれ増額しています。

28ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費は、節区分の19負担金、補助及び交

付金で、多面的機能支払交付金事業の事業費確定により、2,151万5,000円減額しています。

31ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の15工事請負費は、新山5号線ほか9路線の区画線設置工事のため、500万円増額しています。

下の段の目の3道路新設改良費は、原水踏切改良工事について、5,015万6,000円減額しています。

32ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金）を2,126万1,000円増額し、耐震診断改修助成金を363万円、ブロック塀等除却費補助金を764万5,000円、それぞれ減額しています。

下の段の目の3公共下水道費は、使用料及び受益者負担金の増額見込みにより、下水道事業補助金を2,531万6,000円減額しています。

下の33ページを御覧ください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費は、節区分の14使用料及び賃借料で、菊陽西小学校仮設校舎リース料の減により、2,986万6,000円減額し、節区分の15工事請負費で、各小学校LAN環境整備工事のため、1億8,381万8,000円増額しています。

34ページをお開きください。

目の5学校建設費は、菊陽南小学校トイレ改修工事のため、5,481万3,000円増額しています。

項の3中学校費、目の1学校管理費は、節区分の15工事請負費で、各中学校LAN環境整備工事のため、6,000万円増額しています。

37ページをお開きください。

項の6保健体育費、目の5総合スポーツ施設整備費は、杉並木公園拡張及び総合体育館施設整備のため、8,579万4,000円増額しています。

最後に、38ページをお開きください。

款の14予備費は、調整のため、626万円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩をいたします。

午後は1時から始めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時55分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） それでは、再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第21号 令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第4号）について

○議長（上田茂政君） 日程第21、議案第21号令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 議案第21号令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和元年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から2億1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,772万6,000円と定めるものです。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところです。

2ページをお開きください。

2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は、7ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は、菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校施設の拡張用地取得に日数を要したことにより、年度内に完了が見込めないため、繰越明許費とするものであります。

下の5ページを御覧ください。

第3表の地方債補正は、1の変更で、総合スポーツ施設整備のための用地取得を土地取得特別会計において先行取得する予定でしたが、国の令和元年度補正予算により事業採択がなされ、これにより、事業の執行に先立って用地を取得することに該当しなくなったため、限度額を2億990万円減額し、1億3,590万円に変更するものです。



7ページからは、補正予算に関する説明書になります。

10ページをお開きください。

まず、2の歳入ですが、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、10万円減額し、計を181万4,000円としています。

次に、款の4町債、項の1町債、目の1総務債は、総合スポーツ施設用地取得のための総務債を2億990万円減額しています。

下の11ページを御覧ください。

次は、3の歳出です。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は、2億1,000万円減額しており、内容は、総合スポーツ施設用地取得のための土地取得費を減額したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第22号 令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号） について

○議長（上田茂政君） 日程第22、議案第22号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 議案第22号令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主な理由につきましては、（仮称）第二原水工業団地整備事業の現況測量及び実施設計、地質調査、所有権移転登記に係る業務を複数年で行い、事業の円滑な進捗を図るため、継続費を新たに設定するものであります。また、今後の借入金の利息の支払いや工業団地

の管理費等に備え、財源の組み替えを行い、一般財源の確保を行うものであります。

それでは、1ページをめくっていただき、令和元年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）をお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に5,500万円を追加し、歳入歳出予算総額を3億7,041万2,000円と定めるものです。

第2条は、継続費で、第2表の継続費で定めています。

第3条は、繰越明許費で、第3表の繰越明許費補正で定めています。

第4条は、地方債の補正を、第4表の地方債補正で定めています。

4ページをお開きください。

第2表は、継続費であります。内容は、（仮称）第二原水工業団地整備事業の現況測量及び実施設計、地質調査、所有権移転登記の円滑な事業の進捗を図るため、継続費の設定を新たに設定するものであります。

事業名を（仮称）第二原水工業団地整備事業測量設計等委託業務、総額を1億2,800万円、年度は令和元年度から令和3年度までの3か年で、年割り額は、令和元年度3,450万円、令和2年度1,300万円、令和3年度8,050万円と定めています。各年度の事業は、令和元年度から令和3年度にかけて測量及び設計業務を実施し、予算につきましては、令和元年度に前金の3割を、令和3年度に残り7割の予算を計上しております。令和2年度は、委託料の登記委託料と地質調査の予算であります。

下の5ページを御覧ください。

第3表は、繰越明許費補正であります。第2表で、業務委託の円滑な進捗を図るため継続費を設定しましたので、繰越明許費の廃止を行うものであります。

10ページをお開きください。

2の歳入につきまして御説明申し上げます。

款の4町債、項の1町債、目の1土木債、節の区分で工業団地造成事業債は、事業の財源組み替えのため、5,500万円を増額し、計を2億円とするものであります。

下の11ページを御覧ください。

3の歳出につきまして御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分1報酬で、事務補助の報酬額の見直しにより、1万円を増額補正しています。節区分13委託料は、継続に設定しましたので、8,060万円を減額補正しております。

款の3予備費、項の1予備費、目の1予備費につきましては、予算調整のため、1億3,559万円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第23号 令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第23、議案第23号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（東 桂一郎君） 議案第23号令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和元年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1億7,162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億927万7,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の6 県支出金、項の1 県補助金、目の1 保険給付費等交付金は、普通交付金を1億7,162万4,000円増額し、計を27億5,765万2,000円としております。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費は、1億4,625万5,000円増額し、計を22億8,407万5,000円としています。

次に、目の3 一般被保険者療養費は、111万5,000円増額しています。

項の2 高額療養費、目の1 一般被保険者高額療養費は、2,425万4,000円増額し、計を3億3,954万4,000円としています。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第24号 令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（上田茂政君） 日程第24、議案第24号令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（宮川照之君） 議案第24号令和元年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から4,319万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億5,612万7,000円と定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

歳入は、保険料及び繰入金の増額と、国庫支出金及び支払基金交付金の減額です。

下の3ページで、歳出は、総務費及び地域支援事業費の増額と、保険給付費及び予備費の減額です。

次に、8ページと9ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明します。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料を、年度末の収納見込みから2,103万9,000円増額しております。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金を4,355万9,000円減額、款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1調整交付金を1,525万5,000円減額、款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金を2,236万7,000円減額していますが、これは国等からの交付額決定によるものです。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の7低所得者保険料負担繰入金を1,212万9,000円増額していますが、これは介護保険料低所得者軽減強化負担金の額が確定したため、増額分を一般会計から繰り入れるものです。

次に、10ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明します。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、目の1介護サービス等諸費を、年度末の給付見込みから5,018万1,000円減額しています。

次に、11ページを御覧ください。

款の2保険給付費、項の3高額介護サービス等費、目の1高額介護サービス等費は、一月の介護サービス利用者負担が限度額を超えた場合に利用者に給付する高額介護サービス費が足りなくなったため、550万円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第25号 令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第25、議案第25号令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第25号令和元年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

詳細については、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するもの

です。

収入の第1款事業収益を2,041万3,000円増額し、13億9,295万1,000円としております。

それから、支出につきましては、第1款事業費用を422万1,000円増額し、13億2,264万7,000円としております。

続きまして、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的収入を1,862万3,000円減額し、9億5,787万円としております。

それから、資本的支出につきましては、100万円減額し、13億6,187万1,000円としております。

御覧のように、収入額が支出額に対し4億400万1,000円が不足しておりますので、その補填財源についての内容を上記に記載しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

第4条、企業債の補正につきましては、事業費の減額に伴い、流域下水道事業分を40万円減額し、1,180万円とし、流域関連公共下水道事業分を370万円減額し、5億9,590万円とし、農業集落排水事業分につきましては、起債対象外となり、1,640万円全額を減額し、限度額の総額を2,050万円減額し、6億9,700万円としております。

続いて、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の補正につきましては、163万2,000円増額し、4,671万円としております。

続いて、第6条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を991万6,000円減額し、8,364万9,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを説明いたします。

収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、企業からの汚水排水量が増加したことなどにより、使用料の増額が見込まれますので、2,000万円増額し、8億4,320万6,000円としております。

続いて、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、使用料の増額に伴い、291万3,000円減額し、4,031万7,000円とするものです。

また、目の4長期前受け金戻入は、セミコンテクノパーク汚水ポンプ場のポンプ1基を新規に取り替えたため、そのポンプ除却に伴う残存分の国庫補助金等の財源を一括して収益化するもので、315万8,000円を増額し、3億6,703万5,000円とするものです。

次に、7ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の7資産減耗費につきましては、収入でも説明しましたセミコンテクノパーク汚水ポンプ場のポンプ1基を取り替えたことにより、残存分の固定資産除却費として382万1,000円計上するものであります。

次に、8ページをお開きください。

資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、先ほど3ページの第4条の企業債の補正で説明しました流域下水道事業分及び町施行の公共下水道事業分と農業集落排水事業分の合わせて2,050万円を減額し、6億9,700万円とするものです。

続いて、項の3負担金、目の2受益者負担金は、今年度の調定額がほぼ確定し、住宅開発などにより888万円増額し、2,234万円とするものです。

続いて、項の4補助金、目の3他会計補助金は、汚水事業の建設改良費に関する一般会計からの繰入金で、公共下水道事業の減額と農業集落排水事業の増額の合わせて700万3,000円を減額し、4,333万2,000円としております。

次に、9ページの支出につきましては、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費は、農業集落排水事業分で100万円減額し、7億7,778万6,000円としております。

次の10ページからは、補正後の令和元年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 議案第33号 町道路線の認定について

○議長（上田茂政君） 日程第26、議案第33号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第33号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により、町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

まず、訂正がありますので、そのことについて御説明させていただきます。

赤色の実線が、今回、町道路線の認定に係る議会の議決を求めるものでありますが、中央部付近にあるUターン箇所付近の道路が、右側の既存開発地の道路とつながっているようになっておりますが、実際、ここには1件、民地があり、つながっておりません。図面の不手際につきましても、おわび申し上げます。

議案の御説明に戻らせていただきます。

1の路線は、原水駅前9号線であります。場所は、駅前区JR原水駅南東部の駅前区公民館の西側に位置し、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 議案第34号 町道路線の変更について

○議長（上田茂政君） 日程第27、議案第34号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野和幸君） 議案第34号町道路線の変更について御説明いたします。

提案理由であります。長塚区北側の主要地方道大津植木線北側において、合志市道福原原水線の完成に伴い、町道馬場西合志線の終点位置が変わったことにより変更いたしますので、道路法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

青色の実線の路線が、合志市によって施行された合志市道福原原水線であります。この路線の全線供用開始に伴い、赤色の破線を廃止路線が、町道馬場西合志線です。旧終点が、主要地



方道大津植木線南側の新終点に移動したものであります。このことにより、延長が368.92メートルから143.88メートルとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時32分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和2年3月9日（月）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和2年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和2年3月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 廣 瀬 英 二 君 | 2番  | 矢 野 厚 子 君   |
| 3番  | 大久保 輝 君   | 4番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 5番  | 西 本 友 春 君 | 6番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 7番  | 佐々木 理美子 君 | 8番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 9番  | 布 田 悟 君   | 10番 | 福 島 知 雄 君   |
| 11番 | 坂 本 秀 則 君 | 12番 | 渡 邊 裕 之 君   |
| 13番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 14番 | 甲 斐 榮 治 君   |
| 15番 | 岩 下 和 高 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 北 山 正 樹 君 | 18番 | 上 田 茂 政 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                        |           |                            |           |
|------------------------|-----------|----------------------------|-----------|
| 町 長                    | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                      | 吉 野 邦 宏 君 |
| 教 育 長                  | 上 川 幸 俊 君 | 教 育 部 長                    | 吉 永 公 紀 君 |
| 総 務 部 長                | 阪 本 浩 徳 君 | 福 祉 生 活 部 長                | 阪 本 章 三 君 |
| 健 康 保 険 部 長            | 服 部 誠 也 君 | 経 済 部 長                    | 士 野 公 典 君 |
| 土 木 部 長                | 小 野 秀 幸 君 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 酒 井 章 彦 君 |
| 総 務 課 長                | 板 楠 健 次 君 | 総 合 政 策 課 長                | 矢 野 博 則 君 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長 | 西 本 一 浩 君 | 子 育 て 支 援 課 長              | 和 田 征 君   |
| 経 済 部 次 長 兼<br>農 政 課 長 | 古 賀 直 之 君 | 経 済 部 次 長 兼<br>商 工 振 興 課 長 | 川 上 一 弘 君 |
| 建 設 課 長                | 矢 野 和 幸 君 | 都 市 計 画 課 長                | 井 芹 渡 君   |
| 環 境 生 活 課 長            | 相 馬 仙 助 君 | 学 務 課 長                    | 矢 野 信 哉 君 |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 発言をします前に、順番の入替えをよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 許可します。

○1番（廣瀬英二君） 4番の光の森防災広場についてを1番、それと5番になっております町道菊陽空港線延伸に伴う高架橋計画について、これを2番。そうすると、上の1、2、3を3、4、5という格好に順番を入れ替えますので、よろしくお願ひします。

○議長（上田茂政君） 許可します。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、光の森防災広場についてお尋ねをします。

菊陽町は災害に強い町とされていますが、近年では、忘れもしない平成28年度の4月の2度にわたる熊本地震というのは、各地に大きな爪跡を残して、多くの人たちが被害に遭われました。菊陽町では、災害関連死6名、それから家屋の全壊、大規模半壊、半壊が686件と過去に例を見ない被害が発生をしました。そして、大変怖い思いもしました。

避難所は4月14日から約3か月間設定されて、本震直後の避難者数は約8,000人に上って、開設した避難所は13か所と聞いております。また、車中泊では、町民グラウンド、光の森多目的広場、商業施設など等を多くの人が利用され、水及び救援物資、トイレを求めて大変混雑したことが記憶に新しく残っております。また、当地域においても、地区公民館を臨時避難所として開設し、炊き出し等に地域住民の御活躍があったことを思い出します。地震を経験した中で、自助、共助、公助の大切さを感じました。特に、お互いが助け合う、お互いを心配し合う共助の大切さを痛切に地震を経験して感じました。

全国的に見ても、阪神・淡路大震災以後、東日本大震災、未曾有の地震災害が数多く発生しています。大きな被害をもたらす地震は、いつどこで発生するか全く予知ができません。また、今年の台風15号、19号による風、ゲリラ豪雨など、異常気象が続いており、今後予想される南海トラフ地震など、自然災害に対する不安は高まっています。

災害の経験及び全国で発生している種々の災害状況から、防災に対する取組がいかに大切かを、また災害対策をいかに現実化するかが非常に大切だと考えていました。そういう中で、菊陽町人口4万2,362人、これは1月31日時点でございますけれども、実際には登録されてい

っしやらない方もあるということで、もう4万3,000は超えてるんじゃないかというお話もありました。その56%、菊陽人口の56%を占める密集地区、西部地区に、市街地の空間を利用して防災拠点として、また被災者支援拠点として、光の森防災広場ができることは、安全・安心なまちづくりのために、またコミュニティの憩いの場として大変意義あるものだと考えております。

また、防災センターが、現場の役場の北側に、令和2年度に工事が始まる予定であり、完成すれば、町の災害に備える設備が一段と整いつつあると思います。

また、熊本地震からの復旧、復興に尽力されている行政に対し、本当に御苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

地域住民に対する説明会、これ見学会についてでございますが、よろしくお願いをします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

菊陽町光の森防災広場は、菊陽町地域防災計画で指定する指定緊急避難場所でございます。このことを踏まえた上で、防災機能や利用方法を周知していく必要があると考えているところでございます。

防災広場の広場部分は、しばらくは芝の養生のため立ち入れない部分もございますけれども、準備が整いましたら、常時開放し、自由に入出入りして御利用いただくこととしております。ただ、広場を占有する場合や防災、備蓄等の避難室を利用する場合には使用許可が必要となります。準備が整い次第、許可申請手続なども含めて、広報や説明会でお知らせする予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） 今、お答えにありましたように、ここはいろんな設備が整っております。60トンの耐震性貯水槽とか、ヘリが発着できる広場と3つの避難室、また備蓄棟、あずまや、防災シェルターを備えたあずまや、それとマンホールトイレなど、多くの機能を持った広場となっておりますので、地域住民の方に分かりやすい説明、また見学会も含めて、ぜひ開催をしていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の質問に参ります。

平常時の広場、避難室の活用についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

防災広場につきましては、先ほど申しましたように、常時開放いたしますので、住民の皆様が自由に入出入りして御利用いただくことが可能となります。占有したり、他の利用者の迷惑とならないよう利用していただければと考えております。

また、防災広場には、災害時に活用できる、先ほど申されたあずまややマンホールトイレ、防災井戸などの設備がございます。これらの設備や防災備蓄等の避難室を活用して、防災教育や防災訓練の場として提供したり、町の防災に関する出前講座の会場などとしての活用も考えております。

また、自治会やPTA、消防団等の公共的団体等の防災に関する事業などにも広く活用していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） 今、お伺いしましたけど、やはり防災教育や防災訓練、それから出前講座、これはぜひ実施していただきたいというふうに思います。これは地域住民がいかにかそういう意識を持つかということが一番大切でございますので、その辺はどうかよろしく願いをしておきます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） それでは、3番目の防災広場の管理についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

防災備蓄倉庫を備えた防災備蓄棟については、常に利用者の出入りがあるというわけではありませんので、職員の常駐は予定しておりません。しかし、災害時に必要な備蓄品を収納しておりますので、防犯カメラによる監視体制を整えております。

一方、防災広場については、芝生もあり、あずまややトイレなどの設備もありますので、日常的な除草や掃除、芝の管理委託などを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） これ委託管理という話もございますけど、シルバー人材センター、ここの活用もぜひ頭の中に入れとってもらえれば、シルバー人材センターもなかなか申し込みはあるけど、仕事がなかなか回ってこないという部分もございますので、ぜひよろしく願いをしておきます。

それと、あそこは恐らく今から、広場の方はグラウンドゴルフ、そういう部分が主になると思いますので、できれば小さな倉庫でもいいですけども、用具を入れる、そういう部分があれば、皆さん喜ばれると思いますので、あわせてお願いをしておきます。

それから、防災ヘリの発着の設備もあるということで、発着等を含めた防災訓練についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

町の総合防災訓練は、毎年、小学校校区を対象として実施をしております。今年度は、武蔵

ヶ丘北小学校区で実施をいたしました。ヘリコプターについては、熊本県の防災ヘリによる訓練を、昨年度に西小学校区での防災訓練で実施をしております。防災ヘリの訓練は、県下の市町村の防災訓練で順番で実施をしており、令和2年度は本町の順番ではございませんけれども、今後、この防災広場での防災訓練も計画し、防災ヘリの参加も積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬議員に申し上げます。

(1)、5番目ですね。(1)が終わりました、次に入る前には、座らなくても、時間がないので、連続で行ってください。

廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） 今、お話ありましたように、今後、今年も総合防災訓練の計画の中にはあったと思いますけども、ドローンを使った周辺情報の把握とか、それから自動車からの……。

○議長（上田茂政君） 廣瀬議員、立って。起立して。

時間をもったいないけんね。よろしくお願いします。

○1番（廣瀬英二君） 失礼しました。

自動車からの救出訓練とか、道路網を使った周辺情報の把握訓練、これも今年は計画してあったようでございますけども、雨のためにできなかったということで、来年度はぜひこれもまた入れていただきたいというふうに思います。

それから、5番目です。

残り1ヘクタールの活用について教えてください。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

防災広場の東側に残っております1ヘクタールの（仮称）光の森多目的広場については、これまでも御説明してきましたとおり、これからの防災広場の利用状況を見ながら、町民にとって有効な活用ができる整備を検討していくところでございます。

また、これから（仮称）防災センター整備事業、（仮称）総合体育館整備事業といった大型事業が控えておりますので、財政状況も見ながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） それでは、時間もありませんので、2番目の町道菊陽空港線延伸に伴う高架橋計画についてお尋ねをします。

昨年12月議会の一般質問で、会派令志会代表の阪本俊浩議員が、交通渋滞緩和策についての質問をしました。それに対する町執行部の答弁内容を、会派4名、阪本、佐々木、那須、廣瀬で実態調査を含め、勉強会を重ねてきました。それを踏まえて、令志会を代表して質問をいたします。

なお、実態調査は、1月20日、時間は6時45分から8時まで。調査箇所については、セミコンテクノパーク入り口を含む4か所を調査をいたしました。いずれの箇所も大変な渋滞でございました。また、下原交差点前で4人で調査しているところに、現状をよく御存じの農協支所長がお見えになって、早急な改善が必要だと強く話をされました。多いときは、信号が4回、5回待ちがあるというふうなお話もありました。それと、質問に入ります前に、セミコンテクノパーク周辺の交通渋滞対策につきましては、県道大津植木線の改良など、多大な御努力により、各所で対策工事が進んでいますが、これは最近の菊陽町の道路事情は、セミコンテクノパークへの半導体関連企業等の新たな起業立地、増設などにより、交通量が急激に増加しています。特に、朝夕の通勤時間帯はセミコンテクノパーク方面への往来車両の渋滞が各所で発生しています。渋滞緩和策への質問に対しては、町道菊陽空港線の延伸を最優先に考え、(仮称)第二原水工業団地の企業誘致に備えるという答弁でございました。一般質問の中で、町道菊陽空港線は、現在4車線であり、延伸先の高架橋が2車線となれば、その時点で新たな交通渋滞を招く。高架橋建設については、一度着工したら、平地と違い、新たな拡張工事は困難になる。4車線を目指すべきだと。まだ、工事は準備段階なので、菊陽町の将来を見据えて、町全体で取り組んでいく大きな課題だと問題提起をしました。まさに、これは的を射た勇気ある大切な質問であったと思います。

そこで、会派令志会の取組として、1月9日、町長に対して、町道菊陽空港線の高架橋の4車線化実現に向けた提言書を提出しております。また、1月29日、県北の広域本部に出向き、セミコンテクノパーク西側道路の整備に関する要望書を提出しております。県の対応者とすれば、成富本部長、それから森土木部長、タケモリ工務課長、マツシタ班長の4人でございました。県の回答としては、3つの項目について回答がありました。1つ目は、平成29年3月に、県、菊陽町、合志市で締結した協定書を基本に、計画及び準備を進めている。それから2つ目で、セミコンテクノパークの企業側としては、2車線で早く実現してほしいとの声がある。4車線になると、協定書も再協議となり、大幅に工事が遅れることになる。何と云っても交通量が基本となるので、3月の交通量を確認したいというお答えがありました。その後、二、三日前に、県北の本部長さんと部長さんがお見えになって、3月というお話をしとったけども、ちょっと交通量が出るのが遅くなるということで、その辺のお話もあっております。

それでは、質問いたします。

平成29年3月に、町道菊陽空港線の延伸について、熊本県、菊陽町、合志市で締結された協定書の内容について教えてください。

○議長(上田茂政君) 建設課長。

○建設課長(矢野和幸君) それでは、計画交通量が基準と考えているが、どの資料で算定しているのかについてお答えいたします。

御質問にお答えする前に、まず平成29年3月30日に締結しました協定について御説明いたします。



セミコンテクノパーク及びその周辺地域の道路は、朝夕の通勤時間帯に慢性的な交通渋滞が発生している状況であります。これまで熊本県、合志市及び菊陽町が連携して、周辺道路の交差点改良等を実施し、渋滞の緩和対策を図ってきましたが、当地域における交通需要の増加から、さらなる渋滞緩和に向けた取組が必要となっております。このため、一般県道熊本菊陽線から合志市道竹迫第二テクノ線までの南北に計画するセミコンテクノパーク西側道路の整備について、町、県及び合志市三者で2車線での道路整備を前提とした協定を締結し、それぞれの施行区間を明確にしました。その協定に基づき、現在、合志市の区間の市道福原原水線は、ほぼ完成し、菊陽町、県の区間、いわゆる菊陽空港線延伸については、予備設計を行っている状況であります。

さて、御質問の計画交通量ですが、この数字は、道路の企画、構造を決定するための重要な要素になるため、協定締結時の資料で算定された将来交通量推計をもとにしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） これは交通センサスですか、これが基本になるかと思いますが、何年度の計画交通量でございますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

平成17年道路交通センサスの資料をもとに、20年後、令和5年の将来交通量推計を算定しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 平成17年と申しますと、もう10年以上たってますよね。その交通量を基本に計画交通量をつくっていくというのは、ちょっと危険じゃないかなと思います。もう10年たって、菊陽町は大きく、いろんな意味で変わっております。企業の誘致とか、いろんな商店とかなんかもいっぱいできております。そういう中で、平成17年の交通センサスを基本にというのは、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 最初に計画がなされたのが、平面交差、交差点、県の施行区間でございますけれども、それが平成26年ぐらいだったと思うんですけれども、その際に算定されたのが、出されたのが、平成17年の道路交通センサスの資料をもとに20年後の将来交通量の推計を出されております。その数値を採用したと、協定締結時に採用したということでございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 後でお尋ねします。

まず、2番目の2車線化とした理由について教えてください。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

道路の構造の一般的基準を定めた道路構造令に将来交通量推計が1万台未満であれば2車線と規定されております。協定締結時の将来交通量推計が1万台未満であるため、2車線となったものであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） また、後で。

それでは、3番目の（仮称）第二原水工業団地の企業誘致に伴い増加する交通量は想定で約2,000台と聞いていると。合志市も企業誘致、開発があると聞いていますが、この交通量は想定してあるのかどうか。これは二、三日前の新聞に載っておりましたですけど、これについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

将来交通量推計を実施するに当たって、今後予定される企業誘致などに伴う発生交通量をどの程度見込むかについては、現在県と町で協議をしているところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 急激な道路事情の変化の中で、今後の取組についてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

阿蘇くまもと空港から県北への交通アクセスや経済道路としての役割を考えたとき、町道菊陽空港線延伸の高架橋建設の4車線化は絶対必要だと考えます。熊本県全体の利益を考えながら、県北関係市町とも連携を図り、4車線化実現に向けて協議を早急に進める必要があると、令志会では考えています。一度、2車線で決めたからではなく、状況は大きく変化しています。柔軟に対応していくことが必要ではないでしょうか。参考に申しますと、交通量については、今後県と菊陽町ですり合わせをされるということを知っておりますけども、5年に一度調査の交通センサス、これを基本として将来交通量、これを設定されると思いますけども、菊陽町の将来は、企業誘致はもちろんのこと、人口もピーク時には現在より5,000名増えると言われております。4万8,000人と言われております。これは菊陽町の人口ビジョンからでもそういうふうになっておる。また、中九州横断道路、それから熊本大空港構想、それから空港周辺には、新産業拠点の計画がある中で、道路対策というのは、町の将来を考える中では大きな課題であるというふうに思っています。ちょっと参考に申しますと、人口が約5,000人増えた場合、世帯数が約1,400世帯と考えられます。そうした場合には、少なく見積もって、1世帯当たり車が1.5台と考えた場合には約2,100台が増えるんです。熊本大空港構想においては、現在、364万の利用者があるわけですけども、これを622万に持っていききたいという構想がござい

ます。これは国際線も含めて、そういう取組を今後していくということでございます。

それと、交通センサス、平成17年度と先ほどおっしゃいましたけども、そのころから比較すると、平成27年度の交通センサスというのは8,600台ほど、菊陽バイパス、この交通量が増えておるんです。そういうのを、将来の交通量に入れていかないと、後でしもたということになると思います。それと、参考に申しますと、住吉熊本線、これは非常に渋滞をしております。これも要するに、計画段階でそういうのを考えておけば、こういう渋滞は起きなかったんです。その渋滞というのは、いろんな周辺道路にも影響を及ぼしております。そういうことを受けて、町長は昨年2月22日、県の方に陳情に行かれておりますけれども、やっぱり道路脇も全部、店舗ができて、もうどうすることもできんと、あとは、強いて言うならば、街路樹、ここを木を全部取っ払ってするかという方法しかないんです。そうなれば、非常に安全性の面から、これは危険だというふうに思っております。そういうことで、今後、将来交通量を予測される中では、こういういろんな条件を入れた中で県と交渉をしていっていただいて、そしてぜひ4車線が実現するようにお願いをしておきたいと思っております。

それから、いろんなアンビー、ニシムタとか、阿蘇製薬跡地の開発とか、ゆめタウン光の森の増床あたり、いろいろ出ております。それと、これは菊陽町のいいところをピックアップしますと、県内市町村ランキングで、人口の推移、それから財政力指数、平均寿命、それから出生率など、トップの輝かしい実績があります。これは、菊陽町の住民として、私たちは誇るべき内容だと考えております。ただ、現在の道路渋滞及び将来の道路計画を考えたときに、非常に不安になります。状況の変化に柔軟に対応していただきたいというふうに思っています。これは官であれ民であれ関係ないんです、これは。だから、状況の変化に対応していくというのは、どこの世界も一緒でございますので、これは将来の菊陽町を非常に案じております。このまま計画が進んでいけば。だから、ここで町長に、これは町長にお尋ねをします。菊陽空港線延伸の4車線化についてどのようにお考えでいらっしゃるのか。ぜひ教えてください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽空港線の延伸につきましては、廣瀬議員も言われましたように、地域の交通安全対策、それからこれはずっと前からの課題であります朝夕の子どもたちの登下校の安全・安心を守るためにも、原水駅の西の踏切、いわゆる菊陽空港線の延伸を予定しておるところについては、非常に交通安全上の問題もあるし、それから渋滞緩和、そして将来の経済道路として非常に重要でありまして、この4車線化の必要性については、十分必要性を考えながら、県と協議を行っているところであります。

しかしながら、現状の状況について考えますと、菊陽空港線の延伸の早期完成、これは非常に早く完成させる必要があるところであります。この場合、道路構造令で規定されております、先ほど建設課長が申しあげましたように、将来の交通量推計の結果に基づいて、道路の企画構造を決定されることとなりますので、今後も県の方も、菊陽の方も新たな工業団地の整備

にも取り組んでおりますけれども、合志市の方も10ヘクタールほどまた開発されるようなところがありまして、そういうところの交通量も予測しながら、4月の時点で県の方からの答えが出てくるようなところもありますけれども、その辺十分、確かに住吉熊本線の渋滞の状況、これについても、県の方にも私の方からも何遍となく状況がまた今回も、そういうところみたいなことを言っておりますけれども、県の方と協議を進めることでありますけど。

ただ、現在の菊陽空港線のカメラの中野のこの交差点から、旧の57号線、今の熊本菊陽線までの間は、これは平成4年4月に完成しとるところであって、既に28年が経過しています。その中で、いわゆる菊陽バイパスまでの下から上がってきたところは4車線になっておりますが、それから先の方は、真ん中をあけた部分は、将来、その当時、鉄道をまたいで空港線を延伸するような予定で準備しとるわけでありまして。これは2車線で計画してある。というのが、道路幅は下の方と一緒にすけども、中から上に上がっていくということで、2車線のところで用意してありますので、4車線化になれば、またその部分の拡張が、さらに2車線が不足しとるということでありまして、この辺も県の方と十分協議しなければなりません、県の方で担当してもらおう分となります。

さらに、もう一つどうなるのかなと思つとるのが、高速線の鉄道です。電氣化しておりますけど。それもこちらの方が準備した段階では、まだこの計画はなかったものですから、その辺が非常に心配といいますか、どうなるのかなと、それをさらに4車線でということになると、また時間が相当かかるんじゃないかと思つます。そういうことも十分踏まえた上で、しっかりと取り組んでいきたいと思つます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。私余り人と比較して物を言うというのは余り好きではございませんけれども、一つの例を出して言います。

県のトップである県知事、皿は何枚割ってもいいと、挑戦する気持ち、知恵を絞ってできないことを可能にする行動力が大切だと言われております。また、慢性化している熊本都市圏57号線の交通渋滞を解消していくとも言われております。これは今、私、るる申し上げましたけども、いろんな条件というか、いろんなことで変わっております、菊陽町というのは。そういうことで、町道菊陽空港線の延伸に伴う高架線4車線化に向けて、町長はじめ、町政の強力なトップセールスが必要だと考えております。そういうことで、県と、それから合志市、そういうことでどんどん押し上げていきたいというふうに思つます。積極的にアプローチをしていっていただきたいというふうに思つます。

これは最後になりますけれども、会派を結成しました令志会は、今後においても、町政に直言をして、政策提言をしてまいりたいというふうに考えています。菊陽町がさらに安全・安心で住みよい町になるために、お互い切磋琢磨して頑張っていきたいというふうに思つています。

これで令志会を代表しての質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 廣瀬議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

(1番廣瀬英二君「あと一分ございますんで、すいません」の声あり)

失礼しました。

廣瀬英二議員。

○1番(廣瀬英二君) 後回しになりましたけども、1番、2番、3番については、かいつまんで話をさせてください。

まず、光の森とゆめタウンの立体駐車場を結ぶ自由通路、これは先般、西小校区の12区長さんから署名捺印をいただいて、要望書という格好でイズミの方に提出しております。その後、動きはないように聞いてますけど、そのほかには熊本市とかJRとか警察とか、そういう部分は順調に進んでおるようでございます。

あと2番目の新駅設置については、これは菊陽町総合計画から20年たつとるんです、20年。20年たつとります。これもどうか早く、いろんな大事業が控えておるのは理解をしますけども、方向づけをぜひ新駅については出していただきたいというふうに思います。

それから、時間なくなりましたけども、3番目、これは何か進展があったようでございますんで、簡単で結構ですから。

○議長(上田茂政君) 土木部長。

○土木部長(小野秀幸君) 簡単に御説明いたします。

鉄砲小路踏切については、JRと計画協議を行ってございましたけれども、11月下旬に了承の回答書をいただいたところでありまして。その後も関係機関との協議を重ねておりまして、今順調に進んでいるところでございます。

以上です。

(1番廣瀬英二君「ありがとうございました。私の一般質問を終わらせてください。ありがとうございました」の声あり)

○議長(上田茂政君) 廣瀬議員の一般質問を終わります。

傍聴者の方々にお願いをいたします。

携帯電話の電源を切るかマナーモードの方をお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(上田茂政君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君。

○12番(渡邊裕之君) それでは、一般質問を始めます。5年ぶりの質問になりますのでうまく

できるか分かりませんが時間がございませんので、的確な答弁をお願いします。

まず1番目に、菊陽町財政について、地方債の元利償還への交付税措置についてというふうにしております。

令和元年度の財政事情を拝見をいたしました。その中で、地方債の状況については30年度残高165億5万7,000万円余ということで、これ臨時財政対策債も入ってますですね。総額であるかと思いますが、この中にも発行内容も記載しております。この中で、交付税措置対象が大体どれぐらいになるのか、概算でも結構ですのでお示しいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 地方公共団体の歳出につきましては、地方財政法第5条の規定により、地方債以外の財源をもってその財源としなければならないとされておりますが、公共施設または公用施設の建設事業費などについては、地方債をもってその財源とすることができるとされております。地方債については、財政支出と財政収入の年度間調整、住民負担の世代間の公平のための調整、それから一般財源の補完、国の経済政策との調整といった機能があり、地方債を起す際には、総務大臣及び県知事の同意が必要となっております。

御質問の地方債の元利償還金に対する交付税につきましては、平成13年度の骨太の方針において、地方団体の負担意識を薄める仕組みを縮小すべきとの指摘を踏まえ、順次、廃止、縮減が行われてきたところであります。現在は、防災・減災対策など、国民の生命、安全にかかわるもの、全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものについて、地方公共団体が積極的に取り組めるよう交付税措置がなされているところであります。

菊陽町の状況につきましては、平成30年度普通会計決算において、地方債残高が、議員おっしゃいました約165億円でございます。そのうち後年度に基準財政需要額に算入される額が約97億円となっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 後年度ということですから、それがどのぐらいの年度で交付税措置されるのかというのがあるかと思います。2年度の予算の中で、これ普通交付税の中で措置されるということですが、795万4,000円ということで計上されて、ほぼ不交付団体に近くなってきておりますが、97億円の措置が、制度上はこの中に算入をされているはずでございますが、これはもう事実上されてないと見ていいのではないかと思います、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） お答えいたします。

今おっしゃられました794万円というのは普通交付税の予算額でございます。これにつきましては、交付税の算出と申しますのが、基準財政需要額、必要な経費と、それと基準財政収入

額、いわゆる歳入の額、その不足額を交付するということになってございます。今言いました交付税の財政需要額に算入されます約97億円につきましては、これは借入額の残額ということでございますので、交付税につきましては、その年の残額ということで、本年度につきましては、令和元年度では4億数千万円という形で基準財政需要額ということで算入された全体の財政需要から収入額を引いた額ということでのおっしゃられた交付税の予算額と、令和2年度はしているような状況です。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 財政の勉強を少し教えていただきましたけど、もちろん収入額との差額というのは分かっております。4億円が、いわゆる単位測定、いろんな計算で4億円ということは分かりますが、実際は795億4,000万円しか計上していないということは、計算上はそれで成り立ちます。収入額が多いということですから、国からの地方交付税は低いということは理解できますが、いわば国との約束の中で交付税措置がされるという中で、本来であれば、それが算入されて、ちゃんと償還すべき財源に充てられる部分であるのにもかかわらず、幸いにして、菊陽町の自主財源の多さからもあると思いますけども、基本的にはこれは算入されていない状態ではないかなというところでございます。この後、臨時財政対策債聞きますから、これはここで止めておきます。

それでは、2番目の臨時財政対策債の必要性、交付税措置について問います。

本年度予算には1億8,500万円計上されております。同じく財政事情を見ますと、30年度残高が53億6,658万6,000円と。今年度は1億8,500万円と計上は低いんですけども、ここ数年は大変高い。ただ熊本地震もございましたし、財政上の厳しい財政出動もございましたので、これはいたし方ないかというふうに思いますが、これは今お話しになったように、建設地方債の必要性に比べて赤字地方債というのは、できればさっきの非募債主義の観点からいうと、本来は発行すべきでないものであります。2013年から数年の限定の措置が、国が地方交付税の不足によってずっとこれが今まで、去年までですか、発行されてきたということでございます。

こちらについてでございますが、そういったところもあって低いのかなと思いますが、予算組み厳しい中とは存じますが、今後も必要と考えるかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） お答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、議員おっしゃられましたように、平成13年度に交付税の財源となっている法人税など国税4税の一定割合と、地方法人税の全額が地方交付税の必要額より不足するため、地方財政法第5条の特例として発行されることとなった地方債であり、その元利償還金につきましては、後年度の地方交付税で全額措置されることとなっております。

この臨時財政対策債は地方交付税の一部であり、町の一般財源となり、その年度に実施する事業の財源にもなりますので、毎年度借入れを行っているところでございます。

また、その元利償還金につきましては、毎年度の地方財政計画に計上されまして、地方交付税の基準財政需要額にも明確に計上されているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 基準財政需要額というのは、先ほどの地方建設債と一緒にございますが、いかんせん、この交付税でございますから、こちらも本当に100%算入されててもこの金額ということでございます。今、次年度の1億8,000万円ということで、足りないからこれ発行するんでしょうけど、これは当初の予算ですから、今後のいろんな、この交付税も予算であって、まだ国から確定ではないですよ。いつごろ発行するか分かりませんが、今後の状況によっては、これは発行しないということも検討されるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この臨時財政対策債ですが、これは全額が交付税の需要額で算入されるということでありまして、これを借りないことには実際財源が不足する場合に、ほかの建設事業債は、交付税に算入できるものは防災関係で70%ぐらいで、ほかのは公共事業でも20%ぐらいしかない。一般単独では全然算入されないということでありまして、今、菊陽町が財政力が一番県下でも高いということでありまして、需要額に対して収入額が非常に大きいということで交付税が減っておりますけども、過去に大津町が不交付団体になられたときは全くゼロです。ただ今は、本田技研あたりの企業の方が余りうまくいかない場合は法人税が入らないということで、今は十何億円からもらっております。そういう意味で、借金をする場合は交付税に算入できる。臨時財政対策債は100%算入できるので、償還時に償還する額が必要額で入るということで、これはぜひというもので、いろいろ町の財政事情が悪くなったときのためには交付税がまた生きてきますので、借入れはやっていくということを前提にしております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） これまで同僚議員と財政についての研修に行っていました。広島のある市の元市長さん、それから大学の専門家の先生、つい先日は大阪の40万都市の財政局長さんでございました。口をそろえておっしゃるのは、この臨時財政対策債の危険性と、これはできるなら借りない方がいいと。おっしゃるように、借りた分は措置されますから、今止めても、過去の分がずっと100%、今、町長説明いただいたとおりでございますが、交付税に算入されるということでございますので、過去の分に関しては、理論上はそうやってされるということでございます。先日、大阪の元局長さんのお話ですと、不交付団体に近い自治体は、これは発行しない方がいいと。大津の例を出されましたけれども、やはり今700万円でも、一応計上している状況でございますが、これが不交付団体になれば一切入ってこないというようなことでございますので、特にいろんな専門の先生の話だと、先ほどの地方建設債は、建物が将来にわたって活用されるので、今から納税者になる、将来に向けても納税の負担というのは公平



でいたし方ないだろうと。しかし、赤字地方債に関しては、いわゆる今、町長おっしゃったように、今の現状の中で使われるもので、本来であれば、最初、課長から説明があったとおり、非募債主義というような地方財政の中で考えれば、本来は発行すべきものではないと。町長もそう思ってらっしゃると思います。なぜなら、これは本町で53億円、全国では54兆円ぐらいになると思います。地方債の総額が144兆円ぐらいだと思います。これは国の借金とは別で、地方が負っているという形のものであって、この財政事情の中にも書いてますけど、後年度に返済しなければならないが、元金償還額が高くなれば、健全な財政運営の滞りになりかねないというようなことを書いておられます。これからも、この次の質問に入る前に1点確認をしますが、これからもまだ大きな事業が続きます。必要なものを反対するつもりはございませんが、自主財源がいいという状況もございませうけども、今、確認ですけど、これは議員と町民にもはっきりここは理解していただくために確認をいたしますが、今、大津の例を出されましたけども、建設地方債も赤字地方債も、不交付団体になった場合は全額町負担となる、これ間違いございませんですか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） 建設地方債、それと臨時財政対策債が町の負担になるか。

（12番渡邊裕之君「不交付になった場合」の声あり）

不交付になった場合ですね。はい。不交付になった場合につきましては、いわゆる交付税の趣旨と申しますか、全国一律の行政サービスを受けていただくために、標準的な規模の財政としてどれだけの費用が必要か、どれだけの収入がその自治体にあるかということでございませうので、不交付ということであれば、標準的な財政はその町の方で、その財政の歳入でやっていきますので、国としては全国一律のサービスをしていくように、国の方は包括的に見ておられますので、その分については町の財源でということで、今おっしゃったような部分にはなりません。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） そういうことになれば、165億円のうちの97億円が措置ということでございませうが、この分と53億円は、結局国との約束であったら国が支払うべきもの、全部じゃないですけど、あったものが、結局町で今後負担しなきゃならない。議会にも予算スキームの中の説明で、必ずこの地方債を発行して、うち70%はこういうふうにと申す、こういう説明も今後できなくなりますよね。

そこで、時間もございませうので次に参りますが、防災公園、防災センター、防災公園はもうほぼでき上がってきておりますが、今後、防災センターや総合体育館、大型事業が続くということございませう。この間、子育て支援課の説明の中で、みどり園となかよし園に子育て支援センターを併設整備するということで、これでみどり園が概算で2億円、なかよし園が4億

円ということで、少し、町長、4期目の2年弱の間で少し建設需要といたしますか、財政出動がすごく多いんじゃないかというふうに、必要なものは理解はできますが、少し危惧をしております。

こういう中で、今のような状況も踏まえて、いわば700万円、国から来ても、結局は今12億円ぐらいですか、元利。すいません、ちょっと書いてませんでした。十二、三億円ですね、利子も含めての返済もしなければならないとうときに、こういうので財政が本当に、将来に向かって大丈夫なのかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（西本一浩君） お答えいたします。

交付税措置の対象になっております地方債の元利償還金につきましては、後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものとなっております、地方交付税は、先ほど申し上げましたけれども、基準財政需要額と基準財政収入額の差で交付されるものであります。そのため、当然、基準財政収入額が大きくなれば、普通交付税額は減少し、基準財政収入額が少なくなれば、普通交付税額は増加するものであります。したがって、後年度に町の税収等が減少した場合においても、一定の行政サービスを提供するための財源は保証されているものとなります。

町の現在の財政状況につきましては、令和元年度において財政力指数が0.98、また町税などの一般財源の標準規模を示します標準財政規模は年々増加しており、県内の他市町村と比較しても非常に大きくなってきております。また、地方債の残高につきましては、住民1人当たり負担額は、県内でも低い数値となっておりますので、財政の状況は健全であると考えているところでございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） これまでも決算のときに監査報告もありましたんで、将来的な負担はないと思いますが、今申し上げますのは、菊陽町を責めるつもりは本当ないんです。これは国全体の地方財政計画が大丈夫かと、研修に行くときそれを心配しております。ですから、そういうところの国がどういう制度を変えてくるか分かりませんが、そういうのに備えた、今申し上げました全てを町で負担しなければならないというのを見越した、こういった地方債、頼らないとできない部分はありますけども、少しその辺は、今後も私たちも一緒に考えていきたいと思っておりますので、これは時間がございませんので、またお尋ねしますし、検証をいたしたいので、課長にはまた資料等出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、子どもの貧困対策についてお尋ねをいたします。

時間もございませんので、簡単に結構でございます。これまでの取組についてでございます。

現在、子どもの貧困率、全国でも県でもおおむね15%から16%ということでございます。本町でも、子ども・子育て支援事業の計画案を今策定されておりますが、拝見しますと、この調査では15.8%ほどと。しかし、潜在的には、また将来の危機を考えますと、この数字以上にあ

るのかなというふうに思っております。そういった背景の中での本町及び教育委員会の中での取組について、簡単に結構でございますので、説明お願いいたします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、子育て支援課としての子どもの貧困対策の取組について説明をさせていただきたいと思っております。

子どもの貧困対策の取組については、生活の安定に資する支援、それと経済的支援がございます。具体的な事業としましては、まず生活の安定に資する支援として、保育所や学童クラブのほか、病気回復期の児童の保育を行う病児・病後児保育、保育所等へのお迎えや児童の預かりを行うファミリー・サポート・センター事業があります。

次に、経済的支援につきましては、ひとり親家庭等を対象としました児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成がございます。また、県の委託事業として、生活資金や事業資金などの貸し付けを行います各種貸付事業の申請受付も町で行っております。そのほか、県の委託事業で、就職や転職に役立つ資格取得講座を実施する就業支援講習会など、就労支援の案内も町で行っております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 学務課長。

○学務課長（矢野信哉君） 続きまして、教育委員会の取組についてお答えいたします。

教育委員会としましては、子どもの貧困対策をはじめ、困難を抱える子どものための教育的支援は最も重要な施策の一つと位置づけ、さまざまな取組を行っています。例えば、経済的理由により就学が困難と認められる家庭に対し、教育費の負担軽減のために、就学援助制度や菊陽町奨学金貸付制度を設けています。また、町が独自に雇用したスクールカウンセラー1名とスクールソーシャルワーカー2名が全ての学校を巡回し、教育相談業務を通して、経済的困窮から来る心理的諸問題のケアや教育環境や生活習慣等の家庭環境の改善が図れるよう、児童・生徒及び保護者に対して、個々のケースやニーズに応じて適切なサポートを行っています。

そのほかにも、学習塾に通っていない中学3年生を対象として学習支援を行う地域未来塾において、学力保障の取組などを行っています。

今後も、子どもの貧困対策に対するできる限りの取組を工夫してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） この法律、今後の計画の前、これまでの取組ということで、おおむね25年に施行されました子どもの貧困対策推進に関する法律等々にのっとって、町は取り組んでおられるということでございます。

そこで、2番に移りますが、子どもの貧困対策推進に関する法律が改正をされまして、昨年の6月19日に公布されております。この中で最も改正点の大きなところが、これまで政令市や都道府県には措置済みですけれども、市町村に対しては貧困対策計画を策定する努力義務を課

すということで、先日、町長の施政方針の中でもそのように述べられました。今、一緒に先ほど言いました子ども・子育て支援事業計画、パブリックコメントをとられております、それを拝見しまして、この中の子どもの貧困対策プロジェクトというのが基本的にはベースになるということであるかというふうに思いますので、大体これ拝見しまして、内容は納得しております。やっぱりこの中で、最初の考え方で最も大事なことが書かれておりますが、子どもの貧困は個人の責任のみに任せるのではなく、地域、社会全体として支援していく、ここに尽きるんだろうというふうに思います。その中で、全部を答えていただきますと、ちょっと時間もございません。今お話しいただいたことがベースであれば、それは重なる部分は結構ですけども、新たにこの計画の中で取り組むことがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） それでは、菊陽町の子どもの貧困対策計画の概要について報告をさせていただきますと思います。

菊陽町子どもの貧困対策計画の策定に当たりましては、同計画の柱となる4つの基本施策を基本としまして、子どもの貧困解消に向けました取組を展開することとしております。基本施策につきましては、1つ目は、保護者の経済的自立により、子どもの生活環境の改善につながります経済的支援の充実です。2つ目は、家庭における子どもの生活環境の向上を図るため、家庭教育推進による意識啓発を行います生活環境に関する支援の充実でございます。3つ目が、生活困窮世帯等への学習支援を行います教育の支援です。4つ目は、各種相談窓口の充実強化を行います支援体制の充実です。また、この4つの基本施策の中に、具体的な事業を整理しまして展開することとしております。なお、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、この菊陽町子どもの貧困対策計画につきましては、第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画の中で、現在策定作業を行っております、パブリックコメントを終えまして、今年度内に完成する予定ということにしております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 教育委員会もほぼ一緒ということで理解してよろしいですか。必要があれば、またお尋ねをいたします。

こういう計画の中で、今お話がありましたとおり、地域社会全体でやっていくということでございますが、今後の課題ということで質問を移らせていただきますが、この中で、私は最も大事なことは、見ますと、こういう冊子も支援の内容、経済的支援の充実、いろいろ書いてありますが、これは各世帯に全部お配りするということの計画ですよね。どこかに書いてなかったかな。これ策定されましたら、全世帯に配布をするということで間違いなかったですか。要するに、支援先等々が細かく書いてありますけど、そういう支援先の案内を、子どものいらっしゃる世帯には配布をすると言われましたですか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 概要版を作成しまして、それについては配布を行うかどうかは分かりませんが、概要版を作成して、それをもって住民の方への周知等はさせていただきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） なかなか私どもも聞かれても、ここまであるというのを全部説明できませんし、やはりどこにどう何を尋ねていいかも分かりませんが、担当所管等書いてありますので、こういうものは広く知らしめていただきたいというふうに思います。

それと、これもまた研修に行きましたけど、最も大事なのが、この中の3番にもありますけど、教育の支援、学習支援、今も地域未来塾をされているということでございますし、この中で、方向性の中で素晴らしいと思うのは、貧困の連鎖を教育で絶つと、まさにそうだなと思います。東京で仙台大学の千葉先生という専門の先生の研修を受けましたけども、この先生がおっしゃるのは、とにかく高等教育を受けさせて、車の免許を取らせる。そうすれば、何とか御飯は食べられると。だから、まずドロップアウトさせちゃいかんし、高校に進学をさせる。そのためのさまざまな自治体での取組の研修もいたしました。本町でも、この未来塾をやっておりますし、地域の学習教室、これは子育て支援課と、計画を見ますと、担当が違いますので、厚生労働省管轄であったようでございますが、今後も学習支援について、今、説明ありましたが、何かつけ加える部分、また子育て支援課においては、地域の学習教室というのをどう考えているかお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（阪本章三君） まず、今後の課題と最も重要な取組、必要な取組について、通告があったことにつきましてお答えいたします。

行政からの各種の支援を受けるためには、支援を必要とする世帯からの申請が必要となりますが、生活困窮世帯の中には、何らかの事情によって申請ができない、または申請をためらってしまうということがあります。このような課題に対しては、窓口での相談を受けるだけではなくて、職員自らが支援を必要とする世帯に直接出向いて行うアウトリーチ型の支援が必要であると考え、取組を進めております。

本町では、今年度から、子育て支援課と福祉課に精神保健福祉士や臨床心理士の専門資格を持つ職員を3人、正職員として採用しております。今後とも、この専門資格を持つ職員を有効的に活用し、生活困窮世帯に対するアウトリーチ型の支援を一層強化してまいります。また、アウトリーチ型の支援をするに当たっては、多くの子どもが生活する保育現場、教育現場との連携が不可欠でありますので、保育職員、学校職員等の連携強化にも努めてまいります。

子どものための教育という御質問がございましたけれども、具体的に事業としましては、就業支援の講習会とか、子どものためにファミリー・サポート・センター事業とか、子育て支援課としましては、特に教育という部分につきまして、具体的な事業というよりも、手続等におけるサービスの案内とか、先ほどお答えしましたような届かない方に対してどれだけ手を届か

せるかということを中心に組み込んでいくことを考えているところでございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） ありがとうございます。行政としての立場として、課題はおっしゃられたと思います。僕が課題として申し上げたのは、最初の計画の一番最初、冒頭申し上げましたとおり、地域全体で支援していくというところであって、共助の部分をいかに広げていくかというところでございます。学校においても、また担当課においても、アウトリーチ型、いわゆる手を差し伸べて、こちら側から行ってというようなことで把握をしながらということでございますが、少し「子どもの貧困と地域の連携・協働、学校とのつながりから考える」と、こういう本を読みますと、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの話だと、貧困という一くくりではなくて、見えないもの、困り事が見えないこと、非行であったり不登校であったり、その奥にはこういう問題があると。なかなか学校だけではできない。だから、先ほど課長から説明がありましたとおり、そういう専門の方々と取り組んでいくんだろーと思いますけど、ここに地域であったり、NPOとか団体であったりというのの連携協働というのが欠かせないと思いますので、計画を策定後は、そのように子どもたちを夏休みに預かって勉強を教えたり、いろんな体験をさせている女性のグループもでございます。そういうところと連携しながら進めていっていただきたいと思います。

時間が足りませんので、今度また、これについては改めてお尋ねをしたいと思いますが、1点、この中で、子ども食堂が書いてあります。県下でも大分子ども食堂増えてまいりましたが、私どもが、内閣府の担当の方の話だと、子ども食堂が全て貧困の子どもたちに、いわば届いているかというところじゃない。地域の子どもたちが100円で食べられるんで来るということで、貧困の家庭向けではこれないんです。大事なのは、今、コロナウイルスの影響で学校が休校されていますが、給食がないということなんです。夏休みとか、そういう期間に、1食食べられないということが問題であって、私は必要だと思うのは、そういう長期の休暇に、そういう子ども屋台的な子ども食堂をつくって、子どもたちが100円で食べに来られるような環境づくりが必要かなと思っております。これは行政がすべきことじゃありませんので、絶対に協働で、そういう人たちと行政と連携しながらやる形をつくらないと、今の担当課とか学校では絶対無理ですので、そういう枠組みをつくること、またいろいろ御提案もしますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次の項目がございまして、今度また対策計画が正式にできましたら、またお尋ねをしたいと思っておりますので、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。

がらっと変わりました、応援村事業についてということで、恐らくこの議場にいらっしゃる方、応援村というのを初めて聞く方多いかと思いますが、簡単に言うと、今年の夏、オリンピックでございますけども、そこに向けて、みんなで集まって応援をしよう。競技をする側だけでなく、応援する側も一体となってやろうという、この発想でございまして、この発案と

いいですか、取り組んだ主な方は、佐賀県の武雄市長でございました。樋渡さんでございました。私、これも甲斐議員と一緒に人口減少の研修を受けに行ったときに、この話を聞いたんですけども、一般質問するに当たって、一切断りがなかったんで、昨日、樋渡さんにメールを送りましたら、どんどん質問して提言してくださいということでございました。このガイドライン等を見て、担当課としても調べていただいていると思いますけども、もともとオリ・パラの推進の首長連合というのがございまして、ここには、近くでは合志市、菊池市、大西市長はこの応援村の実行委員にも名を連ねておられますし、高森の草村町長も入っておられます。そういう中で、地域の活性化、また町創生も含めて、今年はオリンピックがあるからオリンピックに向けてとありますけど、実際は災害であったり、子どもであったり、いろんなバージョンでの応援村の考え方というのがございます。時間もございませんので、簡単に答弁をいただきたいと思います。

お願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

議員御提案の応援村は、東京五輪を間近に控える中、日常生活の延長の中で、誰もが身近な場所で応援できる環境をつくるプラットフォームとして、令和元年6月に発表された構想でございます。2020年、東京五輪・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合とも連携し、地方自治体の知事、市長、民間団体等で構成される全国応援村実行委員会を主体に推進されております。地方自治体が応援村を設置する場合、自治体が主催者となって実行委員会を組織し、地域の飲食、物販、スポーツ体験、バーチャルリアリティーなど、住民及び観光客に対するおもてなしを提供することができます。全国応援村実行委員会においては、令和2年夏に全国2,000か所に応援村を設置し、2,000万人の来場者を目指されています。応援村の規模は、大規模なものだけでなく、中規模、小規模、例えば福祉施設……

（12番渡邊裕之君「課長、簡単にでいいです」の声あり）

寺社、廃校、体育館、保育園、放課後児童クラブ、事業所、庁舎スペース、公共ホール等のパブリックスペース等を想定し、全国津々浦々、自宅の近くで気軽に参加、応援できる環境を整えるものとするとしております。

御質問の応援村の趣旨には賛同いたしますが、設置について、本町においては、現時点でその予定はございません。もちろん東京オリンピック・パラリンピックという最大規模の国際大会を迎えるに当たり、アスリートの皆さんを応援すること……

（12番渡邊裕之君「いいです、いいです」の声あり）

そして、世界各国から来日される皆さんをおもてなしすることはとても重要なことだと認識しております。今後、どのような取組が可能か……。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） なかなか7月、1つはコロナもありますので、本当にどうなるか分から

ない。ただ1つは、この影響で飲食業が非常な打撃を受けている。オリンピックを使えませんが、こういうところで、また一つの復興に向けられる。もう一つは、前の東京オリンピックは僕より3つ上です。課長もそうでしょうけど、若い世代にとっては初めてのオリンピック、日本で。次はいつになるか分からないという現状でございます。今、子どものお話をしましたけど、この子どもたちにとっても、将来において、最初で最後かもしれない中において、やはり必要なのは体験、こういう体験をみんなでオリンピックを応援して楽しかった、ですから今、課長から説明があった同じものを持ってますけど、何も大規模で、発想としてはありませんよ。大規模なパブリックビューイング、ただ小さなところでできますから、それぞれのところで、こういった子どもたちも一緒に応援できる、体験できる、規模は問わないということでございますので、少し考えていただきたいと思います。

すいません。40分だとなかなか質問ができませんでしたが、また改めてお尋ねをしたいと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩を行います。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時30分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

第1が、学童保育についてです。

皆さんの質問要旨のところには、1、2となっています。その後、通告を出した後、少し変化しているところもありますが、1、2を一緒に行います。

武蔵ヶ丘小学校になかよしクラブと元気クラブの2つの学童があります。そのなかよしクラブについて、今年の2月26日付で、いきなりなかよしクラブを閉鎖し、1つのクラブにするという通知が保護者にありました。また、なかよしクラブの指導員の方は現在4名ですが、常勤の方3名を4月からほかの学童クラブに異動するということがあり、保護者は寝耳に水で動揺が広がっています。この経過の中で、3月6日に保護者会が開かれ、町、課長、係長、そしてNPO法人の事務局長から説明がありました。この間、保護者も町に要望し、町の意向としては、なかよしクラブは存続するというので、このとき説明が行われました。しかし、NPO法人からは、3名の指導員の異動は変更できないという説明でした。また、4月からは、今まで受け入れてきた長期、学童の場合、長期というのは夏休み、春休み、冬休み等を言いますけ



れども、長期の利用が2年生までと切り下げられています。また、通年、その利用者についても、5、6年生5名が保留となっています。保護者の説明会では、保留の児童については、何とか受け入れる方向で努力するということでしたが、確約まではできていません。

そこで、質問です。

なかよしクラブを存続していただくことは、町がそういうふうな英断をいただいで、大変歓迎をしていますが、保護者、利用する子どもたちにとっては、今まで親のように温かく接していただいていた指導員の先生が、この4月1日から一挙にいなくなるということは、子どもにとっても不安や動揺を与えるのではないかと思います。この間の経過と町の見解をお聞きします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 通告内容に従いまして答弁をさせていただきますけれども、町内の小学校の学童クラブの運営につきましては、NPO法人子育てサポート学童クラブきくように委託して運営を行っております。今回の対応につきましては、学童クラブ全体の児童数と指導員のバランスを考慮しまして、クラブ間での不均衡が出ないようにしたものであります。また、その理由につきましては、他校の新1年生の需要が増えたため、指導員の配置転換による対応が早急に必要になったことから、武蔵ヶ丘小学校の学童クラブの閉鎖はやむを得ないという判断によるものでございました。このことにつきまして、町に対しまして、武蔵ヶ丘小学校の学童クラブの保護者様から、反対する陳情書の提出がございましたので、町で協議を行いました結果、今回の措置は急であり、保護者様に不安を与え、現段階では理解を得ることが難しいのではないかとこの町の判断になりました。このため、学童クラブきくように対しまして、令和2年度においては、もとの2施設での運営ができないか要請したところ、同クラブから、この要請に御了承をいただいたところでございます。

2つ目の新クラブに新たな指導員の確保は必要でないかについてお答えしたいと思うんですが、また新たな指導員の確保につきましては、通年で求人活動を行ってございまして、具体的にはハローワークでの求人のほか、民間の求人情報誌を活用しておられます。特に、学童クラブの利用の需要が増える夏休み期間に、新たな指導員の確保が必要な場合は、夏休みのみ勤務可能な指導員を配置し、対応を行っております。町においても、指導員として適当と思われる人材を事務局に紹介し、採用につながった事例もございます。このように、指導員の募集を行ってはおりますけれども、他の職種と同じように、深刻な人材不足が発生している状況の中、新たな指導員の確保に苦戦している状況がございまして、全てのクラブの公平性を担保する観点から、指導員の配置転換などにより対応せざるを得ない厳しい状況がございまして、また、新規クラブへの指導員の配置において、新たな指導員の多くはふなれでございまして、児童の安全・安心を守るため、経験豊富な指導員の配置転換による対応が必要となってきます。今後は、今回のことを踏まえまして、新規クラブの立ち上げや廃止を行う際は、利用者への影響が大きいことから、学童クラブきくように対し、新たな指導員を確保することも含め、支援

を強化していきたいというふうに思っているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町としては、町全体の指導員の確保が今非常に厳しい中で、全体の公平性を保つためにこういう判断をとということで、NPO、今の法人の進め方を了解をされているということで、今答弁があったかというふうに思います。保護者の方のアンケートを、今日、いつも質問時間が60分を40分にしていますので、時間が限られていますけれども、少し紹介をしたいというふうに思います。保護者が、今この廃止という、施設は存続するということになりましたけれども、先生の異動を急に聞いたというところで、どういうふうに思っておられるかということを少し紹介します。他校の生徒が増えたことにより、他校へ増設することに対しては、同じ利用者として納得できますが、それにより、今現在利用している自分たちが、今の得られている状況の変化を一方向的に受けなければならない理由が分かりません。問題発覚の際は、まずは現場の意見を聞いてからの検討を始めるべきではないでしょうか。別の方です。実家が県外で引っ越してきたため、知り合いや子どもたちを預けるところがなく困っていましたが、武蔵ヶ丘の学童は長期休みの際利用できたため、安心して仕事を始めることができました。4月から通えなくなると不安が多々あります。その間、子どもはどうするのか。住みやすい町実現のためにも撤回を要望します。別の方です。武蔵ヶ丘小の学童クラブは、運動場で遊べたり、手づくりのおやつが出たり、先生方の目がとても行き届いて安心して子どもを預けることができました。1か所になると、今までの保育が行えるかとても心配です。長期休み利用も2年生までしか受入れができなくなるのは非常に困ります。せめて今までどおり5年生まで受け入れてほしいです。急に入れなくなるのは家庭の対応にも困ります。そのまま紹介しています。別の方は、長期のみを後回しにされていることがとても残念です。3年生の春休み、4月から預かっていただけないとなれば、親としても仕事先を考えなければなりません。別の方です。NPO法人化のとき、子ども、保護者、指導者に影響はないということでしたが、武蔵ヶ丘小には悪くなることしかありません。武小は児童数が減少しており、近くに友達がいないケースも出てきます。別の方です。今年4年生になりますが、時間割り次第では長期に変更しようかと迷っていたのですが、2年生までしか受入れがないということは大変困惑です。1人で家にいることもできないし、シングルなので学童には大変お世話になっているので、できれば今までどおりお願いしたいです。長期利用者です。来年度4年生、1年生で一緒に行けることを楽しみにしていました。確かに、いきなり保留の通知には驚きました。できれば閉鎖ではなく、人員確保ができるまでの休止と対応をお願いします。この方は、まだ閉鎖するというときのアンケートもあります。別の方です。突然のことでとても驚いています。経緯も全く分からず、ただ決定事項の通知のみ、NPO法人として利用者の意見を取り入れることもなく、こういう決定をすることに驚いています。全く子どものことを考えていないというのがとてもよく伝わってきました。全国的に支援員が不足しているというのはよく知っていま

す。そのために、国も人件費に使用する補助金を増やしているのに、そこの改善もされていない。人が足りないから、武蔵ヶ丘小の子どもたちは我慢してということですか。安心して過ごせるはずの学童が運営側の勝手な判断でなくなってしまうというのは納得できません。子どもの居場所をなくさないでください。別の方です。突然のことで驚きました。通知が遅いと思ったのと、理事会などで以前から議論した上で決められるべきだと思いました。長期の受入れ学年が大幅に下がったことに納得できません。今紹介したのは10名ほどで、アンケートにたくさん書かれてるんですけども、その中の一部を紹介しました。

ほかに、三十数名の方が、子どもさんの声も含めて、保護者の方がアンケートをとっておられます。私も預かっていたんですけども、このような保護者の思いをぜひ受けとめていただきたいというふうに思います。

町長、この前、保護者会でも、菊陽町はすごく子育て支援を頑張っている町なので、自分たちは引っ越してきて、こういうことだと本当に困るということの訴えがありました。私は、やはり全体、新規のところの学童をどうするかという問題は一方であるんですけども、今まで非常に武蔵小の方の学童の指導員の方たち、目が行き届いてとても安心してできる。そして、地域で見守るというふうにはなかなかいかない地域もありまして、そういう現状を訴えられましたけれども、このことを聞いて、町長として保護者の思いはどんなふうに受けとめていただいたか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） すいません。町長の答弁ということでございますけれども、担当の課長としてお答えさせていただきたいと思います。

先週の金曜日の夜ございました保護者説明会の方には、私の方で一緒に参加をさせていただいております。保護者の皆様からさまざまな御意見をいただきました。今御紹介いただいたような内容でありましたけれども、その点については、担当課長として、まずしっかり受けとめをさせていただいたところでございます。そのことを踏まえまして、今回、新規クラブの立ち上げだったり、廃止を行う場合は、しっかり学童クラブきくように対する支援等を強化していきたいというところで、決意したところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私も、県内の学童保育の状況や厚労省が出している放課後児童クラブ運営指針などを調べてみました。また、NPO子育てサポート学童クラブきくようの組織図を見ますと、もちろんNPO法人に委託をしていますけれども、実施主体は町ですよ。一番上に町というのがありますから、町が実施主体であるということに間違いはないか、その点についてまずお聞きします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 今おっしゃられたとおり、これは委託事業でありますので、本

来は町が実施主体なんですけども、運営等を学童クラブきくように委託して実施していただいているということでございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、お尋ねします。

今まで学童クラブの人員なども、町全体を見た場合に、3名一挙に異動するとか、この数年間の中であったのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 今の御質問ですけれども、その辺のデータ等は今持っておりませんので、過去どうだったかということについては、答弁ができません。申し訳ございません。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 厚労省が出している放課後児童クラブ運営指針というのがあるんですけども、その中では、保護者との連携の項目があります。1つは、放課後児童支援員等は育成支援を通じて、保護者との信頼関係を築くことに努めるとともにとずっと書いてあるんですけども、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心がける。それから、保護者の気持ちを受けとめ、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて、市町村や関係機関と連携するということでもあります。先ほど、課長さんからいただきましたけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める町の条例でも、保護者との連絡のところで、この放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならないとあります。1か月前に、4月からなかよクラブを閉鎖、そして先生は4名中3名が異動する。もうあと2週間ぐらいですよ。それで、私もずっと病院の管理者として仕事をしてきましたけれども、お母さんたちは、仕事を持って、特に私の場合は看護師さんたちは、4月からの働き方を、病棟で働けるのか、外来で働けるのか、子どもたちが行った場合に、学童がない中ではどういうふうにしようか。そういう働き方を考えないといけないというのも、私も大分経験をしました。そういう中で、先ほど紹介しましたように、1か月前にこういうふうに言われたら、働き方も変えなければいけない。こういうお母さんたちが出るというのは非常に残念だなというふうに思います。保護者の気持ちを受けとめてするということでは言いましたけれども、人事異動をする場合、いつの時点で決めて、学童保育には町の理事会というのがあるんですけども、法人の。理事の担当の保護者の方も全然御存じありませんでした。町には、このなかよクラブを閉鎖したいというのはいつごろ知らされたのでしょうか。そして、人事異動をする場合、公務員の町なんかでは、すぐ3月の終わりに内示とかということですけども、こういう学童の場合は、いつの時点で決定したのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず1つ目が、いつの時点でクラブの閉鎖を聞いたかということだったと思うんですけども、その点につきましては、はっきりと日にちは覚えておりませんが、2月の中旬以降だったのかなという記憶でございます。それと、指導員の人事異動につきましてなんですが、それがいつごろどういうふうに決まるのかということだと思っておりますけれども、それにつきまして、事務局に確認を行いましたところ、2月の頭から順次、指導員さんの方に異動の内容を打診する。内容を伝えた上で、それぞれ指導員さんの同意をとるところの作業まできちっと行っていますということでの回答でございました。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 先ほどから言いますように、指導員の方の継続性というのが非常に大事だと思います。それが学童保育の質の高さを決めていくのではないかとこのように私は考えます。3人の指導員が一挙にかわるというのは、子どもたちにとって、今まで接していた母親にもかわるような感じで接していた信頼する先生が、4月から一挙にいなくなるということなんですけれども、やはり継続性の視点から見直すべきではないでしょうか。もちろんNPO法人が人事権を持っているというのはお聞きしていますが、私は誰がどっちに、どの指導員の方をどうのこうのとか言ってるわけではなくて、3人の指導員を一挙にかえるということと、再度、町としてはどういうふうに受けとめられたか。そして、なかよしクラブを最初、NPO法人が閉鎖するというときに、町としては、指導、学童が国や県もこれから学童を増やしていく中で、そういうところは町の担当課だけで判断されたんでしょうか。町全体として検討されたんでしょうか。その点についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、指導員の異動、いきなり3名で異動というようなことではなくということこの御質問なんですけれども、もちろん人事につきましては、学童クラブきくよう事務局の権限においてされておりますし、基本的には、3名を動かすというような考え方は、基本は持っておられないと思います。ただいろいろの諸事情があつて、今回の3名の異動ということになったのではないかとこのように捉え方をこちらとしてはしております。

それと、もう一つはどういった質問でしたか。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 諸事情は、人事の場合はいろいろあるかと思っておりますけれども、町として、なかよしクラブを閉鎖するときはどこで判断をされましたかということなんです。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 閉鎖をすることについて、町の方で判断をしたかということなんですけれども、基本は学童全体の管理運営については学童の方でしていただくというところで運営をお願いしておりますので、町の方で決定したというのではなくて、報告を受けたというところが実態でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） お母さんたちは、町が、なかよしクラブは、そしたらそのまま来年度も2つしましようということ、町は決めていただいたようなんですけども、お母さんたちは、施設だけではなくて、そこの中身、質、そこに指導員の方を、私は3人同時ではなくて、例えば1人異動するとか、そういうのはあり得るかなというふうに思いますけれども、余りにも一挙に3人というのと、なかよしクラブの閉鎖ということで、非常に子どもさんもお母さんも動揺されているということで、町はこういう場合、何らかのNPO法人に対して、もう少しこういうふうになればどうかとか、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） その点については、確かに今回、こういった混乱を乱してしまったというところがございますので、今後、そのような場合は、もちろん学童クラブきくよう事務局の方から御相談があったというこの前提になりますが、しっかり町の方でも協議を行いまして、適切な対応ができるよう対応をとっていきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長にお尋ねをしたいと思います。

この学童保育、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのが、平成26年9月17日に菊陽町でできています。その中で、町長は児童の保護者、その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるとあります。これはどういう場合に利用するんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 学童保育の方の勧告をするというのは、いろんな問題が起きたときというふうに考えておりますけども、今回の件につきましては、新たに菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校の方で1年生を預けたいという方が非常に増えてきたという中での学童クラブきくようの方で、全体的な、武蔵ヶ丘小学校だけではなくて、全体の中での異動というものを考えたところでの実施だと思っております。ベテランの方3名が異動されるということではありますが、ほかの方はまだ残っておられるというふうに思っておりますので、学童クラブの方としては全体的な中で、そして武蔵ヶ丘小学校の方では、よその学校は、小学校の1年、2年、3年までぐらいかと思っておりますけども、武蔵ヶ丘小学校の方では4年生あたりも希望されとるということで、かなり上学年の子どもたちも結構おるんじゃないかと思っておりますので、いろんなところを考えた上での判断だというふうに思っているところであります。

ただ、この学童保育というのは、子どもたちや保護者にとって、安全で安心して過ごせる生活の場所でありまして、働きながら子育てをする家庭を支え、学童施設での生活を通して、子どもたちの健やかな成長を図るための重要な役割を持つ事業だということでもあります。そこで、この事業の実施に当たっては、菊陽町、人口増に伴う学童保育の需要が高まる中で、施設

の整備、菊陽北小学校、武蔵ヶ丘北小学校では、まだそういう施設関係、特に北小学校の方では、整備する必要が出ておりますけれども、施設の整備、あるいは指導員の確保を安定的に確保していくことはもちろんでありますけれども、指導員の資質の向上を図るとともに、学童クラブ全体の組織体制の強化の方が非常に重要であると考えているところでありますけれども、そういうものについて、忠実に今後も取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ある学童に詳しい方が、こういうふうに3人異動するというのは、現場のことを分かっていないのではないかというふうに、どうしても思わざるを得ないということではなりました。私も実際そうだと思います。3人の指導員が一挙にかわるというのは、子どもたちの生活支援をしていく上でも非常に問題だというふうに思っています。もっと現場の状況を把握してほしいと思います。

それで、今、町長からは、北小とかは1年、低学年で、武蔵ヶ丘小は高学年ということでしたけれども、国の放課後児童の今のこれから進めていきたい、国が示しているのは、多分6年生だと思いますけれども、間違いないでしょうか。子育て支援課長。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 今、対象は6年生までということになっております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子議員。

○16番（小林久美子君） 今日は時間が余りありませんのであれですけれども、やはり後藤町長には、放課後、私が3番目に、学童クラブ指導員の確保のために待遇改善が必要だが、これまでの取組と今後の対策についてどう考えているかとしています。北小とか、本当に子どもさんの数が増えて、低学年が、1年生が40名、2年生が三十数名というふうに聞いていますので、もちろんそこへの対応は必要だと思います。しかし、町全体として、武蔵ヶ丘小が非常に、国が進めている6年生までの中に十分入っているわけで、特段、今までそれで努力をされて、学童指導員の方も努力されてきてるわけです。私は、そういう高いところに合わせていく、今その時期ではないかと思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 言われることは分かりますけど、やはり現状の中で、そして指導員の確保の問題もありますけども、そういう面に、さっき申しましたように、指導員の確保はもちろんでありますけども、体制の強化を図るという意味で非常に大事なことだというふうには考えております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やはりNPO法人任せではなくて、町もしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、今六百数名の学童の利用者の方、そして指導員の方は約70名の方がおられます。や

っぱり事務局長と理事長いらっしゃるでしょうけど、なかなかその体制だけで、これだけの人事管理や新しい人員の採用をしていくのは、私はとても負担が大きいのではないかと心配しています。その点についても、ぜひ町としても考えて、検討していただくことを望んで次の質問に入ります。

次は、新型コロナウイルスについてです。

その前に、もう一言だけ。やはり、子どもたちを取り巻く状況は厳しさを増しています。ネグレクトや虐待、保護者の状況など、指導員の方の継続した育成支援のために、ぜひ町としてしっかり取り組んでもらいたいというふうに思います。

それから、今、指導員の方は時給870円です。非常に安いのではないかと。これは県内では極端に低い方ではないというふうに聞いていますけれども、この点もやはり今後、検討していただきたいというふうに思っています。そして、質の確保とともに、利用者の年齢を切り下げるのではなく、高い水準にレベルアップしていただくよう要望して、次の質問に移ります。

次は、新型コロナウイルス対策についてです。

国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認されてから1か月半が過ぎました。感染が拡大する中、2月27日に、安倍首相は、3月2日から全国全ての小・中学校、高校、支援学校などについて、春休みまで臨時休校とするよう要請する方針を明らかにしました。唐突な首相の一斉休校要請に対し、町としても本当に対応策を準備する時間がない中で、大変御苦労されたのではないのでしょうか。2月29日の安倍首相の記者会見でも、なぜ一律なのか。感染防止についてどれだけの効果が期待できるのか。具体的な証拠に基づく説明はなく、いまだに町民も大きな不安を抱えています。学校休校に伴い、共働き家庭やひとり親家庭の児童・生徒についてどう対応されているのか。また、学校には、調理師の方やパートの事務の職員などの方もおられると思いますけれども、その対応はどうなっているのかお聞きします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀君） 質問にお答えいたします。

今回の臨時休校は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのものです。その実効性を担保するため、児童・生徒は人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすことを保護者に要請するよう学校にお願いしております。臨時休校に当たりまして、学校では、家庭訪問等をしながら、児童・生徒が休校中にどのような生活をしているのかを把握するとともに、休校中の過ごし方について指導しております。しかしながら、今回の急な休校により、家庭での対応が難しい場合も想定されましたので、子育て支援課と連携を図り、学童保育については朝からの受入れや新規の受入れにも対応しております。さらに、休校中の家庭での困り感について把握し、臨時校長会を開催し、児童・生徒の受入れ先が決まらない家庭に対しては、学校が個別に相談に乗り、学校での受入れにも対応しているところでございます。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、休校期間がさらに長期に及ぶことも想定されますので、相談窓口の周知や個別の相談体制を強化し、保護者と共通理解を図りながら丁寧に対



応していきたいと思っております。

なお、給食のパート職員の方についての対応ですが、給食のパート職員の方を含め、町雇いの臨時職員につきましては、臨時休校期間中は通常どおりの勤務としております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今後、長期化が懸念されるもとの、一斉休校による児童・生徒の生活リズムやメンタル面でのフォローなども必要になってくるというふうに思います。保護者との十分な話し合いのもと、やはり実情に適した対応をとっていただきたいというふうに要望します。

相談窓口なども設置するということでしたので、ぜひこのことを要望しておきたいと思えます。

また、学校給食を支える委託業者、納入業者の休業の補償など、今後またいろいろな場面でいろいろなところに影響が出てくるのではないかとこのように考えますので、今後とも要望したり、また直接御相談したり、今後とも取り上げていきたいというふうに思っています。

それで、休校に伴いまして、学童保育はあいているわけです。小学校は休校中、共働きやひとり親家庭の世帯の子どもたちの受け皿とされています。新型コロナウイルスの感染防止が目的で小学校が休校中であるにもかかわらず、学校より子ども同士や子どもと支援員の濃厚接触が避けられない学童保育の開設については大きな疑問を持っています。私は、武蔵小や西小などの指導員の先生方にお話を聞きました。実際、私が訪ねたときは、西小の方は子どもたちが土曜日で少なかったんですけども、本当に広い学童保育の中にぽつんと数名が離れて座っていて、さみしそうな感じで、なかなか子どもたちも大変だというふうに思いました。指導員の方は、学童の場でそういうコロナウイルスが発生しないようにいろいろ気を配っておられたけれども、その辺のストレスはかなりあるのかなというふうに思いました。休校中の学童保育については、国の支援策なども今出されていますけれども、やはり先ほど、指導員の不足というのがありました。今後、学童保育についても、今の対応と、今後どういうふうに取り組んでいくのか、この点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 休校中の学童保育の運営についてお答えいたします。

休校中の学童保育の運営につきましては、町の新型コロナウイルス感染症対策本部対策会議で対応を協議しまして、学童保育の運営法人に対し、感染症防止対策を徹底した上で、3月2日からは春休みと同様、午前中からの開始を求めること。新規の利用申し込みがある場合はできる限り受入れをお願いすること、この2点を要請することを決定いたしました。そして、このことを学童保育の運営を行う法人に対し要請し、現在、運営がされているところでございます。

学童保育の現在の利用状況につきましては、当初、多くの児童が利用し、指導員が不足する

ことも予想されましたけれども、利用する児童の数は、学童保育に登録する児童数の約半数程度でおさまっており、今のところ、特段の支障なく運営が行われている状況でございます。また、今後、利用希望する児童が増え、学童保育の受け皿が不足するような事態においても対応ができますよう、万全の準備を進めてまいりたいと考えているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今日、学童保育と新年度の体制について、そしてコロナウイルスの対策については10分ほどしか質問できませんでした。コロナウイルスの対策については、今後、図書館が閉まっていたり、いろんな問題がありますし、昨日聞いたところでは、菊池市などは観光業が前年の1割しかお客さんがいないとか、花卉をしている生産農家が非常に厳しいとか、そういうのがこれから経済の問題でも出てくるかなというふうに思いますので、委員会等で、また町が把握しておられるコロナ対策の状況なども聞きながら、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時39分

再開 午後1時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須眞理子君。

○6番（那須眞理子君） 皆さんこんにちは。鉄砲小路区に住んでおります那須眞理子です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、昨年11月、令和元年、農林水産祭、農山村女性活躍部門におきまして内閣総理大臣賞をいただきました。これまで40年近くにわたり男女共同参画社会を目指して活動してきましたが、これは私の思いに賛同し、一緒に活動してくれた仲間や、それを見守ってたくさんの方々が応援してくれたおかげだと思っております。この場をかりまして、全ての皆様に感謝したいと思います。ありがとうございました。これから先も、急がず、時代と歩調をとりながら、自分らしく活動できればと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今の気候変動を見たとき、地球温暖化とともに、これまで保たれていた一線があらゆるところで崩れ始めています。それは皆さんも御存じだと思います。今回はそれを中心に、どのような対策が必要かを質問させていただきます。質問は質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） まず、お断りです。質問事項の1に、豚コレラCSF防止についてと明記しておりますけれども、現在は、豚熱と名称が変わりましたので訂正をお願いいたします。正しくは、豚熱CSF防止についてです。それから、持ち時間が短縮のため、もう一つの質問しました大空港構想における町のビジョンと動向につきましては、取り下げをさせていただきましたので、次回に回したいと思います。これも大事なことです、次回はよろしくお願いいたします。

それでは、1番に移ります。

豚熱CSF防止についてを質問します。

我が家は肉牛の一環経営をしていますが、同じ畜産業として、豚熱CSFはとてつらい災難です。全国の養豚農家の皆さんが毎日恐怖を抱えながら一生懸命頑張っています。豚熱CSFが岐阜県で発生し、その後、東海地方、そして関東地方へ広がり、今度は海を隔てて、今年1月8日には沖縄県で確認されました。これまでは野生のイノシシがウイルスを媒介しているということで、経口ワクチンをヘリコプターで上空から散布し、広がり防ぐ対策がとられてきました。しかし、今回の沖縄での発生は、人や人が運んだものが原因だということが、ほぼ間違いないという報道をされています。そうすると、全国のどこの地域で発生してもおかしくない状況で、安心なところはないということになります。現在、農場ではワクチンが豚に接種されるようになりましたが、アフリカ豚熱ASFに関しましてはワクチンさえありません。豚にとっては本当に恐ろしい病気です。どうにか水際で食い止めなければなりません。ただ検疫官の数が足りず、そこを通り抜ける事例も多くあるといいます。国、県、各市町村でもそれぞれに問題意識は強いと思いますが、我が町では、豚熱CSFの対策として、養豚農場の方へのどのような指導や対応がなされているかお答えください。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

議員お尋ねの豚熱CSFの感染拡大防止策として、平成30年9月に、岐阜県の養豚農場で発生が確認されて以来、各地域での発生事例については、農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構による発生農家への殺処分を含めた各種支援や防疫対策が実施されております。また、豚熱に対するワクチン接種については、費用を含め、国及び都道府県が負担することとなっており、実際のワクチン注射は都道府県職員である家畜防疫員が実施することとされております。以上のように、国、県において感染拡大防止対策が確立されております。

次に、イノシシなどの野生動物侵入防止のための防護柵設置の対策でございますが、国はアフリカ豚熱の国内への感染被害防止及び九州地方で現在までに感染被害が確認されていないCSFを防止するため、令和元年度中に防護柵を設置する養豚経営体を対象に、防護柵の設置に要する費用の2分の1を補助する事業を発動しました。このことを踏まえ、熊本県が3分の1を補助、町としましては、国、県が補助する残りの6分の1の費用を補助する予定であり、菊

陽町に養豚場があります2経営体、237万4,000円を予算計上しており、養豚農家の防護柵設置に支援をする予定としております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） それなりに一生懸命取り組まれているみたいですので安心しました。ただ、三重県の私の友人の農場では、周りも感心するほどの警戒態勢でしたが、そこでも発生しております。なぜだろうと私は不思議だったのですが、当事者だから気づかない盲点があったと後で聞かされました。現在我が町においては、さっきもおっしゃったように、2軒の農家が頑張っておられます。それらの農場にも、自分では気づかない、当事者だから気づかないというところ、盲点もありますので、徹底した今後の指導をよろしく願いいたします。

さて、今年はオリンピックの年です。さぞかし大勢の人々が日本に来ると思われれます。ということは、沖縄県のように、人や人が運んだものが原因でウイルスが持ち込まれる場合も多く予想されます。インバウンド、すなわち訪日外国人旅行者にも要注意です。これらの人々が運び人となってウイルスを持ち込まないよう防止しなければなりません。もちろん我々日本人も、ましてや菊陽町民も、一人一人が気を引き締めなければなりません。

そこで、町では、インバウンドの人や町民に対して、豚熱CSFについて、知識の共有や注意喚起の考えはありますか。お答えください。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

国では、アジア地域各国で拡大しているCSF及びASFの国内への感染を防止する目的から、海外からの輸入品や肉製品持ち込みによるウイルス侵入を防ぐため、家畜伝染病予防法に基づくさまざまな防疫対策を行っております。特に、アフリカ豚熱ASFは、既に国内で発生しているCSFとは違うウイルスが原因となり、現在、有効なワクチンや治療法もない状況にあります。

このようなことから、訪日される外国人旅行者や海外旅行者により持ち込まれる肉製品等の手荷物検査においても、検疫の強化が図られております。また、国内に向けては、農林水産省や動物検疫所のホームページ等において、消費者向けに、豚熱ウイルスは人に感染しないこと、豚肉の摂取により人に感染しないこと、感染した豚肉が市場に出回ることはないことなどが周知されております。

今後は、国をはじめとした関係機関の取組を、必要に応じて、町ホームページや広報紙等で周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） これは、外部の人々にも危機感を持ってもらうことがとても重要だと思っています。熊本空港におり立った人たちには、外国からの食品、特に肉製品は持ち込まな

い、そして捨てないなどのルールをしっかりと守ってもらわなければなりません。現在、菊陽町でもイノシシ対策が行われています。毎年、農家の被害額も相当なものです。今年も有害鳥獣対策事業費補助金が50万円ほど予算化されています。

それでは、イノシシなどの死骸を発見したときの危機管理の手順はどうなっていますか。その前に、死骸を発見したときの、豚熱で死んだものか、ただ普通に死んだものかというのは、普通の者が見ても分かりますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

今御質問いただきました豚熱なのか、普通の死亡なのかという御質問でございますが、実際、私がおの現場に行ったことはございませんが、県の方が主体的に対応しておりますので、聞いております話によりますと、交通事故、それからさまざまな事故等で、目視でこれは事故というふうな判断がなされた場合には、検査は行わず、処理をしているというふうな情報を聞いております。

ただ、それが分からない場合には、今から申し上げたいと思いますが、その対応で、県の方がされているということによろしいでしょうか。

それでは、通告に従いまして質問にお答えしたいと思います。

野生イノシシ、野生鹿の死骸発見の通報は、町内においても年間数件発生しており、その対応については、県が主体的に実施することとなっております。ここで、県が対応マニュアルとして運用しております死亡野生イノシシ発見時のCSF及びASF検査に係る確認事項の危機管理手順の概要を申し上げます。

県の対応としましては、発見者から町または保健所等に野生イノシシ死亡の連絡があった場合、県北広域本部及び家畜衛生保健所の職員が現場に出向き、死亡した検体を持ち帰り、CSF、ASF感染確認の検査を実施いたします。検査した検体から、感染の疑いがない場合は、検査の結果を関係機関に報告して事件が終了となります。一方、検体から感染の疑いが否定できない場合は、県は国への状況報告及び国の動物衛生研究部門に検体を送付します。その後、死亡野生イノシシ発見地点の消毒を実施いたします。同時に、死亡野生イノシシ発見地点を中心とした半径10キロメートル以内の養豚場の立入検査を実施いたします。最後に、立入検査後の経過観察として、立入検査を実施した養豚場を対象に、野生イノシシ発見地点の消毒終了後28日間、養豚場経営者に家畜の死亡状況等を保健所へ報告されることとなります。以上のような対応を経て、養豚場の家畜に異常がなければ、事件終了となります。また、養豚場への感染の疑いがあれば、家畜伝染病予防法に基づく防疫対応となることとなります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） それでは、結局私たちが一番にすることは、まず死骸を発見したら役場に通報することが一番大事ということですよ。それをみんなで共有したいと思います。

平成30年に長崎港に水揚げされた肉製品のうち、192件からウイルスが発見されています。これは水際で阻止されました。しかし、ここを通り抜けたものがあつたかもしれません。ふだん、私たちが考えている以上に、国際的な流通の中で世の中が動いていることを常に頭に置き、先手先手で対応していかなければ大変なことになります。現在、中国では、豚熱のため、豚の頭数が以前の3分の1に減り、豚肉の価格が2倍に暴騰しています。それに伴って、牛肉や鶏肉の値段も上がっていると聞きます。農業者が年々減少する昨今、自然災害や豚熱などの予期せぬ災難がますますそれに拍車をかけています。人の命の源をつくっている農業をいま一度振り返り、みんなで日本の農業を未来へつなげていくために、今自分にできることを考え、実行していただくようお願いしたいと思います。

その実行の一つとして、以前、一般質問させていただいた後に、役場庁舎玄関と農政課入り口には踏み込み用の消毒薬を設置していただいております。ただ庁舎玄関入り口の横に設置されているものですから、そこに靴底を踏み込む人はほとんどいません。何のために置いてあるのかさえ分からない人がいるようです。あれは、靴底の汚れを庁舎内に持ち込まないためではありません。あれは防疫のために設置されているのです。ですから、入り口の横に置くのであれば、張り紙などをして、その旨を知らしめる必要があると思いますが、どう思われますか。

○議長（上田茂政君） 農政課長。

○経済部次長兼農政課長（古賀直之君） 今、議員が御指摘いただいたとおりだと思いますので、すぐにそのような、何のためというのが分かるような周知をしていきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 古賀課長、ありがとうございます。

豚熱は、コロナウイルスのように人には感染しませんが、1つ農場で発生しますと、全頭殺生処分になります。また、周りの養豚農家にも飛び火する可能性が十分考えられます。私たちが何げなく食べている肉や肉製品は、365日、毎日大変な思いで農家が飼育しているおかげで食卓が潤っているわけですから、中国のようにならないためにも、役場においては、豚熱防止対策に気を緩めることなく、あらゆる注意喚起をお願いし、町民の皆様には防疫用の踏み込み用がある場合は、ぜひ靴底の消毒をお願いしまして、2の子育て支援についてに移ります。

そのまま行きます。

2の子育て支援について質問します。

もう44年から5年ぐらい前の話ですので、記憶が薄らいでいますが、当時はまだ布おむつでした。朝早くから畑に出るときは、家にいる年寄りが孫やひ孫の布おむつを手洗いしていました。子守はもちろん年寄りです。畑に乳飲み子を連れてきますので、手拭い帽子、要するに頭にかぶったタオルでお乳を拭き、おっぱいを飲ませて連れて帰るという光景があちこちで見受けられました。また、農家でなくても、大体家に年寄りがいましたので、保育園に預けるのは3歳児からがほとんどだったと記憶しています。ですから、保育園におむつ持参の家庭はそう多くなかったと思います。しかし、最近はどうでしょう。子育て支援課にお尋ねしたところ、

町立や認可保育園だけでも、合わせるとゼロ歳児から2歳児の、いわゆるおむつを必要とする園児の数は、令和2年3月1日の段階では701名と聞いてびっくりしています。

それでは、子育て課長、この数字はこれからどうなると思われますか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

ゼロ歳から2歳児までの園児数については毎年増加しておりまして、先ほど議員の質問では、令和2年3月1日現在で七百何名とおっしゃられたんですが、ちょっと数字が間違っておりまして686人となっております、5年前の平成27年4月1日時点との比較におきまして164人増加しております。今年度策定いたします第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画では、令和6年度において、ゼロ歳から2歳までの児童のうち、保育所等の利用をする児童の数は704人と推計しておりまして、今後も増加傾向が続くものと考えておるところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 課長、私もそう思います。人数はだんだん増えてくると思います。

そのような時代背景の中で、現在、菊陽町では、町立はもちろんですが、認可保育園でも個人個人が使用済みの紙おむつを持ち帰っている保育園がほとんどです。令和元年5月29日の熊日新聞によりますと、熊本市の保育園が紹介されていましたが、親が持ち帰るところと園で処理しているところと、こちらも園によって違うようでした。ここで問題になるのが衛生面と処理費用です。昨今の夏場の気温上昇は半端ではありません。それが一つの原因となり、これらの汚物から出るにおいも要注意です。我が家は畜産業をしていますが、牛が休んだり寝たりするところは、定期的に敷物を交換します。そうしないと、そのにおいが牛たちに悪影響を及ぼすからです。どのようなことが起きるかといいますと、一番多いのが肺が炎症を起こす肺炎です。それから、食滞といって、餌を食べなくなるなど、生死にかかわることが多々あります。これは牛の場合ですので、そのまま人に当てはまるとは思いませんが、少なからず、何らかの影響はあると思われます。それとともに、考えなければならないのが、今大きな問題になっている感染症です。これは使用済みおむつなどを移動させて触れる人が多くなると、このリスクが高まると言われています。つまり使用済みおむつはその場で処理するのが一番望ましいということなんです。

それでは、子育て課長にお尋ねします。

衛生面で、感染症などのリスクを少なくするためにも、使用済みおむつは親が持ち帰るのではなく、処理業者に委託して町で回収した方がよいと思われますが、いかがですか。お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） まず、町内に所在します私立保育所の調査を行いましたところ、現在、21施設のうち8施設が廃棄物処理業者による使用済みおむつの処理を行っておりま

して、保護者様からはおおむね好評を得ているようでございます。町立保育所において、おむつ処分を業者に委託することにつきましては、おむつ処分に係る保護者の負担が軽減されるなど、有益な点がございますけれども、ノロウイルスなどの感染症の集団感染、保育所内における集団感染の防止対策の課題もありますことから、今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 予算が要ることですから、すぐしますとはいかないと思いますけれども、熊本市の東区のある保育園では、約40人の使用済みおむつ処理費用が月2万円かかっております。1人当たりになると月500円になります。これを我が町に当てはめると、さっきちょっと人数が変わりましたので、これはさっきの701名ということで計算しましたけれども、35万円かかることになります。ぜひ余っている予算はなくても、昨今の夏場の高温を考えたとき、衛生面で、夏場だけでも試験的に町で回収してみてもどうですか。町長、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これはおむつ業者に委託するといっても、毎日毎日取りに来るわけではないと思います。そういう意味で、どこかに置いとった場合が、ノロウイルス等の感染症、そちらの方の心配もあるということで、担当課長がその辺も検討した上でということでもありますので、そういう意味で御理解いただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） ぜひ今後、ノロウイルスも考えて、どちらの方がリスクが低いかを検討されて、ぜひ前向きにお考えいただきたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、私たちの時代は布おむつでしたので、ですからおのおのが持ち帰り、洗ってはまた持たせるといった手順でした。しかし、今は使用済みのおむつを持ち帰って、洗ってまた使うわけではありませぬので、持ち帰る必要はありません。一番に感染症などの衛生面、そして先生方の仕分けに費やす労働短縮を考えても、ぜひ今後、町での回収をお願いしたいと思います。

それでは、今後に期待しまして、子育て支援の3に移ります。

子育て支援の3は、昨今核家族が多数を占め、若い母親が誰にも頼れず、育児に疲れ、一人で悩んだ末にいろんな問題や事件を起こしているのは皆さんも御存じのとおりです。最近では、マンションの上から子どもを下に投げ落とし、死亡させたという事件がありました。この母親も、最初は子どもをあやしていたといいます。それが途中から我を忘れ、どうして落としたのかもよく覚えていないということでした。この人は、外部への相談はされていたようですが、結局犯罪を起こしてしまいました。それまでに至る精神的なフォローが誰にもできなかったのかと悔やまれます。我が町も、子育て世代、つまりゼロ歳から5歳がいる家庭の戸数がたくさんあります。肉親や友人、知人などの相談できる人が近くにいる場合はよしとして、そう



いう人が誰もいないという人も大勢いると思います。そのような人が頼りになるのが相談窓口です。

菊陽町では、子育て支援課の中で専門職による相談が受けられるとお聞きしています。それでは、これまでの相談で改善されたこととか、改善に向かっているということはありませんか。差しさわりのない範囲でお答えいただければ結構です。よろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えいたします。

子育て支援課での子育て相談につきましては、児童虐待関係の相談が中心でありますので、当該事例を説明させていただきたいと思います。

改善された事例または改善に向かっている事例があるかにつきましては、今年度から、前年度に引き続き、児童虐待として支援を行った事例の中で改善したものは複数ございます。学校と連携しまして、A君という児童が改善に向かった事例を1つ御紹介したいと思います。A君は、保護者の体罰の影響により、学校で問題行動を起こすようになり、学校からの相談で職員が支援を開始いたしました。職員は、A君の保護者に対し、家庭訪問や面談を定期的に行い、体罰による子育てがA君に悪影響を与えることを繰り返し説得を行いました。保護者は徐々にそのことに理解を示すようになり、A君の学校での問題行動は落ちついていったという事例でございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 案件の中には、解決策や方向性も見つかったということで、少しは安心しました。相談に来られた方が、少しでも前向きに生きられるようになれば、それは町の宝になります。現時点では大きな問題は発生していないということで認識しましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 町の方でも最大限の努力をしておりますので、一番最悪のケース等は今のところ起こっておりません。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） それでは、相談を受け、進展が見られず、相談回数を重ねているうちに、これは大変なことが起きるかもしれないと思うようなときはどう対処されますか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えいたします。

重篤な児童虐待が疑われる重大な事案が発生しましたときは、児童相談所と連携した対応が必要になってきます。具体的には、まず町職員が、事案の対象であります本人と面談しまして、虐待に当たる事実があったかどうかの確認を行います。虐待による外傷など重大な事象が生じている場合や、本人が保護を求めている場合などは児童相談所に通告を行います。これを

受けまして、児童相談所への本人との面談が行われまして、一時保護が必要と判断された場合は児童相談所の権限により保護されることとなります。その後、児童相談所内での対応となりますけれども、児童相談所において児童虐待のリスクが解消されたと判断された場合は、本人は家庭に戻されます。その際、本町職員がコーディネーター役となりまして、保育所や学校職員など、支援を行う関係者と協議するため、担当者会議というものを開きまして、見守りを続けていきます。このように、本人、家庭復帰後も支援を行う保育所や学校などをはじめ、関係者と連携しまして、安心して暮らせるよう継続的な支援を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子君。

○6番（那須眞理子君） 私は、役場の職員であれ、専門職であれ、やはり人間の限られた知識や知恵の中で判断しますので間違いはあるかもしれません。ただ本当に子どもの命にかかわるときは、まずはその小さな命を守ることが一番大事だと思いますので、総力を挙げて事に当たらなければなりません。これまでほかの自治体で起きた事件の対応を見ていると、その時点では考えられなかったとか、相手のプライバシーを考えるとそこまでは踏み込めなかったとか、よく耳にします。そのようなとき、まず言いわけよりは、子どもの命がなくなったことを重く受けとめるべきだと思います。いつも腹立たしく思っていました。我が町ではそのようなことにならないよう、心血を注ぎ、総力を挙げて事に臨んでいただきたいと思います。

これまで子育て支援について質問させていただきましたが、これは小・中学生も同じだと思います。目の前に上川教育長がいらっしゃいます。急に振りましたが、恐縮ですが、このように子どもの命にかかわるような重大な問題が、小・中学生の場合で起きたとき、家庭で発生したとき、どのように対応されるか、お考えがあればお伝えください。

○議長（上田茂政君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） 教育委員会では、さまざまな困難を抱えた子どもたちを支援します。私も、教育支援というふうに呼んでますけど、これを今年度も最重要施策の一つとして位置づけております。これは教育委員会、あるいは学校だけでできるものではございませんので、福祉部局との連携がよく言われますけれども、福祉部局の課長さん方にもお願いしているのは、これは連携を超えて、教育委員会が一体となって、福祉部局が一体となって進めていかなければならないことですねということをお話をしているところでございます。

生まれ育った環境によって、子どもたちの現在であるとか、あるいは将来が閉ざされるということは決してあってはならないことですので、そのことを踏まえて、まずは困難を抱えた子どもを早く発見する。そして、手だてをしていく。全ての子どもたちが将来に夢や希望が持てるよう、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。もちろん重大事案が発生しました場合にはきちんと対応をしていくということはもちろんでございます。

○議長（上田茂政君） 那須眞理子君。

○6番（那須眞理子君） 急に振りましたが、心強い御答弁いただきました。ありがとうございます。

した。

現在、テクノロジーも余りにも発達し過ぎまして、人が機械と比べられるようになりまし  
た。でも、私たちは温かい血が流れています。手足を切れば、血が出て、痛みを伴います。ま  
た、心に土足で入られたり、無視されるととても傷つきます。これは大人でも子どもでも誰で  
も同じです。機械とはそこが違います。だからこそ、みんなで寄り添い、若いお母さんを孤立  
させないよう、子育て支援課だけでなく、全ての課との連携を図り、専門機関の応援もいただ  
きながら、総力で支援をしていただきたいと思います。そのことを強くお願いしまして、2の  
子育て支援については終わります。

最後に、3の環境対策について質問します。

それでは、環境対策について質問します。

今年の冬も暖冬でした。以前は冬が過ぎると春の訪れで幸せな気分になっていましたが、最  
近はその後の梅雨や台風シーズンの異常な大雨や風を考えると不安で仕方がありません。21世  
紀は地球温暖化により極端なエルニーニョ現象の頻度が、20世紀に比べ倍増すると言われてい  
ます。その原因と考えられているのが海温です。それが、ここ100年で1.1度上昇したといいま  
す。それによってどんなことが起きているかといいますと、これは随分以前から問題視されて  
いましたが、沖縄の海ではサンゴ礁が白化し、衰弱しています。また、三陸の海でも海温が  
0.74度上昇しています。たかが0.74度と思われませんが、海温が1度上がると、昆布の生育エリ  
アが変わるそうです。宮城県三陸の海ではアワビが豊富にとれていましたが、10年前に比べ  
ると3分の1に収穫量が減少しているそうです。つまりアワビは、海藻の豊かなところで育ちま  
すので、海温がたった0.74度上がったことによって海藻の育ちが悪くなり、以前は豊かだった  
海藻の場所が4分の3に減り、アワビも減少したというわけです。ただアワビが減った分、ウ  
ニが増えましたが、ウニは海藻を餌としていますので、これを収穫しても中の身が少なく、栄  
養失調のウニが多く、経済効果は望めないということです。

これは一例にすぎません。他の海洋生物も21世紀末までには、最大20.9%減少し、漁獲量は  
24.1%も減少するといえます。私たち人間が生活の豊かさと便利さを追求し続けた結果、生み  
出された物体や品物は温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の排出によって生産されていていっているものが  
ほとんどです。その後起こることまでは想像をめぐらせませんでした。いえ、分かっ  
ていても、経済第一で突っ走ってきました。今、その大きなツケが私たちの命を脅かして  
います。今こそどうにかしてここで食い止めなければならないときが来ていると思いま  
す。

それでは、お尋ねします。

現在、町においては環境対策についてどのような考えを持っておられるのか質問します。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（相馬仙助君） お答えいたします。

本町には、白川の自然や杉並木など、数多くの自然環境が残されており、このような自然環  
境は、町民の健康で快適な生活に欠かせないものであり、町と町民の財産であるという観点か

らの保全が必要と考えております。豊かな自然環境を保全するため、さらなる美しいまちづくり、住みやすいまちづくりに向け、環境意識の啓発や向上、省資源、自然エネルギー導入の取組を推進しております。

また、地球温暖化対策として、二酸化炭素排出量削減など、自然環境に優しい生活を実現するため、これまでもグリーンカーテンの普及や太陽熱温水器の設置補助制度など、環境対策の一つとして講じてきたところであります。

地球温暖化対策につきましては、単独自治体の範囲内での活動ではなく、広域的な協調や連携を通じて、地球温暖化対策に関する施策や事業を推し進めていくことがより効果的であるため、本年度から、熊本連携中枢都市圏を構成する本町を含めた18市町村が共同して、地球温暖化対策実行計画を令和2年度中に策定する準備を進めております。また、各行政区、子ども会や老人クラブなどで実施されているリサイクル活動や食品ロスの観点から食べ残しを減らすよう周知し、ごみ減量に努めております。今後もこのような活動を通して、環境対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 現在での町の考えは分かりました。今は日本だけでなく、いろんな国の人が気候変動による異常を身をもって感じていると思います。だからこそ、若い先導者であるスウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんの呼びかけが若い人たちを動かすエネルギーになっているのだと思います。ただそれを逆なでするように、その恩恵なしで生きられるならやってみるという人もいるそうですが、これは言語道断です。何をすることも、私たち一人一人の力は小さいものです。でも、それが集まれば、何かが変わっていくはずです。老若男女全ての人が、今自分にできることを心がけ、実行すれば、地球温暖化の歯止めにつながると信じます。町全体でそれに挑むには、まずは町がリーダーシップをとっていただくことがとても重要です。

現在、脱炭素社会を目指して名乗りを上げている自治体が全国で51あります。ぜひ菊陽町もその仲間に入っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お答えいたします。

昨今、今、議員が言われましたように、気候変動問題というのは喫緊の課題となっております。脱炭素社会に向けて、2050年、二酸化炭素排出ゼロに取り組むことを表明する、今言われたように自治体が増えているような状況であります。令和2年2月28日現在で、全国で74の自治体が表明をしております。熊本県においても、令和元年12月4日に熊本県知事が県議会で、2050年熊本県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを表明されたところであります。このような動向に協調と整合を図るため、令和2年1月18日に開催されました環境省のシンポジウムにおきまして、菊陽町を含む連携中枢都市圏18市町村がありますが、その中で2050年度熊本連携中枢都市

圏内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを共同で取り組むことを代表で熊本大西市長がその中で発表されたところであり、今後、効率的なエネルギー利用など、二酸化炭素排出削減に向けて、県や18市町村と連携して取り組んでまいるところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君。

○6番（那須真理子君） 分かりました。

今後は温暖化が日に日に私たちの生活を脅かしてきますので、石炭火力発電はCO<sub>2</sub>が2倍排出されます。それを受け、九州電力も太陽光の発電量の予測のもとに火力発電を抑えていく方向づけをしています。他の企業も、これからどのエネルギーを選ぶかによって、お客様の評価につながっていきますので、再生エネルギーの使用量が企業アピールとして消費者の前に出てくると思われます。私たちは、そういう企業を見きわめて選ぶようにしたいものです。さっきも言いましたが、今こそみんなんでどぎゃんかせにゃんときが来たということをお共有し、町においてはスピード感を持って環境対策について動きを見せていただくことをお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 那須真理子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時29分

再開 午後2時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。今日は、長時間の傍聴、大変ありがとうございます。あと一人でございます。あと40分間ですので、しばらくお耳を拝借したいと思います。

この3月議会は、町長が施政方針を出される、そういう議会であります。通常、大体一般質問の通告が、町長が施政方針を出されたその翌日に締め切られるということで、なかなか町長の施政方針に対する質問等がこれまでできづらくておりましたが、今年は土日が挟まりましたので、少し詳しく施政方針を読むことができました。それで、実は10問ばかり予定しておったんですが、御承知のとおり、コロナウイルスの関係で4分に短縮するということですので、4問は撤回をしまして、6問だけということにしておりますが、これも果たして時間内におさまるかどうか心配しております。場合によっては、何かを省略しなくちゃいけないことがあるかもしれませんが、それはどうぞ御容赦いただきたい。

順番を少し変えたいと思いますので、皆さんが手元にお持ちの次の順序でまいりたいと思います。括弧の中の番数、5番、2番、3番、1番、4番、6番の順序で行いたいと思います。議長、よろしゅうございますか。

○議長（上田茂政君） はい。

もう一回。

○14番（甲斐榮治君） もう一回申し上げます。5、2、3、1、4、6です。よろしくお願いします。

まず、5番から入ります。

会計年度任用職員制度についてのことですが、傍聴席にいらっしゃいますが、これまで臨時職員あるいは非常勤職員が、地方自治法が変わりまして、会計年度任用職員というふうに名称も変わって、待遇も変わっております。そのことは、もう既に今議会で条例が通過をしておりますが、小さなところが分かりづらいところがありますので、今日はそのことをちょっとお聞きしたいと思います。

時間もありますので、一括してお聞きをしますので、よろしくお願いします。

1番目です。これまでよりも7,000万円、町としては負担増になるということをお聞きしておりますが、これは職員の人数が増えることによるものか、あるいは職員の個々人に対する処遇が改善するために増えるのか。1点目です。

2点目は、賞与が支給できることになって、菊陽町は賞与を支給するというふうになっておりますが、総額、年収は同じというふうなことはないのか。つまり賞与が増えれば、月額を減らすというふうなことになるれば総額調整になりますけども、そういうことはするのかしないのか。

それから、職員の勤務時間が従来どおりなのか、あるいは変わるのか。要するに、7時間45分以上がフルタイムですか。それから、7時間30分以下がパートタイムの任用職員ということになりますが、この勤務時間は今度の変更によって変わる職種があるのかどうか。

それから、非正規公務員が担ってきた仕事、保育士とかあるいは給食調理員であるとか学校事務であるとか、図書館司書であるとか学校の司書であるとか、そういったものを外部に委託するというふうなことはないのかどうか。まとめてお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

まず、1番目の町負担増が職員の人数増加によるものか、または職員個々人に対する処遇改善によるものかという質問ですけれども、次年度における会計年度任用職員の職員数は、現在の臨時、非常勤職員数とどの職種もほとんど変わりはありません。会計年度任用職員制度の導入における町負担の増については、まず給料報酬の単価を引き上げていることによる増額がございします。また、フルタイム会計年度任用職員、週当たり勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員は期末手当の支給対象となりますので、この期末手当の分も町負担増となるところでございします。

それから、2番目の賞与の支給についてで、年収の総額調整じゃないかという質問ですけれども、年収の総額が前年度と同じようになるような調整は行っておりません。会計年度任用職

員制度の導入で、効率よく業務をしていただくよう、給料、報酬単価を引き上げ、勤務時間の見直しを行っています。全ての職種において、年収は前年度より増加することになります。

続きまして、3番目の職員の勤務時間ということですが、勤務時間については職種ごとに、その業務内容を精査し、見直しを行っております。

それから、4番目の非正規公務員が担ってきた仕事を外部に委託することはないかということですが、今後、町行政を取り巻くさまざまな状況の変化により、それに対応した業務の進め方、職員のあり方も変わっていくものと思われまます。現在のところ、外部委託をする業務を具体的に検討しているものはありませんが、将来的には業務委託を検討していくことも考えられるところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今日時間の関係で、2の矢、3の矢は申し上げます。それはまたこの次にいたしたいと思います。時間が足りませんので。

お聞きをして、答えを言っていただいて、私は私の考えを述べて、それで終わっていきたく思いますので、よろしく願います。

この会計年度任用職員、条例が出たときに私も賛成いたしました。1つはフルタイムの任用職員が出てくるんじゃないかという期待もございました。ところが、それはなかった。けど、今お聞きしましたように、一歩前進、これまでよりもということはあると思いますので、それは賛成いたしましたけれども、やはり小泉改革以来、非常勤とか非正規の人数が増えることによって何が起きたか。経営は安定したかもしれませんが、社会の力はそれだけ失われたと私は考えております。やはり正規の職員がきちんとおって、そして高齢者等も支えていくという、そういう社会でないと、社会の力は弱っていくんじゃないかという考え方を私は持っております。ですから、できれば、この会計年度任用職員の今後はフルタイムが広がって行って、そういうことになれば、この社会の力も増えていくんじゃないか。そういう方向をひとつ目指していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

次は、2番と3番はいつも私は一般質問で何度も取り上げました。菊陽空港線の延伸です。それと、空港アクセス鉄道、三里木から分岐する空港アクセス鉄道の整備事業の件ですが、いずれにしてもこの2つの事業というのは、今後、50年先の菊陽町を決めるような、そういう事業であると、いつも申しておりますけれども、町もそう捉えていらっしゃると思いますが、これは非常に先に発展性を持った事業であるというふうに考えておりますので、町の考え方も一応は分かっておりますけれども、もう一度再度取り上げております。

2番目に行きます。

菊陽空港線の延伸、いずれこれは中九州横断道路につながるという構想なんです。この前の一般質問のときに、建設課長さんが、合意の方は成立いたしまして測量業務を終えたところ

でございますと答えていらっしゃいます。これは長塚団地を通らざるを得ない。合志の市道につながるためにはあそこをどうしても通らざるを得ない。その辺について、ちゃんと話し合いはできたのかという質問に対する答えでした。この合意の内容をもう少し詳しく、それから測量をされたといいますけど、測量業務の中身は何なのか。それから、ルートはまだ決まっていないのか、この辺についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、(2)菊陽空港線延伸事業についての①についてお答えします。

まず、合意の内容についてですが、菊陽空港線延伸の計画に伴い、詳細な道路の線形を決定するためには、現地での測量作業を実施する必要があります。測量を行う際、関係する土地への立ち入りが伴いますので、説明会及び戸別訪問等を行い、地権者から土地への立ち入りの同意をいただいたということであります。

また、測量業務の中身でございますけれども、基準点測量、水準点測量及び平板測量等の現地測量を行っております。

以上でございます。

それから、②についてお答えします。

ルートについてでございますけれども、来月末までには、町施行区間について概略図ができる予定であります。その後については、熊本県の予備設計業務の進捗に合わせ、関係機関と協議を重ね、令和2年度中の詳細なルートの決定に向けて進めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） これは確認ですが、それではルートはまだ未定というふうに理解していいんですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 未定でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 未定であるけれども、あその長塚団地を越えていくときには、暗渠形成ですか、で越えるというふうに理解しとってよろございますか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 長塚の団地内、こちらの方はボックスカルバート、暗渠の方で設計の方をしてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 分かりました。

それでは、3番に移ります。



空港アクセス鉄道の整備、これについて、昨年12月以降に何か変化がありましたら、それについてお知らせいただきたい。その前のことについては、もう新聞等でも十分出ておりますのでよろしく願います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

J R三里木駅と阿蘇くまもと空港を鉄道で結ぶ空港アクセス鉄道の整備については、県を事業主体として取組が進められています。現在、独立行政法人鉄道・運輸機構に委託する形で、今年度を期限に具体的なルートや事業費、需要予測などの詳細調査が進められています。

2月の県議会定例会において、知事は、県としましては、これらの調査結果を受領後、その内容を精査した上で速やかに県議会の場で御説明したいと考えていますと答弁されています。そのため、今年度いっばいの詳細調査の結果に基づき、しかるべき時期に具体的な事業計画や鉄道ルート案が県から示されるものと認識しております。

また、今年の年頭、県知事から、沿線地域をシリコンバレーのような先端産業の集積拠点にしたいとの考えが述べられ、2月の県議会においても、I o TやA Iなど、先端技術の導入や民間の知恵と資金を活用した新たな産業集積に取り組む旨、答弁されております。

町としましては、引き続き県との情報共有を図り、県の事業計画等が発表されましたら、町として必要な調査、検討を速やかに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体新聞に発表されておったとおりの話だと思いましたが、もう一つ、新聞に出ておったことで、県議会の鎌田議員の質問がございます。宮城県の仙台空港アクセス鉄道、これ私も見に行きましたけども、開業後、12年間で累積赤字が74億円まで膨らんだ。4,000人超の宅地開発や大型商業施設の開業など、沿線での大変な取組の末によろやく18年度は単年度で黒字になったと。熊本県の計画はどうなのか大変不安だという、こういう質問をしてらっしゃいます。県知事は、いやこれはもう2051年度には622万人にまで乗客が増えるんだという答え方をされておられますが、仙台空港周辺を見た場合でも、線路が通っただけではなくて、その線路沿いにいろんな事業が展開されていって、総体として黒字化を生むというふうな、そういう構造が見えておったと思います。その辺については、町はどうお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（矢野博則君） お答えいたします。

甲斐議員の方から言われてましたとおり、県議会でのやりとりがそういうような中身であったと思います。町といたしましては、そういった動き、議論については注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 県の発表がない限りは、軽々なことは言えないということだと思いますが、先ほどから申しておりますように、三里木駅からの分岐、そして県の運動公園を通して空港につながる鉄道路線、これは、この事業というのは、点から線、面というふうに広がっていくようなものじゃないかと私は思っております。単に、菊陽町という点だけじゃなくて、菊陽町の周辺地域、熊本市まで含めて、それから県知事の言葉をかりれば、九州全体とも関連してくるし、場合によっては東アジアともつながっていくような、そういう事業になるというふうなことであるようです。ですから、具体的な動きはできないとしても、町としてはやっぱり十分分かってらっしゃると思いますが、その辺も踏まえて、沿線の事業等についてはどうぞお考えおきいただきたいというふうに思います。これ要望です。

では、それはもういつも質問をしておりますので、そのぐらいで次に移ります。

次、1番目です。都市計画マスタープランの策定に関して、アンケートが回されました。町長も都市計画マスタープランの策定に当たっては、地域住民や関係団体などの御意見を伺いながら、バランスある土地利用を進めるというふうに施政方針の中でおっしゃっております。計画を進めるときに、昭和55年の提言のときにもアンケートがとられておったと思います。それで、アンケートを基本にしていろいろ策を練り上げていったという、そういう形跡がありますが、このアンケートをどのように活用されるのか。本事業が委託事業であるのか、あるいは町の職員がプロパーで取り組む事業であるのか、その辺をお答えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井芹 渡君） 1番のこのアンケートをどのように活用するのかについて、まずお答えいたします。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、産業、社会構造の変化や住民の価値観の多様化などに対応した快適なまちづくりを進めるために、将来におけるまちづくりの理念や都市計画の目標などを定めるものです。また、計画の策定に当たっては、都市計画法第18条の2第2項の規定により、市町村は基本方針を定めようとするときは、あらかじめ公聴会の開催など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするとしており、本町では、住民アンケート調査、住民説明会、パブリックコメント、第三者機関による策定委員会の設置など、できる限り地域住民や関係団体等の意見を拝聴しながら進めてまいりたいと考えております。

さて、御質問の住民アンケート調査については、町内18歳以上の方を対象に、校区別の無作為抽出方式によりまして、昨年12月26日に4,000名の方に配付し、1月24日までの間に1,238名、回収率31.1%の回答が得られたところです。また、今回実施した住民アンケート調査は、住環境の整備や道路の整備など、これまでにまちづくりが果たしてきた都市計画に対する評価と望まれる町の将来像や今後の土地利用などのこれからのまちづくりに必要な都市計画の役割について伺っており、これらの回答結果を踏まえ、先ほど申し上げました将来における

まちづくりの理念や都市計画の目標、土地利用方針などを示した全体構想、地域の課題や特性に応じて誘導すべき建築物、整備すべき施設などを示した地域別構想の策定に生かしたいと考えております。

②本事業は委託事業であるかについてお答えいたします。

都市計画マスタープランを策定するために必要な町の現況把握や住民アンケート調査の集計、分析などの一部の業務について委託しているところですが、全体構想や地域別構想などの策定につきましては、町が主体となって策定委員会にお諮りしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 大体分かりましたが、アンケートの目的は、聞かなくても、これは都市計画づくりに活用するという事は分かっておりますけれども、なぜ聞いたかといいますと、私もアンケートを見まして、昭和55年のアンケートとちょっと比べてみました。少し現状肯定的なおいが強いと。どの項目も、よい、ややよいという、そういう答えをしたものについてのみ、次の設問がされております。悪いとかやや悪いとかということについては何も聞かれてない。だから、これちょっとその辺は、今後されるときに、それで悪いとは言いませんけれども、少し現状肯定的なところが強過ぎるなという感想を持ちました。それが1点です。

それから、委託事業については、今、一部委託というふうにお聞きしましたので、多少安心をしております。業者は、具体的なことについては、総合力はあると思います。どういうふうに体系的にまとめるかとか、しかし具体的な地域の実情については、これはもう役場の職員さんの方がよっぽど知っている。だから、その辺はうまく両者の特徴を生かしながらやっていただきたいと思います。

内容が次に入りますので、4番のまちづくりへの住民参画、実はこれを聞きたいんです。住民参画に対する基本的な考え方、これをお聞きしたい。

町長の施政方針には、住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例に基づき、住み続けたい町、住みたい町、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、情報の公開と共有を積極的に図りながら、引き続き町民参画協働の推進に努める。立派な文章だと思います。ただ、これはもう施政方針だからやむを得ませんけれども、少し漠然として、どういうところに立って書いてらっしゃるのかなということをお聞きしたいので、お聞きしたいのは、まちづくりの計画の作成で何が一番大切と考えてらっしゃるのか。それから、まちづくり計画の実践上、一番大切にしなければならないものは何か。それについての町の基本的な姿勢、考え方、先ほど課長さんからは、住民の意見を十分聞くというふうな話が出てきましたけれども、具体的にその辺をどうされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

本町では、平成24年12月に、菊陽町町民参画・協働推進条例を制定し、町民参画と協働を推進しております。この条例の前文の中で、菊陽町が活気にあふれ、安全・安心を実感できる住みよい理想の町をつくるためには、町民と町が日々深いつながりを持ち、情報を共有することで信頼関係を築き、互いに協力し、知恵を出し合う参画と協働のまちづくりを実現することが強く求められますとしており、ここに町民参画と協働の理念が示されていると思っております。

また、この条例では、町民参画の定義を、町の施策の立案、意思決定、評価等の過程において広く町民の意見を反映させることを目的として、町民が町政に主体的に参加し、かかわることをいうとしております。さらに、町の基本構想、基本計画、その他施策の基本的な事項を定める計画案等の策定または変更を、町民参画の対象としており、あわせて町民参画手続として、パブリックコメント、意見交換会、附属機関の設置などを掲げております。

お尋ねのまちづくり計画の作成の中で最も大切なことは何かということですが、これまでもまちづくりの基本となる基本構想、基本計画の策定においては、附属機関の設置、町民アンケート、住民説明会、パブリックコメントなど、多くの町民参画手続を行っており、このように幾つもの町民参画手続を実施し、そしてより多くの町民の意見をお聞きすることが非常に大切なことだと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 日本の民主主義の中で、住民の意見を十分に取り入れていくということは非常に大事なことだというふうに思います。しかし、ちょっと怒らんで聞いていただきたいんですが、これまでの、これは菊陽町だけじゃないです。日本の自治体は、大体こういう方策をとってるというふうに思いますが、今の住民説明会、パブリックコメント、意見交換会、菊陽町だけじゃないですよ。どこでもこういうのをやっています。ところが、これ私も、例えば総合計画の審議会ですか、そういうのに参加させてもらったことがあります。そういった経験を通して見ますと、どうも本当にこれが住民の意見を吸い上げることになってるのかなという疑問を常に持っています。パブリックコメントにしても、これは住民の側にも問題がありますが、余りたくさん書かれないですね。集まっても、10以内ぐらいの意見しか集まらないとか、そういう実態。それから、住民の説明会も、大体来られるメンバーは固定していて、声の大きな人とかそういった方、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、集まって、果たしてこれで本当に住民の意見が反映されるのかなという疑問を持ちます。

それからもう一点は、例えば審議会とかというのがあって、しかるべき人たちが入りますけれども、審議会にかかってくる計画なり、そういったものは、もう町で、事務局サイドでつくられてきて、それが出てきます。出てきたときに、もう計画案もばっちり大体骨格が決まっていて、訂正のしようもないし、意見を言っても同じだみたいな、そういうところがどうもあるんじゃないかというふうに思います。住民の意見をどうすればもっと本当に町の施策の中に取り

り入れていけるのかというのは、私もまだ分かりませんが、ただちょっと今の形では、なかなか意見を集約しがたいというところがあるんじゃないかというふうに思います。

それから、庁舎の中に、一番最初当初から住民の意見を聞くとまとめようがない、ばらけてしまう、そういうところがあるので、なかなか最初から意見を住民の方から聞くというのは難しいという意見もあるようなんです。住民が参画していく、町政に、そして住民のためのまちづくりが進んでいくというためには、そのことに対してもう少し工夫が要るんじゃないかということを、一方的ですけど、申し上げておきたい。私がそういうのを知っているというわけではありません。もう少し町民の意見がちゃんと反映されていくような施策とか方法論とかシステムとか、そういったのがあるんじゃないか。そういうことを指摘するに今日は止めておきたい。いずれまた、議論をしたいというふうに思います。

それで、あと7分ありますが、これは町長からお話を聞きたいと思いますが、6番目に行きます。

施政方針などの説明のあり方です。これは、今まででは、大体開会の当日に配られるという状態です。一回お聞きしたことがあります。情勢というのはしょっちゅう変わるので、開会の当日まで施政方針が固まらないときもある。だから、どうしても慎重を期して開会当日に出すんだということを聞いたことがあります。訂正は後からしても結構だというふうに私は思います。もう少し早くいただけないものか。もう少し早く町長の施政方針をつかんで、そしてそれを議会の議論に生かせないものか。このことがまず1点です。

それからもう一点は、町長は施政方針をずっと最初から最後まで読まれます。端的に言うと読まれます。それは、物事の正確を期するためには、読んで間違いがないようにするという、そういう配慮だとは思いますが、理解する側からすると、ずっと並べられたそのことの何が一番大事なんですか。どれが一番優先事項なんですか。今年の菊陽町は何をするんですかと、そういうことを聞きたいという思いがあります。そういうふうな総花的な説明ではなくて、優先順位をつけた重点項目をちゃんと明確にした、そういう説明ができないか。そのためには、前もって施政方針を渡しておいていただければ、もう毎年やっていることあたりは、読んで確かめとけばそれで十分なんです。あと何を大事にするのかというところを理解しないと。そういうふうな説明にできないかどうか。

それに関連して、予算の参考資料です。予算書を見るのも大変です。我々素人が予算書を見ても、なかなか一遍には分かりません。町の方からは、概要説明ということで、大分見やすくはしていただいておりますけれども、予算の見やすい資料等もう少し早く配れないか。このことについて、町長にお聞きしたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 施政方針というものは、私が新年度における町政運営に対する基本的な考え方や主な施策、予算等について述べるものであります。施政方針には、国で審議されている予算案の状況や社会経済状況などの最新情報を反映させる必要があるために、議会開会のぎり

ぎりまで、そういうものを待って作成している状況であります。このため、配付は開会直前となっているものであります。

それから、施政方針というものは、新年度における町政運営に対する基本的な考え方や主な施策、予算等について述べるものであります。重要な施策は、施策が多岐にわたることから、総合計画の基本構想の体系に沿って説明をしているものであります。

それから、直前にとわれ、できないかということでもあります。一般会計の当初予算で申し上げますと、議員に配付する資料としましては、一般会計予算書以外に、一般会計予算の概要説明資料と一般会計予算参考資料があります。概要説明資料は、各課ごとの目、節、細節区分によって予算額とその説明している資料で、議会から依頼があり、平成14年度から配付している資料であります。御質問の参考資料は、款項目ごとや性質別内訳の前年度予算との比較、詳細を活用する事業の財源内訳などを記載している資料であります。内容につきましては、分かりやすい資料とするために、グラフを追加するなど、充実を図ってきたところであります。御承知のとおり、2月という時期は、当初予算や補正予算の取りまとめ、予算書の作成、参考資料や概要説明資料等の作成、それから当初予算の説明、準備など、予算に関するさまざまな事務がありまして、非常にそれぞれの担当の方も、何とかこの参考資料とそれから概要説明資料を開会日に提出できるよう努力しながら出している状況でありますので、御理解していただきたいと思っております。

それから、基本構想の中で掲げておりますそれぞれの部門ごとの事業につきましては、どれも大変重要な、どの分野のものも重要でありまして、それに基づいて、組織をつくって、それぞれの担当が持つておる事業でありますので、その中から取り上げて、説明をしているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。できるだけ早くするところは心がけておりますけれども、どうしてもいろんな最終的な国の動き等も見なければならぬところがありますし、予算要求で膨大な予算超過をする中で、歳入歳出調整をもって編成するという作業にも相当時間をかけておりますので、現在のような状況になっておることも理解していただきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 以上で終わります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時19分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

令和2年3月10日（火）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

### 文 教 厚 生 常 任 委 員 会

令和2年3月11日（水）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

令和2年3月13日（金）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和2年第1回菊陽町議会3月定例会)

令和2年3月13日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第1号 専決処分事項の指定について

日程第3 発議第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書  
(案)

日程第4 議員派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第35号 財産の取得について

日程第2 副議長辞職の件

2. 出席議員は次のとおりである。

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1番 廣 瀬 英 二 君  | 2番 矢 野 厚 子 君    |
| 3番 大久保 輝 君    | 4番 阪 本 俊 浩 君    |
| 5番 西 本 友 春 君  | 6番 那 須 眞 理 子 君  |
| 7番 佐々木 理美子 君  | 8番 中 岡 敏 博 君    |
| 9番 布 田 悟 君    | 10番 福 島 知 雄 君   |
| 11番 坂 本 秀 則 君 | 12番 渡 邊 裕 之 君   |
| 13番 佐 藤 竜 巳 君 | 14番 甲 斐 榮 治 君   |
| 15番 岩 下 和 高 君 | 16番 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 北 山 正 樹 君 | 18番 上 田 茂 政 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 吉 永 公 紀 君

総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君

福 祉 生 活 部 長 阪 本 章 三 君

健 康 保 険 部 長 服 部 誠 也 君

経 済 部 長 士 野 公 典 君

土木部長 小野秀幸君  
総務課長 板楠健次君  
健康・保険課長 東桂一郎君  
経済部次長兼  
商工振興課長 川上一弘君  
総務課総務法制係長 小泉秀和君

会計管理者兼  
会計課長兼  
総務部次長兼  
財政課長  
介護保険課長  
下水道課長  
酒井章彦君  
西本一浩君  
宮川照之君  
丸山直樹君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（上田茂政君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託されました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会の順とします。

なお、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算については、各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、総務常任委員長西本友春君。

○総務常任委員長（西本友春君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算のうち、総務常任委員会に属する事項について、議案第27号令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算についての以上2議案です。

3月10日に、各担当課から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議を行いました。

議員各位には、要点筆記した資料が配付されておりますので、主なものを報告いたします。

東部町民センターでは、昭和56年に開始した水冷式空調の改修設計業務委託料が新たに計上されている以外に大きなものはありませんが、新型コロナウイルスの影響として、町全体の施設としても各種講座の開講時期や使用料の見込み額の変更等の課題があるとのことでした。

人権教育啓発課においては、新しく建て直した馬場と入道水の教育集会所の清掃業務と入道水の除草作業が新たな委託料として計上されています。

また、団体助成金における研修に参加する人員が少ないのと同人物が多い傾向には、高齢化も進んできているが、団体の活動を広げるためにも多くの人に参加してもらえるようにしていきたいとのことでした。

会計課においては、4月から窓口収納手数料が10円から30円、また4月から開始されるコンビニ収納の手数料は1件当たり71円となっております。

財政課においては、昨年の消費税10%への引き上げに伴い、交付税の資源化で地方法人税や法人住民税等の配分比率の変更や法人事業税交付金の歳入などで歳入項目が変更になっているが、全体の升に余り変わることはないが、税収は毎年伸びており、令和元年度普通交付税は800万円台であった。令和2年度も少なくなる見込みとの考えであった。

役場本庁舎内部改修工事基本設計業務は、建築から40年以上たっているが、平成22年度の耐

震改修で熊本地震でも建て直すほどの被害もなかったので、大規模改修を行い、長く維持していくために3階議場へのエレベーター整備も含め、内部改修基本設計を行うもので、令和3年度から使用する（仮称）防災センターの3階に本庁舎からの移転、本庁舎のあいた部分から順次改修を行う計画となっております。

なお、（仮称）防災センターと役場本庁の改修は、令和5年から6年度までかかると考えているとのことでした。

議会事務局は、特段ありませんが、着座での採決ボタンは利用は可能だが、現在のモニターは採決の数を表示しているが、賛否の議員名表示は可能だが、傍聴者等からは小さ過ぎて確認ができないために起立での採決となっているとのこと。解消するためには、大型モニターを複数設置する必要があるために、多額の費用がかかるために議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

総合政策課の各種構想策定業務委託料は、空港へのアクセス改善等の委託料となっております。

巡回バス及び乗り合いタクシーでの新型コロナウイルス対策では、各運行事業者に対し運行前の除菌、運転手のマスク着用、定期的な換気、走行完了後の再除菌や乗務前の検温等を依頼しており、できる限りの対応をとっていただいているとのこと。

国民健康保険がマイナンバーに組み込まれる制度とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用可能にするもので、国民健康保険では世帯単位で被保険者番号が割り振られていますが、被保険者番号を個人単位に割り振るシステム改修が予定されております。

また、町としての情報漏えい防止対策としては、町で保有するパソコンやサーバー等を廃棄する際には、廃棄業者から物理廃棄やデータを消去したことの証明書を受領することにしており、適切に処分が行われたことを確認しているとのことでした。

税務課については、滞納整理指導委託料の指導員は60歳代の国税庁OBの方1名で、今年度は3年目で業務は職員の滞納整理実施の際の疑問点や困難事例等の相談や研修等の実施で、直接徴収業務をするわけではないが、昨年度末に600万円程度の大口の納付につながったとのこと。

また、LGWAN登記情報管理システムとは、法務局からの登記通知が紙媒体で通知があったものをLGWAN経由でオンライン提供できるシステムで、その環境を整えるための導入費用とのこと。

総務課については、男女共同参画は通年どおり、選挙管理委員会は令和2年度は選挙の予定がないために委員会費、選挙啓発費のみの計上となっております。

三里木町民センターでは、現在、空調設備がない軽運動室に新たに空調設備を整備する改修工事費で、また今年度修繕したテニスコートは1面で、残りの1面については予定はないとのこと。

施設の予約では、利用日の3日以内はキャンセル料が発生するが、それ以前はキャンセル料

は発生しないが、新たな施設予約者は少ないために施設のあきとなります。光の森町民センターも含めて課題があり、今後の対策検討が必要と、私は考えております。

現在、所有する行政バスは、年数が経過し、故障も多くなり、維持管理に要する費用も増えてきたために平成30年度の行政バス使用実績をもとにバス運転手込みでの運行管理を令和2年度から委託するもので、町所有の行政バスは売却も含め、処分を検討していくとのことです。

文書配布事務委託料は、委託先による配布は4月からですが、事前の準備が必要になるため、委託契約は今年度中に行います。契約を締結するためには、予算の裏づけが必要であるため、先の12月議会で債務負担行為を計上し、予算上の根拠としたもので、ポスティングの回数は現状どおり月2回を予定しているとのことです。

現在、町の正規職員は全ての職種を合わせて235人、会計年度任用職員は全体で252人から253人程度を予定しており、今までの臨時非常勤職員は全て会計年度職員になるとのことです。会計年度任用職員制度は、パートかフルタイムのどちらかになりますが、もともとパートタイムの勤務条件で募集をしており、フルタイムの人はふれあいの森研修センター、西部町民センター、南部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンターのセンター長になるとのことです。

大津地区防犯協会が実施しています防犯カメラ設置の補助事業の負担金として、50万円掛ける10基分の500万円を計上していますが、申請は自治区だけでなく民間事業者や学校もできます。大津地区防犯協会が補助を決定しますが、補助金分を町が協会に負担金として支払います。今年、この補助を受けて7基設置されました。

なお、設置したカメラは申請した自治区等が管理することとなっております。

消防団員について、60名程度が定員より少なく、消防団員の確保についてはなかなか厳しい状況ではあるが、消防団は地域の防災力の要であり、今後、消防団のOBによる機能別消防団員などの検討とあわせて公務員の消防団加入促進や民間事業者、学生団員などについても、今後、検討を進めていきたい。さらに、消防団がない地区に対する啓発も行っていきたいとの考えでした。

現在、地区公民館の耐震診断を行っているが、町が所有する地区公民館の耐震診断を行う場合は、町が契約を行う委託となり、一方地区が所有する地区公民館の耐震診断を行う場合は、地区が契約を行い、これに対し補助を支出しております。令和2年度に耐震診断を行うのは、平成5年から26年に建設された公民館であり、建築基準法の新基準に沿って建てられたものなので、そう悪い結果は出ないと思われるとのことです。令和3年度に予定している公民館は、平成27年以降に建てられたものを対象としており、5件ほどを予定しており、それをもって耐震診断は終了する予定です。

杉並木公園には、刈った芝をしばらく置いておく場所があるため、シルバー人材に委託しているが、光の森防災広場にはそのような場所がないために、刈った後すぐ処分をする必要があるため、業者委託を予定しているとのことです。

土地取得特別会計について報告をいたします。

土地整備の予算は、武蔵ヶ丘中学校グラウンド拡張のための一時的なテニスコートであり、拡張も終わった現時点では、テニスコートとして使われておらず、雑草も多くなっているために整地し、更地にするためのものです。

以上が審議の主な経過です。

なお、付託されました2議案につきまして採決を行いました。

結果、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計のうち、総務常任委員会に属する事項については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁をさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第27号令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号令和2年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員長福島知雄君。

○産業建設常任委員長（福島知雄君） 皆さんおはようございます。産業建設常任委員長の福島知雄でございます。

産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に属する事項について、議案第28号令和2年度菊陽町工業団地

造成事業特別会計について、議案第32号令和2年度菊陽町下水道事業会計についての以上3議案でございます。

去る3月10日に、各担当課長等から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議いたしました。

各議員には、要点筆記した資料を配付しておりますので、主なものだけを報告いたします。

まず初めに、農業委員会の審議報告をいたします。

鍋島局長より、令和2年度一般会計当初予算概要説明がありました。丁寧な説明によりまして、特に質疑はありませんでした。

続きまして、農政課の審議報告をいたします。

次世代人材投資事業の交付は何名かという質疑に、令和2年度は継続が7人、うち夫婦型が1組である。継続の人数としては8人である。また、継続者の交付に加え、新規事業者5人分の予算を計上している。交付金額は1人当たり年間150万円、夫婦型は年間225万円であるということでした。

南方井手改修事業は4,000万円であるが、3年間の事業費は1億円と聞いている。予算は確保されているのかと質疑に、県への事業申請は3年間事業費1億円で申請しているということでした。

南井手不動産鑑定業務は、用地買収があるのかということに対しまして、現況の水路が民地内を流れており、用地買収が必要であるということでした。

特産品製造・販売促進費補助金の概要の質疑には、特産品を製造している事業所が5団体あり、25万円を上限として125万円の補助をしているということです。

次は、商工振興課の審議報告をいたします。

まず、令和2年度菊陽町一般会計予算についてでございます。

海外展開支援事業補助金の内容という質疑に、海外販路は想定どおり進んでいない。現在は、国内の販路開拓・拡大が中心となっている。今後の検討課題であるということです。

商店街活性化補助金の夢街光の森会と三里木商工繁栄会の支出の割合はということに、予算は100万円でそれぞれ50万円ずつ補助しているということでした。

まち遊び事業については、事業者の負担が大きいと聞いているが、補助金を下げることは問題ではないのかということに、商工会と協議しながら出展者に無理がないように進めていくということです。

今後、進める（仮称）第二原水工業団地への申し込みはあっているのかと質疑に、申し込みを受ける段階ではない。分譲時期等に関する問い合わせは数件あっているということでした。

続きまして、都市計画の審議報告をいたします。

危険ブロック塀補助申請ほどの程度かということに、平成30年度事業開始から27件の申請があった。金額は約380万円程度である。周知を行っている中で、全戸回覧が最も効果があったということです。



区画整理事業に伴う不服申し立ての訴訟の内容はという質問に、仮換地指定に対して行政不服審査請求が行われ、審議の結果、棄却されたが、その後取り消し訴訟が提出されたものであるということでした。

続きまして、建設課の審議報告をいたします。

緑化業務委託料は309万4,000円はどこの作業かという質問に、未来大橋下の公園除草は下津久礼地区、空港大橋両端部の除草は上中代区及び菊陽学園に依頼している。白川沿川部については、下津久礼区、出分区、上中代区、堀川沿川部は鉄砲小路区に依頼しているということでした。

地区住民の高齢化が進んでおり、除草作業は大変であるという声が上がっている。県と協議はしているのかという質疑に、高齢化により今後継続していくのは厳しい状況と伝えてある。見直しを含め、県と協議をしていくという答弁でございました。

続きまして、下水道課の審議報告をいたします。

公共下水道の汚水処理は、北部浄化センターで処理しているが、費用の科目はという質疑に、管渠費の中から維持管理負担金として支出しているということでした。下水道事業が開始して数十年経過しており、今後は老朽管対策が必要となってくる。どのように捉えているかということに、ストックマネジメント計画に基づき、更生・長寿命化の工事を行っている。下水道処理エリアを30区画に分け、30年かけて点検・調査を行いながら、老朽化・腐食が進んでいる区画については1区画ずつ対応することにより、事業費が平準化するよう考えているということでした。

老朽管の長寿命化として、管内部を被膜する必要があると思うが、部分的にできないところはあるのかという質問に、マンホールと管の継ぎ手部分、構造上段差が発生する部分、管のたるみが発生している箇所についてはできないので、布設がえが必要となってくるということでした。

続きまして、環境生活課の審議報告をいたします。

指定ごみ袋の作製業務委託料について、新型コロナウイルス対策で国産品になれば割高になると思うがという質疑に、予算編成の日程上、反映していないということでした。

以上が審議の主な経過です。

なお、付託された3議案につきまして採決を行いました結果、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に属する事項については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号令和2年度菊陽町下水道事業会計については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで産業建設常任委員会に付託された案件につきましての審議の経過と結果の報告を終わ

ります。

なお、質疑につきましては自席から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

初めに、議案第28号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算についてを質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号令和2年度菊陽町工業団地造成事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和2年度菊陽町下水道事業会計予算についてを質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号令和2年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生常任委員長佐々木理美子君。

○文教厚生常任委員長（佐々木理美子君） 文教厚生常任委員会に付託されました案件の審議の経

過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第29号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第30号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第31号令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算について、請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書、以上5議案が付託されました。

3月10日、11日の2日間にわたり、各担当課の課長などから詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

議員の皆様には、要点筆記した資料が配付されております。

主なものだけ報告させていただきます。

文教厚生常任委員会では、新規の事業、予算が著しく変動があった事業、本年度から始まる会計年度任用職員について各課の説明を求めました。そして、今回新型コロナウイルスの発生・流行・拡散防止のため、教育委員会、子育て支援課などの取組にも説明していただき、情報の共有をしました。

それでは、図書館からです。

図書館では、本年度から少女漫画整理補助員を採用し、少女漫画の整理業務をしていただいています。

学務課では、電子黒板活用支援業務委託料として543万9,000円計上してあります。これは、全小・中学校に設置した電子黒板を活用するために専門員を1人配置しております。

児童・生徒が給食時に飲む牛乳パックを今までは廃棄処分をしておりましたが、菊陽町独自の施行で牛乳パック洗浄、乾燥を障がい者施設に委託し、乾燥処分をお願いし、各学校から施設までの運搬をシルバー人材センターに委託しております。委託料は、施設には130万円、運搬されるシルバー人材センターには138万3,000円です。

中学校の英語検定受験料の補助金では、昨年度までは全額町の一般会計から出しておりましたが、本年度は中学校英語チャレンジ事業補助金として、これは県からのものですが63万円の歳入になっております。

施設整備課では、緊急対応として小学校のトイレ、運動場のバックネット、防火扉など7件509万9,000円、中学校では体育館分電器、防火シャッター、鍵取替えなどに463万7,000円の予算が上げられています。

施設係としては、総合体育館がありますが、質疑が要点筆記してありますので、後ほど見ていただければと思っております。

子育て支援課では、先日、子育て支援センターの案として3つの案が示されましたが、基本設計委託553万3,000円が計上されています。保育士の業務負担減のため、ICT化推進など事業補助金は、私立保育園に250万円、町立保育園に386万1,000円計上されています。放課後児

童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成補助金1,177万6,000円、放課後児童支援員処遇改善事業補助金2,085万円が計上されています。予算を前年度より2,000万円増やし、これにより支援員の時給、期末手当支給を上げることができるとのことでした。

生涯学習課です。本年度は、屋久島町子ども交流事業は、菊陽町の子どもたちが屋久島に訪問する予定です。45万円です。成人式では、本年度は431人の若者が成人式を迎える予定です。記念品、アルバム代として75万9,000円です。中央公民館、ふれあいの森研修センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、南部町民センターは、昨年同様の事業予算で、町民の生涯学習のよりどころとして進められています。

町民課です。コンビニ交付が始まりましたが、2月より始まっておりますが、ただいままで56件あります。マイナンバーカード取得者は、昨年は11%でしたが、今現在13%になっています。970人の増です。

福祉課です。新規は、熊本都市圏協議会負担金があります。資料の中に内容がありますので、後ほど見ていただければと思っております。

介護保険です。介護保険の財源更正と規模について説明があり、財政交付金については菊陽町は減ですが、5%のところは2.9%になっております。第1号、第2号保険者の納付が50%あり、財政上は健全であると感じられました。

健康・保険課です。昨年10月から一般不妊治療費補助金が始まりました。現在まで6組の申請があり、60組を本年度は計上されています。

後藤町長の施政方針の中で、基本施策の2つ目に、地域福祉の充実が挙げられています。民生費にも絡む部分がかかなり多いと考えられます。それに、文教関連の教育費も含めた今後の課題について考えてみました。現在、菊陽町の人口は、今年の2月末現在で4万2,324人ということです。人口統計を調べさせていただきましたが、保育所、学校関係の15歳以下の生徒や子どもたちが約18%の7,672人、65歳以上の方々がか約20%の8,687人となっております。さらに、60から64歳の方々も2,168名おられて、数年後には65歳以上の方々がか1万人を超えるのは確実な状況であり、今からの将来を見据え、総合的な対策を考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、請願第1号にしましては、菊陽町私立保育園理事長園長会会長塚本美津代様から、私立保育園への各種補助制度創設の請願書でした。紹介議員である岩下議員から説明をいただきましたが、請願者の意見も聞くべきではないかとの委員会の皆様の御意見がありました。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました5議案につきまして、採決を行いました。結果、議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成により原案の

とおり可決すべきと決定しました。

議案第30号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書については、全員賛成により継続審査となりました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果の報告をいたします。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（上田茂政君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告は終わりましたので、これから議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算について、以下の理由で反対をします。

反対の第1の理由は、町政を支えていく職員の問題です。

地方公務員法の改正で、令和2年度から臨時非常勤職員制度が会計年度任用職員制度に移行します。しかし、この移行しましても、今、町の正職員が235名、会計年度任用職員が二百五十二から三名程度なんですけれども、公立保育園の保育士さんが以前より減っているというふうに思いますが、それでも町の正職員よりも会計年度任用職員の方が数が多いということで、やはり庁舎内の窓口の対応なり、いろんな問題で正職員の割合をもっと高める必要があると考えます。財政上の問題もありますが、やはり防災の観点からも高める必要があるというふうに考えます。

2つ目は、防災についてです。

防災・減災のための整備を重点的に行う予算になっています。防災公園、防災センター、体育館も防災機能を高めると、その整備に行政として努力をされているということは理解しています。しかし、菊陽町で経験した災害の中で、地震はありますけれども、そのほかに北部豪雨があります。私は、防災の視点からも、毎回議会の中でも何回か、数回取り上げてきましたが、立野ダムによらない白川の河川整備や改修、こういうところに防災の視点でもっともっと

力を入れていくことが必要だと考えています。

第3に、同和団体助成金などの削減が見られない問題です。

これは、委員会でも質問しましたが、両方の団体とももう利用されている方はマックスで恐らく延べではないんですけれども、10名程度の方しか利用されていないという問題がありますので、ここは行政はしっかりと改善を進めていただきたいというふうに思っています。

第4は、子育て支援の充実についてです。

放課後児童健全育成事業について、3月議会の一般質問でも行いましたけれども、菊陽町は今まで行政の努力もありまして、非常に子どもの数が急増しています。光の森やまた最近では北小校区の光団地周辺やいろいろ皆さんも御存じのように急増していますが、この子どもの数の急増に事業の支援員の確保が十分できていません。もちろん施政方針では、確保の方針には大賛成なんですけれども、この待遇改善については抜本的な対策をしないと確保できないのではないかと懸念しています。学童支援員の待遇改善の強化、支援員の確保を抜本的に強めていただきたいというふうに思っています。

そのほかに、マイナンバー関連の予算について、各所に出ていますけれども、今、文教厚生常任委員長の報告にもありましたとおり、今、町のマイナンバーは約13%の交付しかできていません。これは、全国でも同じぐらいの数です。やはり私はマイナンバーがなぜ広がらないかといいますと、やはりこれはいろんな情報を監視される、そしてまた個人情報の漏えいなど、全国でも廃棄した後の、廃棄する業者の漏えい問題などがありまして、非常に問題だというふうに感じています。これは、2016年から今4年がたっていますけれども、この予算について、また国民健康保険証なども利用できるような状況になりますけれども、ますます私たちの情報が一括管理されるということで懸念を持っています。全体的には、税収の伸びに伴い、交付税の減収で財政運営が非常に難しいということは理解しています。その中でも、菊陽中学校の体育館の空調整備計画、モデル校として始められ、また教育現場でのICTの活用など、新たな対応について、その等についても評価はしています。ただ、次の年度はやはり現在コロナウイルスの問題で経済、私たちの日常生活、暮らしにも多方面にわたって影響が出てくるのではないかと、そういうときに子育ての問題、学童保育の問題を1つ挙げましたけれども、やはり暮らしを支えていくというところでもっと財政運営をしていただきたいということを要望します。

反対の理由は、最初に挙げた各いろいろな問題についてまだまだ改善が見られないということで反対をします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

阪本俊浩君。

○4番（阪本俊浩君） 議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、小学校関係では、学校教育の充実を図るためにパソコン教育機器借り上げ料として

7,156万4,000円、また教科書改訂に伴う予算も計上されております。

中学校では、最も大きな予算としては、モデル校と位置づけた菊陽中学校の防災機能も備えた体育館空調整備工事には1億3,336万4,000円が計上されております。近年は、命にかかわるような猛暑が続いております。この計画は、生徒たちの健康を考えた猛暑対策として十分に評価できる部分でございます。お金はかかりますが、ほかの7つの小・中学校にも将来的には取り入れていくべきだと思います。

先ほど、西本委員長からも報告がございましたが、三里木町民センターも5,680万4,000円の工事請負費で空調設備改修工事が予定されており、これも防災面から避難所機能も視野に入れた改修であり、評価できます。

民生費では、高齢者福祉費や障害者福祉費などの社会福祉費には25億5,916万3,000円と、昨年を3.4%上回る分厚い予算配分となっております。また、同じ民生費の児童福祉費では、学童保育関連などに3億5,479万8,000円、約7,000人に対して児童手当9億1,360万円が計上されております。保育園費は23億2,814万2,000円で、そのうち私立保育所保育料委託料は14億319万4,000円となっております。私立保育所保育料委託料の約4分の3は、国、県からの支出金で賄われており、民営化が生かされた結果だと思います。これらの民生費に先ほど申しました小・中学校費などの教育費20億4,375万円を合わせれば、全予算額の半分以上の51.2%にもなりますが、この2つの予算は最も重要な予算であると、私なりには認識しているところでございます。

また、先ほど佐々木委員長より報告がございましたが、この文教厚生関連には、人口調査、人口体系をも考え、将来を見据えた政策の充実を同じ党派の一員としてよろしく願いたいと思います。

大きな事業としては、町長の公約でありました総合体育館建設には、歳出で公園整備費2億9,100万円、用地買収費に1億7,042万6,000円を予算づけし、本格的に体育館建設が動き出しております。

もう一つの今年度の大きな事業であります（仮称）防災センター施設整備工事については、2018年6月議会で質問しておりますので、入念に調べさせてもらいました。そのときの財源の質問に対し、国庫補助金が50%であるが、防災に関連しない部分については、補助金の対象外という答弁でございました。11億4,830万円の工事請負費に対し、1億7,450万円の国庫補助金の歳入では、いかにも少ないように感じましたので、お聞きしました。説明では、3階部分がほとんど執務室になるそうで、補助金の対象とはならず、防災関連の補助金の対象となるのは工事費のうち3億4,900万円であるということでした。財源については、国庫補助金と有利な起債であります緊急防災・減災事業費債1億1,020万円を含めた7億6,380万円の起債、基金繰入金2億円など、合計で工事費11億4,830万円を賄うという説明でございました。私も当時の質問の際、手狭な役場の状況を考えれば、多目的用途に使用できるようなスペースをつくる必要があるのではないかという質問もしておりますので、納得したところでございます。

もう一つ防災関連では、消防費の菊池広域連合負担金が昨年度よりも約6,000万円も増加し、4億4,938万円計上されております。尋ねましたところ、泉ヶ丘消防署の移転改築のための負担金や救助工作車購入費などが入れ込んであり、約6,000万円の増加につながっているという説明でございました。

道路整備に関しましては、国道443号線の4車線化へ向け着々と準備が進んでいます。それと、同じ会派の廣瀬英二議員、佐々木理美子議員が、昨年9月の一般質問でたどりました案件についてチェックさせていただきました。

鉄砲小路踏切、原水踏切改良工事の測量設計委託料1,850万円が計上されており、子どもたちの通学路安全にも配慮した改良工事が着実に前進しているように感じました。

農政については、昨年の6月議会で質問しました新町井手につきましては、既に改修に着手されている箇所もあります。新町井手ワカサラエ堰の改修に向け、1,100万円の改修工事設計委託料が計上してあります。南方井手も本年分4,000万円の工事請負費での改修が計画されております。約800メートルを総額1億円をかけて行う事業であり、今年一年で終わる事業ではございませんが、私も一農家であり、早期の改修完了を望むものです。

また、後藤町長が施政方針で示された白水台地の農業用パイプラインの改修についても、令和3年度の着工を目指し、準備申請用の費用が計上してあります。この事業は、約20億円はかかると言われている農政の一大事業でございます。白水地区の将来のためにも、また341ヘクタールが集積する菊陽町の農業拠点としての位置づけもでございます。90%の同意を得るなど、クリアしなければならないハードルもまだまだございますが、準備万端事業を推し進めていただきたいと思います。

また、昨年の決算での賛成討論でも申しましたように、国、県からの助成金の絡みとか、用地買収の不調など、やむを得ない場合は仕方ありません。しかし、努力してできる範囲内の計画は、せっかく予算立てをしているわけですので、なるべく年度内の予算執行ができるように頑張っていたきたいと思います。職員の皆さんが夜も働いて頑張った成果が結果となってあらわれることが町民の皆さん方のよりよい暮らしにもつながってくると考えられます。

最後に、いろんな角度から予算案を調査しました結果、自分なりには賛同できると判断いたしました。今日は、会派代表の賛成討論ではございませんですが、廣瀬議員が質問された菊陽空港線延伸高架橋の4車線化実現を会派令志会最大の要望とさせていただきます、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号令和2年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各



委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第26号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。  
議案第29号令和2年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを質疑を行います。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。  
討論ありませんか。  
小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第30号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について反対をします。

反対の主な理由は、令和2年、3年度の保険料率についてです。

今までより1人当たり7,533円の増で、1人当たりの保険料が6万2,803円になります。今でも高齢者にとってこの後期高齢者医療だけではなく、介護保険等負担が重い状況になっています。高齢者にとって今でも重い保険料の負担がますます値上げをされるということで、非常に厳しいということで反対をします。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号令和2年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号令和2年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書について、委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の請願書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

この件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号菊陽町の子育て支援をより充実するために菊陽町内の私立認可保育園に対する各種補助制度創設の請願書について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、請願第1号を委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第1号 専決処分事項の指定について

○議長（上田茂政君） 次に、日程第2、発議第1号専決処分事項の指定についてを議題とします。

この議案には、布田悟君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して布田悟君、趣旨の説明をお願いします。

○9番（布田 悟君） マスクをとらせていただきます。

お手元に配付の発議第1号の書類を御覧ください。

専決処分事項の指定についてということで趣旨を読み上げさせていただきます。

発議第1号、提出者菊陽町議会議員布田悟、賛成者は記載のとおりでございます。

専決処分事項の指定についてということで、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由は、行政執行の迅速及び議会審議の効率化等を図るため地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決処分事項として指定するものであります。

次のページを御覧ください。

専決処分事項の指定についてということで書いてあります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、議会の議決を経た契約で、契約金額の変更が当該契約金額の100分の10を超えず、かつ、1,000万円以下の変更に關すること。

2、町営住宅に係る家賃等及び明け渡しの請求に關する訴訟、和解及び調停に關すること。

3、法律上、町の義務に属する損害賠償で、1件100万円以下のものに係る和解及び額の決定に關することでありませう。

附則で、この専決処分事項の指定は、令和2年4月1日から適用するとしております。

参考といたしまして、追加説明、若干いたします。

地方自治法第180条では、議会の権限に属する軽易な事項で議会が議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長においてこれを専決処分とすることができることとされております。一定な軽易な事項ということでもありますけれど、これは専決処分として町長に委任しておくことで行政執行の迅速化と議会審議の効率化を図ることができるということでもありますので、今回3つの事項について専決処分として町長に委任するものであります。

この3つの事項及び金額等の要件については、本町の状況や近隣の市町村の状況を勘案した内容としております。

最後に、執行部におかれましては、地方自治法の規定により専決処分の執行後は速やかに議会への報告が義務づけられておりますので、申し添えまして趣旨説明といたします。

提案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

なお、質疑等におきましては自席にて受けたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 発議第2号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 (案)

○議長（上田茂政君） 日程第3、発議第2号中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春君外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して西本友春君、趣旨の説明をお願いします。

○5番（西本友春君） 発議第2号中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由について述べさせていただきます。

従来、ひきこもりは主として若者・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし、最近では就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされております。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えました。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市へのひきこもり地域支援センターの設置やひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じる必要があるために提案をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

4月から6月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。

お諮りしましたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、2月28日から本日までの15日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして、慎重に御審議の上、全ての議案等について可決をいただき

ました。

また、発議第1号によりまして専決処分事項の指定もいただきましてありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さらに、町の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格段の御配慮をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として、御審議いただきますようお願い申し上げます。

追加提案させていただきますのは、財産の取得に係る案件が1件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第35号は、（仮称）第二原水工業団地整備事業に係る財産の取得についてであります。

現在、（仮称）第二原水工業団地整備事業に係る用地取得を進めているところですが、このうち、議会の議決案件となります1件の財産の取得について、土地所有者との協議が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議案第35号 財産の取得について

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、議案第35号財産の取得についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○経済部次長兼商工振興課長（川上一弘君） 議案第35号財産の取得について御説明いたします。

提案理由でございますが、（仮称）第二原水工業団地整備事業による用地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産の取得の内容について御説明いたします。

1、取得の目的、（仮称）第二原水工業団地整備事業による用地の取得。2、財産の種類、土地。3、所在、菊陽町大字原水4110番、4182番1。4、面積8,431平方メートル。5、取得する価格、4,721万3,600円。6、取得する相手方、個人。

財産の取得の内容は、以上でございます。

参考資料としまして、議案第35号に関する位置図を添付しております。参考資料には、工業団地整備予定区域を黒の太線実線で囲んでいます。議案第35号の所在は、黒の細線実線で囲い、塗り潰しと議案番号で表示をしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

副議長北山正樹君からの副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第2 副議長辞職の件

○議長（上田茂政君） 追加日程第2、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって北山正樹君の退場を求めます。

〔17番 北山正樹君 退場〕

○議長（上田茂政君） 本日、北山正樹副議長から一身上の都合により副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

北山正樹君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、北山正樹君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで北山正樹君の入場を許可します。

〔17番 北山正樹君 入場〕

○議長（上田茂政君） 北山正樹君に申し上げます。

提出された副議長辞職願は許可することに決定しました。



最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、そのほかの整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。

お諮りしましたとおり決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時33分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 佐 藤 竜 巳

菊陽町議会議員 甲 斐 榮 治

菊陽町議会会議録  
令和2年第1回3月定例会

令和2年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政  
編集人 菊陽町議会事務局長 高木定伸  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919